

* 0035492000 *

0035492-000

600-203



社会政策の理論と施設

下条康彦・著

日本評論社

昭和6

AGD



下條康磨著



社會政策の理論と施設



日本評論社版

600-203

序 言

將來に對する當爲を豫表するにあつて、予は、過去及び現在に於ける社會の種々相を觀察し、之れを分析するを重要なりと考へる。過去に於ける一切の状態は、數人若しくは數國の意思の結果と云はんよりは、寧ろ、諸般の事情の下に、人間の深刻なる欲望を遂行せんとした數知れぬそれ等のものの結果であると觀たいのである。此の故に、予は第一篇に於て主として社會の諸の現象を、歴史的に、社會學的に、或は倫理學的に考覈し、續いて現存社會の諸の状態を、社會其のものの理想に依りて批判し、我等の生息する社會をしてより善き状態に伸展せしめんが爲めには、如何なる方法に依るべきかを論究したのである。併しながら、若し我等が社會政策とは何ぞやと問はれるならば、恐らくは、何人も之れに即答するを躊躇するであらう。かの聖オーガスティン St. Augustin が嘗て他の事柄に對して答へたところの言葉「問はれないならば我は知る、問はれるならば我は知らず」"If not asked, I know; if you ask me, I know not."を以て、此の難問を逃避するより外に途がないかも知れぬ。勿論、社會政策なるものに對して、或常識的な觀念は何

人も有つて居るに相違ないけれども、之れを的確なる言語に表現すると云ふことは、よしや不可能ではないにしても、相當な難事であるのは言ふを俟たない。唯だ何人も立論の便宜上、假令明確を缺くにしても、少くとも之れが概念を定めてかからなければならぬ。予も亦此の意味に依り、本研究に敘述したるが如き概念を使用したのである。

善の實現を企圖し、協働の倫理に生きんとする者は、何をさし措いても、自他の利害休戚を考慮しない譯にはゆかない。自他の人格を互に認識尊重し、積極的に協働奉仕の生活を営み、自己と社會との有機的關係を意識するところに、理想社會の體貌を見ると信ずる。予は、唯だ單なる政策的抽象論に止まることなく、殊に第二篇に於ては主として實際的方策に傾倒し、我國(内地)に於ける社會政策は如何にせば最も有効に實施せらるべきかに付、實狀に根柢を有する統計表、圖解、或は數理的方程式を採擇し、之れを立證しつつ、現實より理想への進展を企畫し架設するところあらんとした。蓋し我國現今の社會政策的施設を見るに、時々必要に應じて計畫實施せられ、其の間確乎たる脈絡なく、固より諸の施設を通じてそこに一定の理據は認め難い。併し將來に於ける社會政策の實施には、一定の理論的主張の存すべきは當然であつて、此の基調なくしては、諸の施設の間に統一を缺き、其の永續性を失ふに至るのである。仍て、予は社會政策の實

際的方面を攻究するにあたり、常に其の理論的考覈を忘るることなく、實施を要すべき事項に關しては、大體之れを網羅した積りである。

由來、社會政策は國家の政策なりと觀ずる限りに於て、國家の組織、形態並に各般の事情に依つて異同あるべきは自明の理であり、又國家に於ても、時代の推移に伴ひ、施設上更新を要すべきは論を俟たぬところである。但し本書に於ては、社會政策に關する概念を闡明し、我國現下の狀勢に鑑み實施を要すべき施設に付、一とわたり研究を進め、其の一般基本的體系を定めんと試みたに過ぎない。而して本書は既に昭和四年七月稿を了し、爾後、新事實に基き之れに追加補正を爲したるものなることをここに附言する。

昭和六年三月

下 條 康 磨

社會政策の理論と施設 目次

社會政策の理論と施設 目次

第一篇 總論……………(一)

第一章 社會思想の史的探究……………(三)

第一節 總說……………(三)

第二節 希臘及び羅馬の社會思想……………(四)

第三節 古代基督教及び中世紀社會思想……………(九)

第四節 ユトピア社會思想……………(一三)

第五節 個人主義社會思想……………(一六)

第六節 反個人主義社會思想……………(三)

第二章 社會問題と社會運動……………(七)

目次

第一節 社會の本質……………(一七)

第二節 社會的結合……………(三)

第三節 社會問題の意義……………(三)

第四節 社會運動の本質……………(六)

第五節 現代の社會運動……………(七)

第三章 現存社會秩序……………(九)

第一節 社會進化の過程……………(九)

第二節 社會階級の對立……………(四)

第三節 資本主義の考察……………(四)

第四節 労働組合……………(四)

第五節 消費組合……………(五)

第六節 労働黨……………(六)

第四章 近代産業主義……………(六)

第一節 近代産業主義概観……………(六)

第二節 近代産業社會の考察……………(七)

第三節 産業國有問題……………(七)

第五章 産業組織の検討……………(六)

第一節 英吉利に於ける産業組織……………(六)

第二節 佛蘭西、獨逸及び伊太利に於ける産業組織……………(八)

一、佛蘭西に於ける産業組織……………(八)

二、獨逸に於ける産業組織……………(九)

三、伊太利に於ける産業組織……………(九)

第三節 北米合衆國に於ける産業組織……………(九)

第六章 社會問題の解決に關する諸主義概論……………(六)

第一節 總説……………(一六)

第二節 社會主義……………(一七)

第三節 無政府主義……………(一〇)

第四節 サンデイカリズム……………(一〇)

一、革命的サンデイカリズム……………(一〇)

二、亞米利加サンデイカリズム(I・W・W)……………(一一)

第五節 ゴルド・ソオシャリズム……………(一一)

第六節 ポリシェヴィズム……………(一二)

第七章 社會政策の概念……………(一三)

第一節 社會政策の意義……………(一三)

第二節 社會理想と社會政策……………(一四)

第三節 社會政策の目的……………(一五)

第四節 國家と社會政策……………(一六)

第八章 結論……………(一四)

第一節 マルクシズムの檢覈……………(一四)

第二節 社會政策の強調……………(一五)

第二篇 各論……………(一六)

第一章 財貨私有の制限……………(一六)

第一節 總説……………(一六)

一、財貨の意義……………(一七)

二、財貨私有の利弊……………(一七)

三、財貨私有の制限……………(一八)

第二節 財貨私有制限に關する施設……………(一九)

一、過剰所得の制限……………(一九)

二、不勞的増價所得及び戰時利得の制限……………(二〇)

三、相續及び贈與に因る所得の制限……………(二〇一)

四、市街宅地使用の制限……………(二〇八)

第二章 企業 の 制限……………(二一五)

第一節 總 說……………(二一五)

一、企業の意義……………(二一五)

二、企業の制限……………(二二六)

三、企業制限の方法……………(二二八)

第二節 企業制限に關する施設……………(二三一)

一、獨占企業の國有又は公有……………(二三一)

イ、鑛業の國有……………(二三三)

ロ、電力の國有……………(二三三)

ハ、造林の國有……………(二三七)

ニ、鐵道の國有……………(二三〇)

ホ、海運の國有……………(二三三)

ヘ、郵便、電信、電話の國有……………(三三六)

ト、水道、瓦斯、電燈、電車の公有……………(三三六)

チ、銀行の國有……………(三三八)

リ、保險の國有……………(三四二)

二、生活必需品生産販賣企業の國有……………(三四五)

イ、米の生産販賣の國有……………(三四五)

ロ、鹽の生産販賣の國有……………(三四四)

ハ、砂糖の生産販賣の國有……………(三五五)

三、一般企業の監督……………(三五六)

イ、企業の検査……………(三五六)

ロ、労働者及び従業員企業の企業参加……………(三五七)

第三章 生活必需品供給の確保……………(二六三)

第一節 總 說……………(二六三)

一、生活必需品の意義……………(二六三)

- 二、生活必需品供給の確保……………(二六四)
- 第二節 生活必需品供給の確保に関する施設……………(二六五)
- 一、生活必需品供給數量の確保……………(二六五)
- イ、生産の増進……………(二六五)
- ロ、關稅の免除……………(二六六)
- ハ、代用品の研究……………(二六九)
- 二、生活必需品價格の安定……………(二七〇)
- イ、物資配給方法の改善……………(二七〇)
- 1、公營卸賣及び小賣場の設置……………(二七〇)
- 2、消費者の團結……………(二七四)
- ロ、消費稅の廢止……………(二七九)
- ハ、最高價格の決定……………(二八一)
- 第四章 分配の制限……………(二八七)
- 第一節 總說……………(二八七)

- 一、分配の意義……………(二八七)
- 二、分配の制限……………(二八八)
- 三、分配制限の方法……………(二九〇)
- 第二節 分配制限に関する施設……………(二九一)
- 一、生活資料の分配……………(二九一)
- イ、專務者に生活資料の給與……………(二九一)
- ロ、従來の貸銀學說……………(二九四)
- ハ、國家的統制……………(二九七)
- ニ、生活資料の意義……………(三〇四)
- ホ、生活資料給與の効果……………(三〇五)
- ヘ、生活資料給與制に対する反對說……………(三〇六)
- ト、生活資料決定の標準……………(三〇八)
- チ、生活資料の最低限度の計算……………(三一二)
- リ、生活資料給與額決定機關の設置……………(三五三)
- 二、資本に對する利子……………(三五三)

三、利潤の公平なる分配……………(三六六)

第五章 労働者の保護……………(三六九)

第一節 總 說……………(三六九)

一、労働者保護の意義……………(三六九)

二、労働者保護に關する國家の干渉……………(三七〇)

三、労働者保護の方法……………(三八〇)

第二節 労働者保護に關する施設……………(三八五)

一、労働時間の短縮……………(三八五)

イ、労働時間短縮の意義……………(三八六)

ロ、八時間制條約……………(三八七)

ハ、外國に於ける労働時間……………(三九〇)

ニ、我國に於ける労働時間……………(三九三)

ホ、最長労働時間の公定……………(三九五)

二、婦人及び幼年者の労働制限……………(三九七)

イ、婦人労働問題……………(三九七)

ロ、婦人労働者の保護……………(三九九)

ハ、幼年労働者の保護……………(四〇二)

三、産業災害の防止……………(四〇三)

イ、産業災害の意義……………(四〇三)

ロ、産業災害の狀況……………(四〇四)

ハ、産業災害の防止……………(四〇五)

四、傷痍疾病の救済……………(四〇九)

イ、傷痍疾病救済の意義……………(四〇九)

ロ、外國に於ける救済……………(四一〇)

1、傷痍の救済……………(四一一)

2、疾病の救済……………(四一三)

ハ、我國に於ける救済……………(四一四)

ニ、今後の救済施設……………(四一六)

五、労働協約締結必要の消滅……………(四一八)

- イ、労働協約の意義……………(四二八)
- ロ、各國に於ける労働協約……………(四二九)
- ハ、労働協約締結必要の消滅……………(四三五)
- 六、労働委員會の設置……………(四三六)
- イ、労働委員會の意義……………(四三六)
- ロ、労働委員會の沿革……………(四三七)
- ハ、労働委員會の設置の強制……………(四三八)
- ニ、労働委員會の組織……………(四三九)
- ホ、労働委員會と産業管理……………(四三九)
- 七、労働裁判所の設置……………(四三〇)
- イ、労働争議の意義……………(四三〇)
- ロ、労働争議の原因……………(四四〇)
- ハ、労働争議解決の方法……………(四四一)
- ニ、労働裁判所の設置……………(四四七)
- 第六章 失業の防止及び救済……………(四五三)

第一節 總論

- 一、失業の意義……………(四五三)
- 二、失業問題……………(四五六)
- イ、外國に於ける失業問題……………(四五六)
- ロ、我國に於ける失業問題……………(四五九)
- 三、失業の原因……………(四六〇)
- 四、失業の狀況……………(四六五)
- 五、失業防止及び救済の方法……………(四七四)

第二節 失業防止及び救済に關する施設

- 一、解職の制限……………(四七六)
- 二、事業の増加……………(四七八)
- 三、職業の紹介……………(四八三)
- 四、失業者に生活資料の給與……………(四九〇)
- 五、失業救済基金の設置……………(四九四)

第七章 弱者の保護……………(四九五)

第一節 總 說……………(四九五)

一、弱者の意義……………(四九五)

二、弱者發生の原因……………(四九七)

三、弱者救護の方法……………(四九八)

第二節 弱者救護に關する施設……………(四九八)

一、療養の無料給付……………(四九八)

二、弱者に生活資料の給與……………(五〇〇)

三、弱者救護機關の設置……………(五〇八)

第八章 小作問題……………(五〇九)

一、小作問題の意義……………(五〇九)

二、小作問題の原因……………(五一〇)

三、小作爭議の狀況……………(五一六)

四、小作問題解決の方法……………(五一九)

イ、耕地の強制使用……………(五二三)

ロ、米の生産参加者に生活資料の給與……………(五二四)

ハ、米の生産参加者に耕地の貸與……………(五二五)

第九章 住宅問題……………(五二七)

一、住宅問題の意義……………(五二七)

二、住宅問題解決の方法……………(五三一)

イ、住宅の實況調査……………(五三一)

ロ、住宅の供給……………(五三三)

ハ、家賃の制限……………(五三三)

ニ、不良住宅の改良……………(五三六)

第十章 人口問題……………(五三七)

第一節 總 說……………(五三七)

一、人口問題の意義……………(五三七)

二、外國に於ける人口問題……………(五四〇)

三、我國に於ける人口問題……………(五四二)

附 將來に於ける人口推計に付て……………(五六四)

四、人口問題に關する學說……………(五八九)

五、人口問題解決の方法……………(五九五)

第二節 人口問題解決に關する施設……………(六三)

一、人口問題解決の國際機關の設置……………(六三)

二、人工的制限……………(六四)

附 社會政策的施設の實施に因つて生ずべき國家歲計上の影響……………(六〇)

目次終

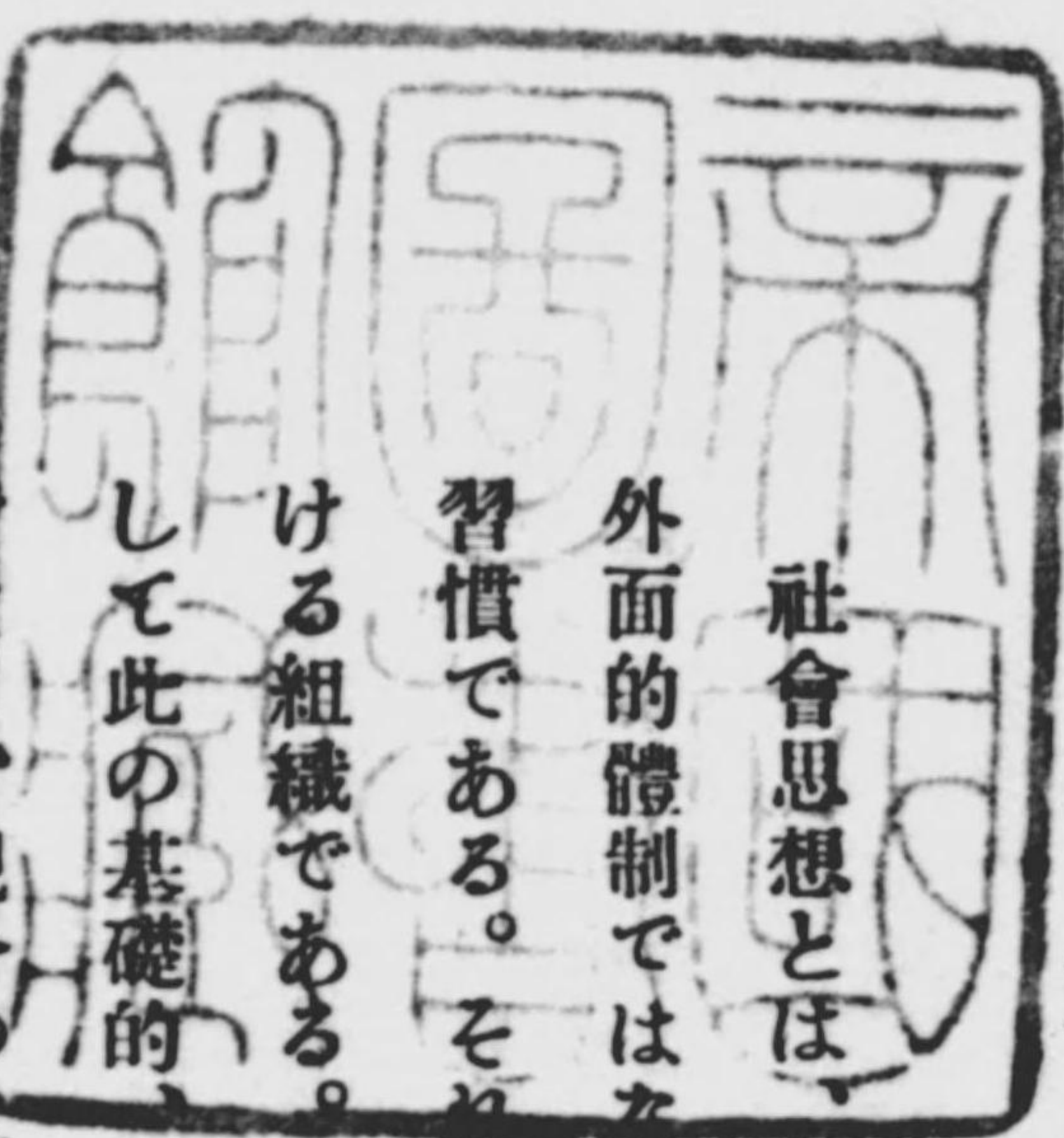
目次終

第一篇 總論



第一章 社會思想の史的探求

第一節 總 說



社會思想とは、社會秩序の諸相に關する根柢的、本質的思想を謂ふ。社會秩序は人性に對する
外面的體制ではなくして、人性其のものから成り、民衆の思想であり、生活であり、風俗であり、
習慣である。それは一箇の機械ではなくして、活ける團體に結合せられた數多の個性より成る生
ける組織である。其の諸の形式や制度は常に人生の表現に止らずして、人生其のものである。¹⁾ 而
して此の基礎的、根本的思想を探求すると云ふことは過去の社會を靜觀し、之れを批判する許り
でなく、現在の社會を理解し、又未來への其の進展を豫表すべき有力なる素材を提供するもので
ある。

社會思想は個人思想と異なり、或群グループに關するものであつて、従つて其の思想の中核は自己の福祉
ではなく他人の福祉であり、言ひ換へれば、個人の福祉ではなく集團の福祉を取扱ふものである。

今や世界は此の社會思想に幾多の重大なる要求を爲しつつある。我等は、人間の生命と自由と權利とを完全に保護せんが爲めに、先づ自他の個性を認識し、そこに團體生活の基礎を置き、組織的協同の有意的生活を營まなくてはならぬ。産業の民衆化と謂ひ社會化と謂ふも、蓋し、團體を社會的に倫理的に認識する自我生活を意味するものであつて、決して單なる抽象的理想ではなく、其の理想が社會的團體生活の中に働いて、人間の生活をより善き、より高き生活に導く力に外ならない。畢竟するに社會思想の史的探究は、過去、現在及び未來を貫く人間生活の中に、自我と團體との有機的實在關係を意識せんとする企圖である。

註 1) Ward, L. F., *The New Social Order, Principles and Programs*, 1923, p. 8.

第二節 希臘及び羅馬の社會思想

希臘に於ける社會思想に付て語らんとすれば、先づプレエトール Plato と アリストートルン Aristotle の二人に指を屈しなければならぬ。一言にして云へば、前者は其の著「共和國」 Republic に於て彼の理想社會を描寫し、後者は其の著「政治學」 Politics に於て實際社會の方向を指示した。彼等は等しく社會生活に關して組織的研究を爲した人々であるけれども、其の理論の内容は

種々なる點より觀て相異なつて居る。

プレエトールに其深な影響を與へた先覺者は何と云つてもソクラテイズ Sokrates である。ソクラテイズに従へば、一個人をして社會の善良なる一員たらしめ、又社會的福祉を増進せしむるところの正義、智慧、節制、勇氣等の特性は、一個人を善良たらしめ、其の人の進歩を保全するところの特性と同一であることを主張し、徳は知なりと云ふ教義を樹立した。此の確信は理論的には誤でないにしても、實際上には或破綻を招來した。何はともあれ、プレエトールの思想生活に深き肝銘を残したのはソクラテイズの人格であつた。²⁾ 而して彼の教義はプレエトールをして教育の一般化を高調せしむるに至つた。プレエトールは觀念は生活の支配力なりと云ふ考から、其の觀念世界に正義の社會を搜し出す爲めに、當時の放縱な社會状態に反感を有ち、理想的國家の開展を望みつつ、彼の生活を社會哲學の方向に轉換したのである。彼の目堵する正義の社會とは、各人が國家に最も有用な位置を見出し、其の位置に於ける全責務を充たすことに外ならない。彼は觀念は實在であり、之れを手段として世界は作らるべきを信じ、そこに完全なる社會的形態を認め、新社會組織を計畫したと言つて差支へがあるまい。³⁾

アリストートルは其の師プレエトールとは異なり、觀念の世界を究明すると云はんよりは、寧ろ

事物の状態や組織の實際的研究を爲す種類の人であつた。従つて彼の社會思想は統一的ではないが、其の過程と進歩とに付ての想念を示して居る。彼の「政治學」は社會生活の種々相に付ての言説と見られよう。彼は國家は個人の社會的必要の上に建設され、此の必要上、人間は群居性或は社會性の本能を有する、本質的に人間は政治的動物であり、同種類の者と連帶して生活することを欲する、人間は社會の一員としてのみ其の最高善 *summum bonum* を達成することが出来ることを主張して居る。又彼の所論が暗示して居る理想社會は、共通の安寧上から判斷して、有徳な人民の生活する社會であり、善良な法律の施行せらるる社會である。而して彼の理想社會に於ける主調音は「社會的中庸」 *social mean* と云ふことである。従つて彼は富者と貧者との二階級のみにては社會は不安である故に、そこに中等階級の介在を必要なりとした。而して中等階級は横暴なる富者又は猛惡なる貧者が國家を支配するのを豫防せんとするものであり、此の階級の存在をこの上もなく重要なりとするものである。

之れを要するに、ブレネトリーやアリストートルが保持した希臘の社會思想は、根柢に於て智的なるが故に注目し値するとしても、一面に於て感情の要素を無視するが故に片手落であると言はば言ひ得る。然れども、希臘の社會思想は近代の諸の社會科學の勃興に與つて力ありしことを忘

る譯にはゆかない。

羅馬の社會思想は、考察の仕方によつては、希臘の社會思想の連続であり、其の哲學的運動の成果であると思ふことが出来る。而して立法的天才を有せる羅馬人の社會統制上重要なる、かの法典編纂 *Codification* の偉業が、之れを代表して居ると言へるのである。

一體、羅馬に於けるストアイシズム *Stoicism* なるものは、其の職由するところを、徳は知なりと説くソクタイズに求めなければならぬ。即ち徳は人間の實際的行爲から生成する智識なりと考ふる點に於て、アリストートルの説くところと異なり、同情を疾病なりと觀じ、又同時に、エピキユリアニズム *Epicureanism* の理論と反對に、ストアイシズムは快樂なるものを嫌忌すべき病的目標なりと説いて居るのである。ストアイシズムは、徳とは自由にして故障なき生活を過ごすことに存すると教へ、又人間性の中には受動的同胞主義をなすところの世界主義の存することを説きつつ、其の同胞主義は情的でなくて智的であるべきことを高調し、最善の社會は貧乏からも富有からも特徴づけらるることなく、従つて財産所有の中庸なることを社會最良の状態なりと力説する。何はともあれ、ストアイシズムは、假令それは受動的、非感情的であるにもせよ、卓越した社會的理想を示して居ると云ふことに異論はない。併しながら、此の主義は集團に對して

よりも、寧ろ個人に對して、よりよく貢獻したと見るのが妥當なる解釋であらう。言ひ換へれば、墮落した當時の社會を更改するに足るだけの力には乏しかつたけれども、淫逸な享樂の世界にあつて自らを堅く持するに足るだけの力はあつたのである。

羅馬人の立法的天才は法律學と云ふ特種の社會科學を創設し、契約權、私有財産權等を強調したけれども、之れを社會的に觀察するときは、個人的制度の發達にのみ寄與するところ多かりしを認めざるを得ないのである。

之れを要するに、羅馬に於ける社會思想を代表すべきものはストア哲學的想念であつた。此の主義の源泉の希臘にあることは固より論なきところではあるけれども、此の想念が羅馬に於て其の頂點に達し、羅馬帝國をして基督教的社會觀を容易に受け容れしむべき有力なる素地を作つた點に於て、忘るべからざる功績を残したものと云うてよからうと思ふ。

註

- 1) Bogartus, E. S., A History of Social Thought, 1923, p. 71.
- 2) Ibid., pp. 75-76.
- 3) Ibid., pp. 77-79.
- 4) Ibid., pp. 99-103.
- 5) Ibid., pp. 113-118.

第三節 古代基督教及び中世紀社會思想

古代基督教社會思想は、希伯來人の社會觀念——其の家庭に充溢して居た彼等の子女に對する保護と愛の精神——から生成したものである。固より基督は何等組織的に社會思想を表明しては居ないけれども、之れを總括的に言へば、新しい社會への原理と觀念とを強調し、社會的、宗教的人格の必要を力説した。彼は神の王國と謂ふ完全なる社會を豫想したのである。此の王國は天上に於けると同じく地上にもあり得るもので、それは協働の生活へと導く意識の精神であり態度である。彼は又神の下には世界は一家族であると見る所謂四海同胞の觀念を擴充して居る。畢竟、此の觀念に従へば、王國とは眞理上神を崇ひ、協働生活上同胞を愛する全人類を含む地上の國に外ならない。一體、基督教主義の要諦は愛の社會化と云ふことであり、それは社會學上の根本觀念である。愛は人々を憐憫し、謙遜と犠牲とに導くものであると教へる。又愛は奉仕を意味して居る。基督教的愛は一定不變の公衆奉仕即ち社會奉仕を意味するのである。基督は最も高き典型の民主主義者であると同時に、社會的犯罪者をさへ憐憫し同情し之れを許容した。

古代基督教社會思想は、先づ個人を改造して世界は改善せらるると云ふ立場から、社會原則の

實行的方面に貢獻した。或は世界同胞主義を認めれば人類の種族的偏見は消滅すべしと説き、或は世人をして結婚の神聖なる権利であることを知らしめ、夫婦共に其の子女の爲めに働くべきことを教へて居る。要するに、家族と云ふ觀念は新約全書を貫く主要なる社會制度であつたのである。思ふに、古代基督教は傳道布教に力を注ぎ、福音を説きつつ各地に遍歴し、實質上極めて活動的、推進的なものであつた。

次で中世紀の前半を考へると、羅馬人と基督教徒とに關して注目すべき傾向があつた。即ち羅馬人は新しき形態である寺院に其の勢力を増加するに至つたが、基督教徒の影響は高き理想と新しき義務と禁慾主義などにて表明することが出来た。寺院は不安定な社會状態の反映として漸次勢力を獲得し、中世初期の特色である社會的無秩序から教育的運動が伸展した。又一方、封建制度の擡頭したのも此の期の一の顯著な事實と見なければならぬ。封建制度は土地に據つて集權するの社會を作つた。其の結果土地所有者は權力を得、土地は社會的、政治的權力を作るの素因となつた。此の土地組織の下に貴族、僧侶、百姓と云ふ三階級の人民が存在した。貴族は支配者であつて軍事の特權を行ひ、僧侶は自己の屬する制度上土地權を獲得し、百姓は貴族を蔑視しつつも、貴族の爲めに働き之れを支持して居た。かくて勢力を増大しつつありし寺院は騎士道を利用

した。つまり寺院を防禦するのが騎士の義務となり、遂に騎士道は中世紀後半に於ける社會的訓練の規範となつたが、併し、それは軍事的傳統を繼承せる一種の變形的軍事組織に外ならなかつた。

煩瑣哲學の勃興は僧院生活 *monasticism* を否定するに至り、第九世紀に於ては、主なる思想家は自然的社會國家の概念以外に出でなかつたが、十二世紀に至り「人民主權」*Popular Sovereignty* の原理に付て微かな曙光が現はれ始めた。然れども當時の思想は主として神學的に傾いて居たと言へるであらう。煩瑣哲學は個人的行爲の教導として寺院的傳統を否認した。トーマス・アクキナス *Thomas Aquinas* の如きは此の學派に於て著名なる一人であるが、彼はアリストトールの論理法に立ち戻つて、人は社會的生物であり、自己の目的を達する爲め社會的體制に於て他の人々と協同する、個人は聰明な政治的指導者として有能な支配者を求めて居る、人は此等の支配者に權力を依頼すると説くのである。

中世紀の末葉に於ては各種の思想が擡頭したけれども、此の期の社會思想として注目すべきは、英國の詩人ウキリアム・ラングランド *William Langland* の勞働者並に農民階級の生活状態を描寫したる詩篇であらう。

之れを要するに、中世紀を通しての社會思想なるものは斷片的であり、其の期間の數世紀に互

つて居るに拘らず、新鮮なる社會思想は極めて少かつたと言はざるを得なす。

- 註 1) Bogardus, E. S., A History of Social Thought, 1928, pp. 122—131, 140—141.
2) Ibid., pp. 144—152.

第四節 ユトピア社會思想

ブレネトの理想主義は、トーマス・モア Thomas More の「理想國」Utopia (一五一六年の作)となつて現はれた。モアはブレネトを祖述して近世の社會哲學體系の出現を促したと共に、プルターク Plutarch の影響を受け、文藝復興の黎明期に於て完全なる國家概念を表明した。今、モアの社會思想を理解せんが爲めには、十五、六世紀に於ける英國の狀態を少しく觀察しなければならぬ。ヘンリー七世及び八世なる二人の専制君主の時代に於ては、農民の生活狀態は言語に絶するものであり、失業は一般の傾向となり、刑罰は殘忍の極度に達した。單なる盗みでも極刑が課せられ、一塊の麵粉の盗まれたとき、それを見て居た人も同様に殺されたと云ふ話さへある。トーマス・モアは當時のかうした不正なる社會狀態を公然と批評し得なかつたので、彼は作中の人物、ラファエル・ハイスロデー Raphael Hythoday の口を藉りて、彼の把持する急進

的觀念を述べたものである。此の作の第一部は英吉利に於ける政治狀態の亂調を慨し貧困と刑罰の不正なる種々相を描寫したもので、第二部はアモロート Amurote と云ふ神秘の島の理想國を表出し、此の島の經濟的、社會的生活の基調は一種の共產主義であると云ふ點に於て、ブレネトの「共和國」を想起せしめる。アモロートでは財貨は共有で皆均等の富を有して居る。モアは重大な社會的害毒である貪慾を根絶する意味に於て共產主義を是認した。此の理想國に於ては農業が最も主要なる職業であつて、食糧問題こそは、永遠に國民的問題として肝要なりと考へられたのである。

「理想國」に於ては總ての人が職業を有する許りではなく、皆勞働に従事して生産に參與する。かく島民全部が勞働するので其の時間も六時間に過ぎない。又總ての人はよく訓練され、社會的意識が發達して居るから、無用なる多くの法律を要しない。従つてここに存在する僅少なる法律は神聖であつて、必然的に起る訴訟の場合にも、之れが運用に關しては辯護士を必要としない。都市の組織も普通とは異なり、各都市の中央部に市場があつて凡ゆる物品を交換する。都市計畫にも準則があつて人口の稠密は許されず、人口規定を超過するときは新都市が建設される。社交機關も全島共通で、公會堂に集つて或は音樂を演奏したり、或は有益な談話を爲したりする。島

民は唯物主義を征服し、奢侈を嫌惡し、社會的に極端な争闘を排除した。家族は基本的社會單位であり、純粹な單婚本位の愛が理想化されて居る。以上の外、モアは「理想國」に於て、或は徵兵制度に關し、或は刑罰の觀念に於て近代的な解釋を爲しつつ、英國當時の狀態に對して忌憚なき批評を試みた。彼は社會問題に於て深き考察を有して居る許りでなく、彼の社會に對する觀念は近代人にとりても眞に注目し値する多くのものを有して居る。又此の作は嘗に社會的理想家にとつて許りでなく、實際問題に關する人々に對しても、深き暗示と感銘とを與へたのである。

フランシス・ベイコン Francis Bacon は、其の著「ニユー・アトランティス」New Atlantis (此の作の現はれたのは一六一七年頃) に於て、斷章ではあるが、高級な社會の繁榮と科學的智識の社會化が行はるるユトピアに於て描寫して居るが、ここでは既に飛行機や馬を用ゐざる乗物や潜航艇などが發明される程科學の進歩が著しいのである。しかもベイコンと時代を同じうして、伊太利にはトマソ・カンパネラ Tommaso Campanella が出でて、社會思想に對する新解釋を試みたが、異端的觀念であるとして投獄せられ、獄中で「太陽の都市」Civitas Solis (一六四三年の作)を著はし、粗慢ながらも社會に關する一味の心理學的研究を示して居る。彼の目堵する社會組織は、權力と智能と愛情との三原則が均衡を保つて居るものでなければならぬ。此の三原則が社會過程

に於て均齊に表現せられて始めて完全なる社會が生ずると觀るものである。その他、ジェームズ・ヘアリントン James Harrington の小説「オーシェイナ」Oceana に表はれたる土地所有に依る社會組織や、或はウキリアム・モオリス William Morris の「理想郷たより」News from Nowhere に表はれたる藝術社會主義の支配下にある完全な社會の描寫や、更に近代に於ては、エドワード・ベラミイ Edward Bellamy の「回顧と平等」Looking Backward and Equality 等の如きは、確かに人口に膾炙せるユトピア主義の著作であると言はなければならぬ。ベラミイに依れば、人間は自然から自由に賦與された物を平等に分配するべきであると共に、各人は勞働生産を平等に分配するか乃至は公共の收入にすると云ふ條件の下に、國家全體を産業組合たらしめんとする企圖を表示し、當時の經濟組織の惡弊を指摘して居る。ベラミイは協働を否定する個人主義を排斥し、民族としては連帶責任、人としては同胞主義の上に立つて、彼の理想社會を建設せんとした。畢竟するに、本節に於て略敘したユトピア社會思想に共通なる缺點は、當時の社會事情に於ては到底實行し得ざる思想傾向であると共に、餘りに經濟組織の變更にのみ腐心し過ぎたる點にありと思はれるが、一方、其の長所は、當時の社會的病弊に對し剴切なる批評を爲し、直截なる暗示と感銘とを與へ、其の影響の及ぶところもかなりに廣汎なる點であらうと思ふ。所詮、ユト

ピア社會思想は一つの社會的理想主義に外ならない。

註 1) Bogardus, E. S., A History of Social Thought, 1923, pp. 157—170.

第五節 個人主義社會思想

傳統と獨斷とが人類を支配すること久しく、人類はそこに束縛の本性を認識し、之れより脱出せんとする試みを有つに至つた。とりわけ、文藝復興の曙にはかうした色彩の濃厚さを見る事が出来る。げに、「文藝復興」Renaissanceこそは人類自覺の精神的發現に外ならない。

此の言葉はかの十五世紀に擡頭して文藝復興の運動の全部を包含すると思はれて居た古學復興の運動のみを表はすのでなく、今や一般に更に大きな複雑した運動を指呼し、古學復興は此の大きな潮流の一支派たるに過ぎない。我々にとりて文藝復興なるものは實際複雑多岐な、しかも統一ある運動の名であつて、そこには智と想像とを表はす事物をそれ自身の爲めに愛すること、及び人生をより自由な、より適當な方法に於て考へようとする願望が感ぜられる。」とウォルター・ペーター Walter Pater は説いて居るが、所詮、此の運動は、一方佛蘭西に於ては天賦人權論と自然復歸論との物興となり、他方英吉利に於ては個人主義的思想傾向の生誕を促すに至つたこと

は争ふべからざる事實と言はなければならぬ。

既にベイコンに依つて個人的自由への途の開かれたる英吉利は次でトーマス・ホッブス Thomas Hobbes に依つて、人間は根本的には自己中心で自我的で快樂愛好者なりと云ふ觀念が紹介せられたけれども、彼は人間性の本能的基調を深く研究しなかつたが爲めに、一方には彼が信じた政府の絶對的形體を保持しながら、他方には彼は帝王の神權的觀念を否定すると云ふ窮境に陥つたのである。然るにジョン・ロック John Locke は、社會的契約の理論を強調し、支配者が主權を濫用するが如き場合には、それは人民に復歸すると云ふ觀念を構成した。かくて個人の自然的状態は、何人の許可を待たずして自己の行動を律する完全なる自由の状態であるとの説を保持し、此の自由の状態は支配する自然の法則を有つて居り、一切は平等であるが故に、何人も他人の自由と所有とを害ふべきにあらずと強調した。彼は又自己と社會との關係に付て、自己の必要を效果あらしむる爲めに社會に結合するものであるとし、財産は人の規範的表現なるが故に、其の保全の爲め社會に結合するの必要を認めて居る。之れ蓋し財産は人に必要なものであると云ふ理由から、財産の所有を彼は辯護したのである。

抑々十七世紀末葉から十八世紀中葉に互つて、歐洲に於ける個人的自由の想念は、天賦人權の

原理と人間相互の契約的社會關係と經濟學說から發達したところの所謂自由放任主義 *Laissez-faire* とに集中せられたかの觀がある。

自然的自由と經濟的自由との觀念を採つた重農主義 *Physiocratism* は、佛蘭西の社會思想の上に驚くべき影響を與へた。此の派の頭目と見らるべきはケネイ *Quesnay*、ドゥ・グールネイ *De Gournay*、チエール *Turgot* 等であつて、此等の人々は物質世界を支配すると同様に人間生活を支配する自然法則の存在するを信じ、此の法則の下には各人は齊しく天賦の權利を有つて居ると言ふのである。重農主義者 *Physiocrats* の所説に従へば、政府が統制すべき主要なる點は個人の自然的自由を保全すること、言ひ換へれば、一切の工業も商業も統制的に整齊すべきものでないと云ふところに存して居る。又ルッソー *Rousseau* は、其の著「民約論」*Le Contrat Social* 及び「エミール」*Emile* に於て、文明を痛烈に攻撃し、天賦の人權を破壊するものとして寧ろ之れを呪詛し、自然への復歸を高調した。結局彼は、文明なるものが社會的害毒を生み、其の結果は社會的墮落となり、社會的不平等を齎すと觀じ、複雑な規定や拘束や義務などの桎梏なき自然に歸れと主張したのである。恐らくルッソーが社會思想に寄與した主要なる點は、彼が謂ふところの生命と自由と幸福との追求は人間不可分の權利なりとし、其の精神がトーマス・デューファンソン *Thomas Jefferson* に深き感化を與へて、米國獨立の宣言書となつて現はれたところに見出さなければならぬ。モンテスキュー *Montesquieu* は、彼の「法の精神」*Esprit des Lois* に於て、多くの國民の法律を精解して、其の法律と社會的及び政治的狀態との關係を明かにしようと試みた。彼に従へば、法律は形式的契約の發達と云はんよりは寧ろ生活狀態の自然的發達であり、社會なるものは契約の發達と云はんよりは寧ろ自然の進化であると言ふのである。

如上の天賦人權論と各種の個人主義的傾向とは、嘗に社會契約の想念許りでなく、又重農主義 *Mercantilism* の想念をも拒否したのである。固より重農主義は、鞏固な國家を建設せんが爲め、政府が生産的企業を制限する制度であつて、此の主義は佛蘭西の Colbert に依つて唱道せられ、十七世紀後半より十八世紀前半に互つて歐洲諸國に普及したが、其の後英吉利及び佛蘭西に於ける重農主義は、前述せる重農主義即ち自由放任主義の理論に風靡せらるるに至つた。此の *Leech* と關聯して忘るる能はざるは *Adam Smith* の偉名である。彼は重農主義なるものを制限的組織なりとし、制限は往々にして富者と権力者との利益の爲めに營まれ其の結果貧者を閑却し壓制するものなりとして之れを痛撃したけれども、一方自由放任主義も同様に富者と権力者との便益を與へ、貧者を等閑して居ると云ふ點を顧みる暇がなかつた様に思

はれる。何はともあれ、スミスは天賦人權の想念を産業の上に應用し、同情の想念を個人、階級、國民の間に展開し、分業の必要を高揚し、個人の活動を自由にし、以て各人の利益を擁護せんと努力した。

ここにスミスの自由主義と密接なる關係に立つ功利主義 Utilitarianism に付て述ぶべき順序となつた。此の主義を有名なものとしたのはジェレミー・ベンサム Jeremy Bentham である。彼の唱道した「最大多數の最大幸福」なる語句は、當時個人主義者の標語の如くに用ひられたけれども、同じ語句は當來の團體主義を誘導すべき指標となつた様に思はれる。事實十九世紀初頭の英吉利に於て個人主義と對立關係を有つ社會主義の現はれたるが如き、やがて之れを證するに十分である。彼は此の指標の趣旨に適はせんが爲め、先づ第一に當時の法律は總て議會を通じて改革せしめんことを企圖し、次で彼は政治組織を更改するの必要を指摘し、普通選舉、秘密投票、婦人參政權等の方策を唱道し、更に下院のみの所謂一院制を布かんとし、君主制を排して共和制を理想的なりと主張した。又彼のレーセ・フェールの具象的結論と見るべきは、契約自由の原則 Principle of Freedom of Contract を樹立したことである。かくて功利主義はジェームズ・ミル James Mill に依つて祖述せられ、次で其の子ジョン・スチュアート・ミル John Stuart Mill に依

つて多大なる結果を齎すに至つた。ミルは常に經濟學者として許りではなく、倫理、哲學、宗教、政治の諸方面に亙つて該博なる蘊蓄を傾倒して飽くことを知らなかつた。其の著「人心現象の分析」Analysis of the Phenomena of Human Mind の如きは、確かにベンサムの功利主義倫理學の或短所を補足して餘りあるものと言ふことが出来るであらう。彼は各人が他人の平等な權利を妨害せずして作用し得る凡ゆる權利を有つべきことを主張し、人を分類する一般的方法が貧富を基準とすることに反對すると共に、それ等の區別は常に人格的價值如何に依りて行はるべきことを強調したのである。

註 1) Pater, W., The Renaissance, (The Modern Library), 1919, pp. 1—2.

2) Bogardus, E. S., A History of Social Thought, 1928, pp. 178, 182—191, 193, 195.

第六節 反個人主義社會思想

ここに反個人主義社會思想とは、主として個人主義と正反對の立場を有つ社會主義的思想を指呼するものである。

社會主義なるものは十九世紀の初頭、歐洲大陸及び英吉利に擡頭した。固よりブレエトの共

産的理想主義もモアのユトピア社會思想も、或意味に於ては社會主義の先驅と考へ得るけれども、謂ふところの社會主義は、産業革命以後特に十九世紀初葉に於ける歐洲を席卷した社會的不安に因り醸成せられたものであつて、自由放任主義に對する反動思想と見ることが出来るのである。

社會主義は、佛蘭西に於てはサン・シモン Saint Simon やフーリエ Fourier、英吉利に於てはロバート・オウエン Robert Owen、獨逸に於てはロドバルツス Rodbertus やフェルディナンド・ラッサール Ferdinand Lassalle、カール・マルクス Karl Marx やフリードリヒ・エンゲルス Friedrich Engels 等の想念と經驗とに依つて始まり、佛蘭西に於ける此の運動はブルードン Proudhon とルイ・ブラン Louis Blanc とが之れを押し擴めて行つたが、英吉利ではフレデリック・モリス Frederick Maurice やチャールズ・キングスレイ Charles Kingsley 等の基督教社會主義者に依つて唱道せられ、獨逸では數十年間其の派の頭目であつたマルクスに依つて、此の主義は最も顯著なる發達を遂げた。

サン・シモンの「新基督教主義」と謂ふ著作は社會思想に多大の貢獻を爲して居るが、彼の考察は深遠でもなく組織的でもなく、極めて率直なところが其の特色であらう。彼は貧窮者の生活状態の改善を主張し、之れを世人に訴へたのである。フーリエは、他の意味に於て重要な社會主

義的理想——人間の利己心を蔑視し、人間性の急激なる改變を要望する——を高揚し、之れが發達を企圖した。ルイ・ブランは、政治機關が民主的に組織せらるる迄は社會の眞の改造は行はれないと云ふ立場から、社會主義的思想を政治と關聯せしめ、民主的國家に依つて營まらるる工場は労働者自らの役員を選擧し、彼等自らの産業を整齊し、それより生ずる報酬の分配を爲す労働者よりなる産業聯盟をして、之れが統制を爲さしめんとするものである。併しながら、彼の所謂工場觀念は實行上成功を見なかつたことを記憶しなければならぬ。佛蘭西に於ける殆んど全部の初期の社會主義者は、革命家と云はんよりは寧ろ進化論者であつた。彼等は階級闘争の理論を唱ふることなく、従つて無産階級よりも寧ろ中産階級の觀念を發達せしめた。勿論、無産階級の主權を宣言し、相續財産及び私有財産の廢棄を唱道し、法人財産は之れを沒收して、共產的國家を建設すべしとしたバブーフ Babeuf の如きは、其の例外に屬すべきものである。哲學的無政府主義者ブルードンは財産權を攻撃し、財産は掠奪であると言ひ、又彼は各個人が自由に發達し、各自よく自らを統御することが出来れば、最早政府は無用であると説いた。

ロバート・オウエンは英國に於ける社會主義の創設者と言つてよい。當時の英國は労働時間なり、婦人並に幼年労働の状態なり、又労働者住宅問題なりが、總て最悪であつた。彼は産業的正

義を保全する手段として、又労働者の人格を自由に進展せしむる機会を興ふる手段として、協働運動を提唱した。何はともあれ、オウエンの社會思想の核心は、産業的發議權と協働の機会とを労働者に興ふるの必要を力説したところにあると思ふ。此の世紀の中葉に至つて基督教社會主義が隆盛になつたが、此の運動の創始者はモリスとキングスレイとであつて、共に當時の經濟組織に基督教主義を適用せんとするものであり、彼等は經濟的競争の代りに、産業關係に於ける雇傭者と被傭者とは常に協働と愛とを以て倫理的に結合すべきことを提唱するものである。

獨逸に於てはロドベルツス、ラッサール、マルクス、エンゲルス等が、人間社會の本性に關して社會主義思想を開發した。ロドベルツスに従へば、土地と資本とは之れを國有となし、其の生産に依つて労働に報償せんとするもので、言ひ換へれば、國家が労働に對し公平なる報酬を保障すべき立法を爲すべしと説くものである。即ち、彼に依つて國家社會主義の形態が展開せらるるに至つたと見なければならぬ。次にラッサールは社會民主主義の建設者であつて、彼の著述の中に、自然的状態は悲惨と惡徳とを生ずるが故に、國家の主なる仕事は此等から解放すると共に労働者をして産業の自由を享受せしむべきを説いて居る。又彼は貨幣鐵則の理論を否定し、一方生産聯盟の設置を高唱した。かくてラッサールは獨逸に於ける社會民主黨の創始者となり、勇敢

に政治的權力を有つた反動的階級を嘲罵し、當時の社會組織を覆滅せしめんと企てた。カール・マルクスは巴里に滞留中此の國の社會主義、とりわけブルードンから影響を受くること甚大であつた。一八四五年巴里を追放せられてブラッセルに赴き、此の間エンゲルスとの交友を深めたのである。越えて一八四八年マルクスとエンゲルスとは共產黨宣言 (Communist Manifesto) を發表した。實に此の文書は世に所謂「第四階級の人權宣言」或は「革命無産階級大憲章」と呼ばれるもので、大體に於て、土地私有の廢止、財産相續權の廢止、累進的所得税、交通運輸機關の國有、國家に依る生産企業の擴張、強制労働、自由教育、幼年労働の禁止、町村と國との間に於ける不信任の除去等を高調力説して居る。其の後彼は國際的労働者聯盟を創立した。此の根本的觀念は協働の目的の爲め世界的或は國際的連結に労働者階級を解放する労働團體を構成することであつた。一八六九年マルクスはカール・ライブクネヒト Karl Liebknecht やエンゲルスと共に獨逸社會民主労働黨を組織した。かくて一八七五年にはラッサールが創始した社會民主黨と聯合して資本主義に挑戦した。マルクスは其の著「資本論」三卷を通して、社會進化を分析し、資本の始まりより專制的結果に至る迄の過程を探求した。彼は觀るが儘に社會の史的進化を描出し、共通善の爲め凡ゆる労働者の組織の爲めの計畫に參與した。又彼は、産業上の所得は其の功績 Achieve-

ments に比例して労働者に分配せらるべきであると云ふ立場から、富の平等なる分配を唱道した。²⁾ 以上は社会主義的社思想の概観に過ぎない。勿論此の外に、社思想としては露西亞に生れたボリシエヴィズム Bolshivism、佛蘭西に源を發し同國と北米合衆國とに形態を變へて發達したサンデイカリズム Syndicalism、又はクロポトキン Kropotkin に依つて唱道された無政府主義等、本節に説くべき多くを有するけれども、此等の敘述は後章に譲ることとする。

- 註 1) Bogardus, E. S., *A History of Social Thought*, 1928, pp. 245—251.
 2) Marx and Engels, *Manifesto of the Communist Party*, Kerr, 1902.
 3) Bogardus, E. S., *op. cit.*, pp. 252—254.

本章の一般的考察に役立ちし参考書を次に掲げる。

Bogardus, E. S., *Introduction to Sociology*, 1917, pp. 322—325.
 Brooks, J. G., *Labour's Challenge to the Social Order*, 1920, pp. 12—20.
 Chancellor, W. E., *Educational Sociology*, 1919, Pt. 3, pp. 361—367.

第二章 社會問題と社會運動

第一節 社會の本質

社會學なる術語を使用し、普遍化的文化科學としての體系を創始したコント Comte は、事實上該科學其のものに寄與するところは比較的少かつたかも知れないが、之れに重要な基礎を與へ、社會現象の觀察と分析とを主張しつつ、社會動學から社會靜學を分離した最初の人であると云ふ點に於て、忘ることが出来ない。彼は家族を社會の單位なりとし、人は孤獨にて生存し得ないが、家族は夫れ自身で生存し得ると言ふ¹⁾。而して彼の指呼する社會とは、分業と協働とよりなる多數家族の集團であつて、彼は社會構成の要素を個人ではなく家族なりとし、此の各家族の緊密なる相互關係が社會を形成すると觀て居るのである²⁾。スペンサー Spencer はラマーク Lamarck やデアウキン Darwin の如き生物學者の研究に刺戟せられ、生物學上の單細胞を根本的の社會單位なりと考へ、個人を細胞とするところの一有機體と見る³⁾。然るにマッケンズイ Mackenzie の如き

はスペンサーとは異なり、「自然的組織體は其の高度に寸毫をも加ふることが出来ないし、又其の部分々々の性質に何等徹底的變化を爲さしむることも出来ないが、社會なるものは、凡ゆる知識からそれ自體を變形することが出来るし、解體することも、亦再生することも出来る。若しそれが一つの組織體であるならば、それは少くとも諸の組織體中の一つの組織體であつて、その各々は、それ自身の生命を有つて居る。他のものに對するその關係は、常に外面的である許りではなく、それ自身の存在を透徹することが出来る。實に社會は生きて居り、しかもそれは思想と共に生きて居る。それは識別し、撰擇し、判斷する。そして過去に關する省察と、現在に對する批判とに依つて其の將來を形成する。自然的發達であり、省察的構成なりとする人間社會のかうした二重の局面は、普遍意志と謂ふ概念に依つて一部は推斷される」と論じて居る。又ギディングス Giddings は「本來の意味に於ける社會は、交際であり、結合である。而して凡ゆる眞の社會的事實は其の性質上心理的である」と言ひ、更に彼は「狭き意味に於ける社會は單に親交であり、或は或目的の爲めに結合する數多の個人であるが、より廣く科學的に重要なる意味に於ける社會は意識的生物の自然に發達した集團で、其の中に於て親交が明確な關係となり、やがては、複雑な持続的な組織となるものである」と言ふのである。マキイヴァ Maciver に依れ

ば「生ある者が、相互に意志せられたる關係に参加するか、或はさうした關係を持続するところに社會が存在する」と言ひ、又他の所にて「予は、社會なる語を、人間對人間の凡ゆる意志せられたる關係を包含すべき一般的或は總括的意義に之れを用ゐんと欲す」と言ひ、更に他の著述に於ても「社會とは最も廣き意味に之れを用ふれば、人と他の社會的動物との相互關係の凡ゆる種類と凡ゆる程度とを包含する。我等が用ふる一切の他の言辭は社會的事實及び狀況の特殊なる典型或は種類を表現するであらう。社會とは何等の制限なしに之れを用ふれば社會的關係の全體系を意味する」と言つて居る。又エルウッド Ellwood は「社會は心的相互作用に依つて集合的生活を營むところの個人々の集團である」と言ひ、タルド Tardus は「社會とは模倣か或は反對模倣に依つて生じた多數の類似を表示する人々の集團である」と定義して居る。其の他幾多の定義を拉し來るも、社會を構成する要素の差こそあれ、概ね、社會は多數人の結合なりと思惟するのである。併しながら、多數人の結合が總て社會ではない。然らば如何なる結合を以て社會と認むべきかに付ては諸家の説くところ軌を一にしない。固より單なる有機體又は社交團體とも見られず、心的相互作用乃至模倣等の如きは社會構成要素の一ではあるが、根柢のものではない。予は結合に依る利益即ち目的あることを以て社會的結合の根幹と信するのである。利益なければ社會の

結成なし。果して然らば其の利益とは何ぞやと云ふに、多數人が結合して其の活動が共同の目的に一致し、共存共榮の立場にある即ち所謂協働關係にある場合に於て、そこに社會が眞に存在する意義がある。畢竟、予は社會を以て協働關係を有する多數人の結合なりと觀るものである。言ひ換へれば社會は共通の利益の爲めにする結合でなければならぬ。社會を以て「望まれたる共存」なりと觀るも蓋し前述の意義の別個の表現であると考へ得る。以上社會の本質に付考察し來つたが、此の事は直に之れを、我等が生息する實在の社會其のものとして、考察するべきではない。何となれば、此の實在社會は、かうした抽象的想念を伴ふ具體的事象としてのみ存在するからである。

- 註
- 1) Comte, A., Positive Philosophy, translated by H. Martineau, 1913, Vol. I, p. 232.
 - 2) Ibid., Vol. II, pp. 281—292.
 - 3) Spencer, H., The Principles of Sociology, Ed. III, 1891, Vol. I, p. 450.
 - 4) Mckenzie, J. S., Outlines of Social Philosophy, 1921, p. 50.
 - 5) Giddings, F. H., The Principles of Sociology, 1921, p. 3.
 - 6) Ibid., pp. 4—5.
 - 7) Maeyer, R. M., Community, 1917, p. 5.
 - 8) Ibid., p. 22.
 - 9) Tarde, G., The Elements of Social Science, 1923, p. 8.

- 10) Ellwood, C. A., Sociology in its Psychological Aspects, 1921, p. 388.
- 11) Tarde, G., The Laws of Imitation, translated by Parsons, 1903, p. 17.
- 12) 高田保馬著 社會學概論(大正十一年)一〇二頁

第二節 社會的結合

凡ゆる發達を通して益々増加する社會的結合の種々相に付て考へて見るに、原始時代には何等結合の方法もなく、廣大な地方に散在する離ればなれの集團があつた。此等の集團の幾つかが結合して一部落となり、次で多數の部落が小さい州となり、此等の州が結合して國家となつたのである。此の一集團から一國家になる迄の長い經過の中に、次の如き社會組織の型が發達したと見ることが出来る。

第一の状態に於ては、氏族結合のみであつて、之れ以外には何の社會的結合もなかつたのである。

第二の状態に於ては、近隣の集團の平穩な態度を通して、外國取引と勞働組織とが發達したのである。

第三即ち早期工業状態に於ては、氏族から權威、主張、擁護への變遷が完成され、しかも此の

變遷中にある人々の社會的結合は非常に鞏固となつたので、彼等は近隣の部族を征服し、其の捕虜達を奴隸とした。即ち彼等はより低級な階級として、其の捕虜達を彼等自身の社會的結合の中に入團せしめたのである。部族は合併し、村落が現はれた。此の状態に於ては、勞働組織の二つの新形式即ち領地制度と自由手工業とが起つた。其の一つは家族の發達から生成したもので、もう一つは其の起源を社會的結合に負うて居る。

第四即ち文化經濟狀態に於ては、多數の部族が結合し一つの大きい政治的團體即ち一國家となつたのである。之れは最初微々たる國家として起り來つたのであるが、今や、此の前の狀態即ち早期工業狀態を、より充實し發展せしむるに十分な人口を有して居り、かくして自ら一つの新たな經濟上の狀態を醸成するに至つたのである。

第五即ち早期資本狀態に於ては、資本的企業存在の狀態は押し進められ、大規模の工業は範圍の擴張に因つて生じたより大きな市場に於て實行可能となり、有利となつたのである。自由工業組合の如き資本的企業は社會的結合の結果である。

第六即ち中期資本狀態に於ては、資本的企業の擡頭を見、今や其の絶えざる擴張に依つて、世界中の凡ゆる國々に及べる社會的結合と相携へて發達しつゝある。

第七即ち最後の資本狀態は社會化された工業の狀態である。社會的結合は、現在の國家に於ては、大なる権力と範圍とを有する迄に發達したので、それ自身の支配の下に、個々の資本家の爲し能はざる廣汎な工業を、運営することが出来るのである。

かく考察して來ると、上記の七つの形式の大部分は之れを社會的結合と名づけることが出来る。尤、血族關係から社會的結合は氏族を生み出した。諸の氏族の聯合から、社會的結合は勞働の外部的組織に對して寄與するところがあつた。部落や州に於て、社會的結合は自由手工業を可能ならしめたのである。又州の聯合に於て、社會的結合は資本的企業を生み、かくて現代の諸國家に於て、社會化された工業を生むに至つたのである。

註 1) Müller-Iyer, F., The History of Social Development, translated by E. C. Lake & H. A. Lake, 1920, pp. 199-201.

第三節 社會問題の意義

社會問題と云ふことに關しては從來種々なる解釋があつて、何れを通説とすべきかは暫く措き、廣狹二つの意義ありとせられる。之れに依れば、廣義の社會問題とは現存社會秩序及び社會生活

に關する一切の問題を謂ひ、狹義の社會問題とは現時の經濟組織及び經濟生活より生ずる労働問題を謂ふのである。エルワードは、「社會問題とは、人間相互の諸の關係の問題である。それは、人間の共同生活の問題であつて、經濟學的、優生學的、或は他の一方面の條件に對する陳述に限られ得るものではない。社會問題は労働問題でなく、富の分配問題でなく、自然資源と人口との關係の問題でなく、遺傳的特性の統制問題でなく、又男女兩性關係の圓滿なる調停の問題でもなく、此等一切のものであり、又より以上の意味を包含する」と言ひ、又他の所に於て「近代の社會問題を生むところのものは、一方に於ては我等の文化に於ける不調和なる傳統や理想と、他方に於ては生活の現状に對する我等の觀念や理想の不適用との間に存する矛盾である」と言ふのである。畢竟、社會問題は人々の有つ社會生活に關する理想と其の實際との不一致から生ずるものなることは明白である。即ち社會問題發生の原因は、一方之れを社會理想を建設せんとする個々人が懷抱する倫理的思想上に求むべきであると共に、他方現存社會秩序及び社會生活の實狀に求むべきものである。而して、社會秩序の維持に重大なる影響を及ぼす問題、或は社會の組織及び社會の活動の根本に重大なる影響を興ふる問題を社會問題なりとするけれども、一つの問題が社會問題であるかどうかと云ふことは、其の問題が上述の如き意味に依つて決定せられると云はんよ

りは、寧ろ現存社會を構成する個々人の倫理的標準に照らし、其の事が社會存立の究竟の目的に合致するや否やを考査することに依り會得せらるべきものであり、協働的結合をなす一切の機關が社會的公正を企圖し、實行することに依り始めて決定せらるべきものである。此の故に、社會秩序が其の究竟の目的に一致せざる場合に、そこに發生する問題を社會問題なりと考ふることが出来る。ここに倫理的標準と謂ひ、社會的公正と謂ふ、蓋し、我々が本然的に有する正義の意識を社會生活の中に覺醒せしめ、我々の内面的要求なる善即ち理想を社會生活の中に樹立せしめんとする意味に外ならぬ。

思ふに、社會問題なるものは最近迄主として狹義に解せられ、労働問題の別名の如く用ひられ來つて居る。勿論労働問題は現今に於て最も顯著なる一社會問題には相違ないけれども、此の問題以外に社會問題がないと斷定するのは當を失して居る。何となれば、此の外にも幾多の重要な社會問題が存在するからである。就中婦人問題、特に女性解放問題の如きは、男性と女性との在來の關係を根本的に改造せんとするものであつて、今や諸般の方面に於ける該問題の社會的意義を深め、現今の社會を通して深刻にして廣汎なる社會運動の一面を代表するに至つたのである。

註 1) Ellwood, C. A., *The Social Problem*, 1921, pp. 13-14.

第四節 社會運動の本質

社會運動とは、現存社會秩序及び社會生活に關する諸の問題を解決せんと企圖する運動であり、言ひ換へれば、無産階級及び其の他の社會階級を解放せんとする運動である。従つて該運動は労働者社會問題、中産階級社會問題乃至婦人解放問題等、廣義の社會問題の解決を促進せしむる運動であるとする事が出来る。唯だ社會改造に關する思想の内容如何に依り、自ら運動の種類も亦異なるのである。固より該運動が世界各國其の型を異にして居ると云ふことは、國民的特性と歴史的國情とに基くものであつて、英吉利、佛蘭西、獨逸に付、夫々之れを比較して見ても、悉く著しい差異あることを發見し得るのである。

例へば、英吉利に於ては、かのチャーターイズム Chartist 運動に依つて多少の改革的色彩を見たが、十九世紀中葉以來同國の労働者社會運動は平靜に歸し、改良主義的傾向をとるに至り、立法は改變せられて、其の結果無産階級の生計は安定し、彼等の利益を増進するに至つた。かくて英吉利には、社會運動の成果として、労働組合及び産業組合の制度が確立されたのである。獨逸

に於ては、此の運動の特徴は之れを政治を重んずる傾向の上に置かなければならぬ。而して我々は、獨逸労働黨の創立に關はりし社會主義的社會運動が、甚大なる影響を此の國に及ぼしたことを忘るる譯にはゆかぬ。兎に角獨逸人は英吉利人の如き實際的素質を缺くと共に、佛蘭西人の如き革命的特性もないのである。従つて彼等は決して直接行動には出でずして、唯だ思想的に觀念的に急進主義を其の運動の核心として居たのである。然るに佛蘭西に於ては、其の國民的特性に基き、どつか空想的であり夢幻的であつて、革命的雰囲気浸つて居る關係上、彼等の指標とするところは常に革命主義的急進思想であつた。之れは、如何に佛蘭西が今日迄無政府主義者の隠れ家でありしかを知るとき、始めて會得せらるる事柄である。

之れを要するに、其の緩急の度に於て差こそあれ、社會運動は、或社會階級が現存社會秩序、社會生活に不満を覺え、或は之れを矯正し改良せんとし、或は之れを破壊し覆滅せんとする運動の謂ひであらねばならない。

第五節 現代の社會運動

現代社會を貫いて居る重大な社會的潮流の中、或ものは之れを強烈に意識して居るけれども、

他のものは之れを漠然と識別し得るのみである。此等の極めて重要な潮流の中に、所謂労働運動の外、一般に女性解放問題として知られて居る現代の世界的運動がある。婦人参政権運動の如きは其の一面に過ぎない。一體婦人解放主義は寧ろ倫理學の範圍に屬する問題であるけれども、此の運動の性質及び經過は社會學の關係するところである。而して此の主義は今日の男子統制の社會秩序の中に、着々其の地歩を進めつつあるは、史的觀察者にとつて、明白なる事實である。幾多の發明は、婦人を屋内の家庭的勞苦から解放することに依つて、婦人の政治的根柢を非常に刺戟した。又近代の教會は婦人に、彼女自身の性格なり願望なりを表現する幾多の機會を與へた。かくて婦人解放問題は、其の可否の如何に關せず、諸の方法に於て高調され力説され、今や婦人労働問題と相結んで、現代に於ける新しい社會運動となりつつある。

此の他、多數の意志に依る社會の支配と統制とを目睹し、個人の自由、法律の確守、總ての人の平等及び四海同胞の精神を主張するデモクラシイ運動の如き、或は政府に依つて統制され、萬人に開放さるべき教育の機會均等を要求する運動の如き、或は禁酒運動から派生した酒精性刺戟物の製造、輸出、販賣を禁止する運動の如き、各々は現代に於ける社會運動の一部的顯現であると思ふ。

第三章 現存社會秩序

第一節 社會進化の過程

前章第二節に於て社會的結合の種々相を眺め來つたが、今、現存社會秩序を絮説するに先だち、序を順うて現在に至りし社會進化の過程に付、ここに略述するは強ち無益なことではなからうと思ふ。

往古に於ける自治的精神は、現代人には測り知る能はざる底の方法に於て、人々の生活及び行動を支配したのである。人間は時代の如何を問はず、常に個人の自由を得んが爲めに努力し、又之れを保有せんことを固執するが、特に人間の極初期に於て、個人主義が最も旺盛に行はれて居た。勿論、當時は智識の程度低く、人間は獸類と相去ること遠からず、其の言語には文法なく、音響、手振、身振を以て自己の言はんと欲するところを他に傳へたに過ぎない。此等の人間は森林の中、河川の畔に住居し、遊牧を營み、政府を有せず、國境とてもなく、全世界は彼等の意欲

の儘になつて居たのである。社會各人の消費に供する物資は必要に應じて生産せられたから、生産過剰と失業とが交互に起ると云ふ様なことは全くなかつた。故に若し經濟的困難が起るにしても、それは生産過剰及びそれに比例する沈滞の爲めではなく、彼等の制御し得ざる野獸、氣候の不順等に因るものであつた。又各人、各家族は彼自身又は其の家族自身のみで生活を營まねばならなかつた。周圍に住む者は彼に對し何等の苦情も要求もなく、彼も亦彼等に對し何等の苦情も要求もなかつた。勞働を組織立て之れを利用する資本金、企業家もなく、従つて經濟問題の起る筈もなかつた。かくして時代の經過と共に人間の機智は鋭敏となり、智識は増進して來たが、未だ組織と稱し得るものは存在しなかつた。土地及び生産用具は無代であり、世界は彼等の活用に委ねられて居た。けれども人間は貧困であり、貧弱なる家屋に住み、往々にして飢餓に瀕したものである。かかる状態がどの位繼續したかは何人も明かにすることを得ないが、兎に角、土地は無代であり、生産は半錢をも費やさずして營み得べく、且つ資本金、企業家の利己的使用もないのであるから、夢想者流を欣ばして餘りがある時代であつたに相違ない。遂に變化が起つた。

人々は社會的に共同生活を營み、相互扶助、保護、分業及び社交を行ふと共に、生活を豊富にし、利益を増進せしむるの途を見出した。一種の共産的傾向の發達が之れである。今日に於ても

北米其の他の土人中に此の事が實際に行はれつつあるを見る。それ等の實例から演繹して、源を原始個人主義に發した社會の如何なるものなりしかを推知するに難くない。かうした傾向は疑ひもなく人類史の極初期に行はれた個人主義に續いて起つた社會相である。併し此の傾向も永續はしなかつた。最初のうちこそ、共産的生活は種族及び個人にとり、有利なものであつたに違ひないが、人間の智識は更に増大し、快樂の標準は高まり、生活が漸次改善さるるに至つた。其の上人口は急激に増加し、各社會の占有する土地の擴張が必要となり、一方其の社會内には不和が起つて來た。其の結果として武士階級が出現し、其の首領が人民に君臨し、忽ち權力の使用が始まり此の社會にも財産權が設定せられて、偉勳ある戰士には廣漠たる土地が與へられた。かくて、謂ふところの封建制度が樹立せられたのである。最初人口増加の爲め餘儀なく設定せられた土地の私有權も、封建制度の下に確保せられて、之れには種々の弊害も伴つたが、漸次發展した。遂に各個人の天才及び勤勉の結晶とも云ふべき文明は、國民に民族に而して又全世界に滲徹して、産業革命を招來し、我々に與ふるに鐵道、印刷器具、機械類其の他の發明發見を以てした。ここに我々の祖先の夢想だにせざりし智識や思想の横溢を見、社會は全然舊態を改め、物資は組織的に生産せられ、一國と他國との間、世界の端と端との間、敏速なる運輸、通信に依り、貿易は世

界的となり、富は激増し、社會の實相は譬ふるに物なき複雑さを呈するに至つた。かくて所謂現存社會秩序及び經濟組織の基礎が鞏固となつたが、一面産業不安を醸成し、人間の幸不幸に關する問題は更に廣汎なる諸問題と關聯して深刻味を帯び來り、就中、階級意識の發達と共に、各階級間に於ける利害の衝突並に感情の疎隔の問題は、特に重要視せらるべき一の主題となつた。而して社會組織の進化につれ、資本主義が旺盛を極むると共に、貧苦窮乏を知らざる黄金時代の形成を企圖する各種の主張の出現を見るに至つたのである。¹⁾

註 1) Taylor, R., *The Socialist Illusion*, 1920, pp. 10-16.

第二節 社會階級の對立

現存の社會秩序及び經濟組織が明かに階級的區別の上に立ち、各階級が對立の關係を保ちつつあるは争ふべからざる事實である。此の事は、階級の内容と其の階級が有つ意識の上に於て差こそあれ、利害相反する點に於ては、古往今來異なるものあるを見ない。マルクスやエンゲルスの如く、其の唯物史觀の上に立つて、謂ふところの「階級闘争」が人類の歴史の内容をなすと観ることの是非は暫く措き、各階級間に行はれつつある一種の闘争は、事實として、之れを認めない

譯にはゆかぬ。固より階級對立の事實は、古昔より今日に至る迄儼として存在して居るのである。唯だ現今に於ては、社會生活の様式が複雑多端であるだけ、古に比較して、より激甚なる娖姿を顯現して居ると見らるるのみである。

思ふに、奴隸制度に其の源を發せし階級の對立は、農奴制度に於て利害相反する關係に立ち、次で封建制度を招來し、支配者と被支配者との間に種々なる衝突を見、更に封建制度崩壞の後、近世國家の成立となり、遂に今日の資本主義社會秩序を確立するに至らしめ、ここに初めて有産階級 *Bourgeoisie* と無産階級 *Proletariat* との對立關係を現出したのである。所謂有産階級とは、近世産業組織に於ける産業上の資本家若しくは企業家を意味し、無産階級とは、資本家若しくは企業家の使役の下に、實際生産の勞働に従事する賃銀若しくは給料取得者の階級を意味する。而して有産階級は産業的、政治的、社會的の勢力の増進せんことを要求し、無産階級は勞働能力以外に何物も有つてゐない。彼等は此の人間の才能を市場に投げ出し、最も高價に値ぶみする人に、之れを賣らねばならぬのである。¹⁾

畢竟、資本家、企業家と勞働者との利害は相一致し難く、兩者が根本的に別個の階級として對立する限り、其の利害の相反するは當然であるかも知れぬ。一例を擧ぐれば、勞働者は出来るだ

け短い時間を労働に従事し、出来るだけ多額の所得を得ようとするに反し、資本家、企業家は其の雇傭する労働者をして出来るだけ長い時間を労働せしめ、其の成果を巨大ならしめ、利益を壟斷しようとし勝ちである。而して利害の相反する兩階級の對立することは、種々なる意味に於て兩者の衝突を免かれ難い。之れは管に地位上の對立を齎す許りではなく、兩階級が有する人生觀、倫理觀の上に於ても、著しき相違を發見せざるを得なくなる。かく相反せる人生觀、倫理觀を有する兩階級の存在が、現存社會秩序及び經濟組織の上に憂慮すべき陰影を投げつつあることは、十二分に考覈せらるべき重要事と見なければならぬ。

要するに、有産階級と無産階級との間の利害の衝突竝に感情の疎隔は、現今社會に於ける階級對立の問題として、最深の意義を帯び來つたものと言ふことが出来るのである。

註 1) Pogardus, E. S., A History of Social Thought, 1928, p. 253.

第三節 資本主義の考察

△現時有産階級と無産階級との間の關係を支配する主要なる原則は、資本主義なりとせられる。併しながら、資本主義の本質を把握すると云ふのは甚だ困難なことに屬する。固よりマルクスの

資本主義進化論に依つて、資本主義なるものの臚氣なる體貌は學的に解説せられたとするも、未だ資本主義其のものの眞意義は明かではないのである。唯だ資本主義は、字義上、財貨私有制度と自由競争とを基礎とする生産組織を指呼するものなりと言ひ得るけれども、之れとても十分に資本主義の特質を言ひ表はして居るとは考へられぬ。さればと云つて、資本主義的精神がやがて資本主義なりとすることを得ないと同様に、資本主義的組織が直に資本主義なりとすることも亦なし得ない。従つて抽象的に資本主義なるものを決定せんよりは、寧ろ現時社會の實狀を觀察することに依つて、此の意味を具體的に吟味したいと思ふ。

○一の階級と他の階級との間に、彼等の功績の如何に拘らず、甚しい差等が存すると云ふのは、必ずしも資本主義の活動其のものの缺陷に因るのではなく、却て資本主義其のものの本質に固有するものである。即ち富を生産するところの一切の要素を無制限に私有せしむる結果として、一部有産階級に一種の剩餘價值を與ふることとなり、爲めに現時の有産階級は、種々なる様式の生産と法規の認める種々なる營利とに依つて、只管多くの富を蓄積しようとする欲望に支配されつつあると或人々は觀て居るのである。かうした考に従へば、労働階級の窮乏は、營利を目的とする資本家、企業家の自由企業の結果なりとすると共に、收入の不平等は結局人格的自由の不平等

をも惹き起すと云ふ觀方に歸するのである。即ち、有産階級の個人主義的自由競争に根柢を置く企業なる形態と、其の形態に依る物質的、功利的營利主義なるものが、謂ふところの資本主義の本質的特色なりと考へることが出来る。

畢竟、現今の經濟組織の下に於ては、生産手段は自ら生産に當る労働者の所有ではなく、自ら生産には當らざる資本家の所有なるが故に、労働者は資本家又は資本家の生産手段を運用する企業家に對し其の労働を提供して、之れに對する對價を取得すると云ふ從屬的關係に立つて居るに過ぎない。併し何れにもせよ、生産なるものは此の兩者に依りて行はるるもので、之れより生ずる餘剩價値を如何に分配すべきかと云ふ問題が起つて来る。労働價値論に従へば、價値の源は労働にありとせらるる以上、其の餘剩價値は總て労働者に歸すべく、之れを資本家、企業家が取得するは労働者の權利を侵害し、其の利益を壟斷するものなりと云ふことになり、そこに搾取なる現象が考へらるるのである。然れども此の事は、現時、財貨私有の制度が保持せられ、資本家、企業家に依る企業が存在し、生産より生ずる價値の分配が資本家、企業家個人の意志に依りて行はるる限りに於て、已むことを得ざる現象なりと見なければならぬ。何となれば、財貨の私有制度が認められないとすれば、營利なる觀念は成立しないし、又營利と云ふことを除外しては、營

利を目的として生産を爲す現今の所謂企業なるものの存在は無意味となり、従つて企業なるものを考へざる限り、企業より生ずる價値の分配も必要となるからである。要は、現時の資本主義的自由企業を如何に制限し、各人の報酬を如何に合理的に分配すべきかと云ふ點に存するのである。如上の生産關係は常に資本家と筋肉労働者だけで作らるると云ふのではなく、苟も社會に有用なる企業を案出したり經營したりする爲めに、心身を働かせる總ての人々、又此等の事を分擔する各種の精神労働者に依つてなされるは、固より論ずる迄もないことである。

一體、人間が人格的自由を欲すると云ふことは、如何なる要求に基くものであらうか。蓋し之れを卑近に言へば、人格的自由とは、個人が自己の身體を健全に保たんが爲めに、十分な食物や住宅や衣服を購うたり、又自己の幼稚な精神をよりよく發達させんが爲めに、適切な教育や書籍に親炙したりする力を意味する。ウェップ Webb の所謂「人格の自由とは我々の能力を發達せしめ且つ我々の欲望を満足させる機會を所有すること」であり、ブレンターノ Brentano の所謂「各人の凡ゆる天資を出来るだけ十分に開展させ、之れに應じて、各人が文化の成果を享受すること」であるに外ならない。此の意味からすれば、現存社會秩序をなす資本主義的組織を認むるにしても、少くとも其の内容を改變すべき時期に際會して居る許りでなく、其の他諸の之れに對する反

動運動の起りつつあるを忽諸に附することが出来ぬ。其の反動運動の主なるものとして、労働組合、消費組合、労働黨に付次に述べようと思ふ。

註

1) Webb, S. & B., The Decay of Capitalist Civilization, 1923, pp. 17-18.

2) Ibid., p. 55.

3) Brentano, L., Die gewerbliche Arbeiterfrage (Handbuch der Politischen Oekonomie, herausgegeben von Dr. G. Schönberg, Bd. I, 1882, S. 906.)

第四節 労働組合

労働組合の意義に關しては、諸家の説くところ必ずしも軌を一にしては居ないが、組合員の雇傭契約に伴ふ労働條件の維持若しくは改善に關する要素を重要視して居る點に於て、大體類似したところを發見することが出来る。例へば、英吉利の労働組合運動は相互保險及び團體契約の手段を發見して、之れを實行し、又標準賃銀率及び正規労働時間に具現された共同規約を工夫し、かくて人口の八割を占むる筋肉賃銀労働者の生活標準を高め、彼等の自由を擴大する點に於て他の如何なる機關に比較するも遙かにより多くの貢獻をなして居る。又シムモラー Schmöller に從へば「労働組合とは同一の業又は職に従事する労働者が、其の利益を追求し、集積せる共同の財

産を以て、雇傭者に對して共同的の交渉又は同盟罷業に依り労働條件に關する争闘を爲し、且つ同盟罷業、失業其の場合に組合員の救済を爲すことを目的とする組合的團結」である。

然れども、労働組合は常に現今經濟組織の下に於て労働條件の維持若しくは改善を目的とする許りでなく、資本主義的社會秩序に對して飽き足らず、一步を進めて産業界を労働組合の支配下に置かんとする傾向を生じ、謂ふところの産業管理の主張を見るに至つた。特に労働組合運動の最も進歩せる英吉利に於ては、該問題の擡頭がかなり注目されつつあることを忘るる譯にはゆかぬ。

産業革命以後、歐洲の主なる産業國に於て、謂ふところの労働組合運動の隆盛を來したるは顯著なる事實であつて、就中、英吉利の如きは、他の産業國佛、獨、米に比し、労働組合は夙に發達し、最も健實なる伸展を見つつある。顧みれば十八世紀の初葉以降、既に労働者の團結を見るに至り、初めは管に當面の問題を處理するに止まつて居たが、漸次持續的のものとなり、組合員相互扶助の爲め組合員より醜金を爲し、相當の基金をさへ有するものあるに至つた。其の後結社禁止法の發布を見たが、一八二四年之れは撤廢せられた。更に一八七一年及び一八七五年の立法に依つて、労働組合は不法でなく、又社團組織權を獲得する資格を賦與せらるることが名實共に明かにされ、ここに英吉利の労働組合は他國の範となり、驚くべき發達を遂げ、産業不安の影を一

掃したかの感があつた。然るに十九世紀末葉に至り、不熟練労働者及び婦人が労働運動に参加し又労働組合運動に社会主義的色彩を加へ、労働黨の發生を促すに至つた。次で二十世紀初頭に於ける労働不安の時代に於ては、必ずしも議會政策に與ると云はんよりは寧ろ労働組合運動に復歸するの傾向を生じ、從來の労働組合の如く資本主義制度の下に、労働條件の改善、労働者の地位の向上を企圖するに止まらずして、現存社会秩序に對して不満を感じ、之れが改造を主張するものあるに至つたのである。

佛蘭西に於ける労働組合運動は、英、獨に比して著しき遲色を見るのであるが、一八八四年に於ける組合法の制定が、從來労働組合の發達を阻止したる法律を廢止し、又は其の適用を制限し、ここに労働組合を公認してより、労働組合運動は急速に發展し、一八八六年には労働組合國民聯盟 *Fédération Nationale des Syndicats de la France* の發生となり、延いて一八九三年には労働取引所聯盟 *Fédération des Bourses du Travail* の形成となり、かくて労働組合は漸次直接行動を主とする過激主義に傾くに至つた。元來、労働取引所の任務は、労働の紹介事業を營むにあるが、實際は單に其の事業に止まらず、一地方の労働者を糾合して團體を組織し、労働運動の中心をなすに至り、一八九五年には、各種労働組合は相合して労働總同盟 *Confédération Générale du*

Travail なる新團體を組織するに至つた。

かくて、一九〇二年兩者は合同して労働總同盟と稱したが、新しく成立した此の C・G・T は其の方策として組合主義を採用するけれども、其の主義は佛蘭西特有のサンディカリズムであつて、革命的傾向を帶び、此の團體の指揮の下に、大同盟罷業があつた。勿論 C・G・T に屬する組合の中にも、急進的革命派と溫和的改革派とが對立して居る。後者は立法手段を歓迎し、社會黨との聯契を希望するが、前者は全然之れと反對の立場を保持するものである。又佛蘭西には黄色組合 *Les Syndicats Jaunes* なるものがあり、組合員は C・G・T に屬せず、同盟罷業を嫌忌し、資本家、企業家と事を共にせんとするものである。

要するに、佛蘭西の労働組合は多く階級闘争を目的とし、組合の基礎も鞏固と言ふを得ないが、其の傾向としては、地方的には職業的組合が衰滅して産業的組合に變り、全國的には職業的組合が漸次産業的聯合に變りつつありと言ふことが出来る。

獨逸の労働組合運動は、一八六三年ライプチヒに於て、ラッサールが一般獨逸労働者會 *Allgemeine Deutsche Arbeiterverein* を創設せし時に始まるのであるが、翌年ラッサールは決闘の結果非業の死を遂げたので、其の後を承けてシュワイツァ *Schweitzer* が同會の會長となり、次で彼

は職業別に依る労働組合を組織して以來、漸次勢力を加へ來つた。一方、ライプクネヒトは普魯西を敵視して獨逸聯邦組織を主張し、國際主義を奉じつゝあつたが、ヘンメル Bebelと相提携した。ベエベルは當時獨逸労働者會同盟 Verband Deutscher Arbeitervereine の領袖であつたから彼との提携はライプクネヒトにとつて極めて有利であつた許りでなく、シュワイツァが一般獨逸労働者會を脱退することになつたので、益々優勢を占むるに至つた。

かくて獨逸に於ては、幾多の有力なる労働者の團體を生じたが、就中自由組合 Gewerkschaften は社會民主黨と結合し、ヒルシニ・ドワンケル組合 Hirsch-Dunckerschen Gewerksvereine は英吉利の組合主義を理想とし、基督教組合 Christlichen Gewerkschaften は羅馬加特力黨と提携し、各々有力なる組合を形成して居るが、就中、自由組合は社會民主黨の優勢と始終し來り、一九一九年以降、獨逸労働組合總聯盟 Allgemeine Deutsche Gewerkschaftsbund を組織して、益々其の力を加へつつある。

北米合衆國に於ては、十九世紀の中葉迄は、純粹なる労働組合の著しき發達を見ない。併しながら、一八六六年には國民労働組合 The National Labor Union が設立せられ、越えて一八六九年にはナイツ・オウ・レヒニア The Noble Order of the Knights of Labor が設立せられた。前者

は久しからずして衰運に向つたが、後者は最も有力なる労働團體となり、一八八六年に最高潮を示し、組合數九千、組合員數七十萬を算するに至つたが、其の後亞米利加労働聯盟 The American Federation of Labor の爲めに壓倒せられ、數年を出でずして衰退に赴いた。

A・F・Lは、英吉利の組合主義と同じく、職業別組合の聯合であつて、一八八一年 Federation of Organized Trades and Labor Union of the United States and Canada と云ふ名稱の下に生れ、一八八六年 The American Federation of Labor と改稱し、爾來ゴムバース Samuel Compers の指導の下に漸次勢力を張り、米國労働界の覇を唱ふるに至つたが、特種の工業に於ては職業別組合主義に依り難きものがあつて、ここに産業別組合主義に依る労働者團體が発生した。西部地方坑夫聯盟 The Western Federation of Miners、亞米利加労働組合 The American Labor Union の如き其の一例である。然るに二十世紀初頭に於ける北米合衆國に於ける労働不安と、ゴムバースの率ゆる亞米利加労働聯盟に對する反感とは、遂にI・W・W The Industrial Workers of the Worldの出現を促進した。言ひ換へれば、A・F・Lに反感を有てる各種組合の代表者は、一九〇五年市俄古に革命的産業別組合主義者の大會を開き、宣言書を發して、A・F・Lの職業別組合主義を排斥し、其の保守的態度を攻撃した。かくしてI・W・Wは生れたのであるが、其の後内訌を

生じ、有力なる労働團體の脱退となり、一九〇八年の大會に於て政治的行動の排斥を決議するや、I・W・Wの革命的色彩は愈々濃厚を加へ來つた。

かくて、北米合衆國に於ける労働組合運動は、前記二團體の反目對峙の状態にありと言ふべく、しかもI・W・Wは産業組合主義を奉ずるが如きも、事實一般労働者、とりわけ不熟練労働者を糾合して一團をなすが故に、其の行動は往々にして過激に流れ、労働争議、同盟罷業の激烈なるを伴ひ易く、此の意味よりすれば、佛蘭西のサンディカリズムの革命的行動と類似するところがあるので、人呼んで亞米利加サンディカリズムとなすのである。

之れを要するに、労働組合は其の組織に依つて一つには労働の需要に對し労働の供給を調節せしめ、二つには労働價格の決定に際し、商品としての労働、商品の賣手としての労働者の特質の不利なる點を免除せんとするものであるが、更に進んで、資本主義の牙城に迫らんとする傾向を有つものあるに至つたのである。

1) Webb, S. & B., A Constitution for the Socialist Commonwealth of Great Britain, 1920, pp. 29—33.

2) Schmoller, G., Grundriss der Allgemeinen Volkswirtschaftslehre, Teil II, 1904, S. 324.

3) Lloyd, C. M., Trade Unionism, 1928, pp. 2—3, 7, 17, 20—21, 33.

4) Russell, B., Roads to Freedom, 1925, pp. 76—79.

5) Brentano, L., Die gewerbliche Arbeiterfrage (Handbuch der Politischen Oekonomie, herausgegeben von Dr. G. Schönberg, Bd. I, 1832, S. 933)

6) Klübs, F., Der Aufsicht, Führer durch die Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, 1921, S. 105, 107—103.

7) Beard, M., A Short History of the American Labor Movement, 1920, pp. 74, 88—89, 116, 123, 126, 144—145, 148.

第五節 消費組合

消費組合は、營利の爲めの生産ではなく、消費の爲めの生産を目的とするもので、中間に商人の介在することを避けんが爲め、消費者としての一團の者が協同的に彼等の消費するところの生活必需品を購入し、之れを其の組合員に販賣するを主要なる眼目となす組合の謂ひで、其の特色を一言にして言へば、分配の公平と生産の協力と云ふ點に存するが、要するに、協同組合の一式に外ならない。されば社會改造運動として、資本主義の特徴に對抗せんとする團體運動ではあるけれども、現今社會秩序を覆滅せんとするものではない。

固より消費組合の發生は之れを英吉利に求むべきであるが、十九世紀中葉より二十世紀にかけて、常に主要なる産業國許りではなく、伊太利、白耳義、和蘭、丁抹、瑞典等の諸國に於ても驚

くべき發達を遂げ、其の結果消費組合は、營利主義の生産に比し、經濟的にも道德的にも優越して居るとの理論的主張が確認されるに至つた。

由來消費組合は、同じ地域に居住する労働者から組織せらるるが、労働組合の如く同一の職業又は産業の關係を以て、組織の標準とするものではない。されば大工場にありては、其の中の一部の労働者に依りて組織せらるることがあり、又組合によりては、組合員に非ざる者に對しても物品の賣却を爲すことがある。併し其の利益は常に組合員の間分配せらるるを原則とする。組合の資本は組合員の出資を以て之れに充當し、利益の計算に關しては、其の出資に對し一定の利子を支拂ひ、又若干の準備金を控除し、其の殘額を純益となし、之れを組合員に配當するのであるが、組合の中には、組合員の救濟、教育、娛樂等の施設費に充てんが爲め、此の純益の一部を積立て、其の殘餘を純益と看做すものもある。勿論純益は各組合員の購買高に比例して配當せられることになつて居るけれども、實際は之れを直接組合員に分配する場合は少く、寧ろ之れを各組合員の貯金として、組合が保管して相當の利子を附し、且つ組合は更に事業の資本として之れを利用する場合が多い。かくの如く組合員は購買高を標準とする配當から、或は配當に依つて生ずる貯金から、別に他人の權利を侵害することなしに、各自が資本を蓄積し、又同様の手段に

依つて所有家屋其の他の投資形式で蓄積し得た貯金の總額も益々増大し、彼等は漸次其の生活を改善するに至つたことは、確かに消費組合の効果なりと言ふことが出来る。

要するに、消費組合運動は生産せんとする生産者の欲望若しくは能力から出發するのではなくて、消費せんとする消費者の要求若しくは願望を認識することから出發するのである。消費組合を是とする人々は、社會主義者の如く、必ずしも財貨私有の制度に反對する譯ではなく、寧ろ個人の凡ゆる才能を發展せしめ、文化の成果を享受せしむるに必須なる財貨私有の普及と其の無限の増加とを欣求して居る。彼等は唯だ社會に於ける産業經營に當り、營利主義なるものを否定せんとするのみである。「生産用具が消費者の共同社會の有に歸し、それが交易の爲めの生産物でなく、使用の爲めの生産物を作る爲めに、又、他の人々から利潤を奪取するが爲めでなく、單に、消費者自身の要求と希望とを充たす目的にのみ用ひられる様になるならば、營利的産業に於て賃料と物價とに於て明かに現はれる所有者、消費者間の利害の争は忽ちにして姿を隠す」とウエッブの説くところ³⁾味ひ來つて、肯綮に價するものあるを知るのである。

註 1) Webb, S. & B., *The Consumers' Co-operative Movement*, 1921, p. 387.

2) *Ibid.*, pp. 390—391.

3) *Ibid.*, p. 392.

第六節 勞働黨

勞働者階級意識の發達に伴ひ、彼等は其の階級を代表して政治運動に參與すべき機會を把握せんと欲し、特に勞働組合運動が社會主義運動と提携して、參政運動に蔘進せんとしつゝあることは、主要産業國に於ける諸般の事情が之れを立證して餘りある。英吉利に於ては、一八九三年初めて獨立勞働黨が設立せられ、一九〇〇年に至り勞働組合と政治的社會主義者との聯契に依りて、勞働黨の成立を見た。一九〇九年以來凡ゆる重要なる組合は此の黨に屬してゐたが、其の力が勞働組合より出でたりとする事實に拘らず、該黨は常に産業的行動よりも寧ろ政治的方面に行動して居た。併し其の思想傾向は理論的なものであり、世界大戰勃發迄は議會に於ける勞働黨議員は、殆んど自由黨の一部と看做さるる程であつた。従つて議員の數も一九〇六年に於ては三十名、一九一〇年に於ては四十二名を算するに過ぎなかつた。詳しく言へば此の勞働黨は必ずしも社會主義を信條とするものではないが、勞働組合、勞働評議會、協同組合、社會主義團體並に各選舉區に於いて形成されて居る地方勞働黨の聯合よりなるものであつて、色彩に於ては社會主義的なりと言ひ得るのである。かくて英吉利の勞働者は勞働黨に囑望するところ甚だ大であつたが、勞

働不安の發生は勞働者の勞働黨に對する信頼を一時失墜せしむるに至つた。然れども一九一五年には勞働黨はアスキスの自由黨内閣に入閣者を出し、翌年には更にロイド・ジョージ内閣に閣員を送り、一九一八年の總選舉には五七名、一九二二年には一四二名の議席を占めて有力なる大政黨となり、翌年の總選舉には議員の數一九二名となり、一九二四年遂にマクドナルドを首班とする勞働黨内閣を組織するに至り、漸次牢乎たる地歩を占め、一九二九年五月三十日の總選舉には二八九名の議席を得、翌月八日第二次勞働黨内閣の出現を見るに至つたのである。

獨逸に於ける勞働黨は、其の組織の整齊と其の信條の克明なる點に於て、世界に冠たるものである。一八七五年五月、ラッサール、シュワイツァに與する一派とライブクネヒト、ベエベルに屬する一派とがゴータに會議を開き、其の結果兩派の聯契が成立し、遂に合同して獨逸社會主義勞働黨 Sozialistische Arbeiterpartei Deutschlands を創設した。該黨は凡ゆる適法手段に依り自由國家と社會主義的社會とを實現し、賃銀勞働を廢除し賃銀鐵則を粉碎し、凡ゆる形式に於ける掠奪を絶滅し、一切の社會的政治的不平等を撤去せんとするのである。其の後社會民主黨と改稱し一八九一年エルフルトの大會に於て有名なる社會民主黨の新綱領を宣言するに至つた。此の綱領中に見らるる如く、社會民主主義は勞働者階級が政治的勢力を獲得せんが爲めの闘争を所謂「一

つの意識的にして統一的なものとなす」許りでなく、就中労働者の権利獲得の爲めの闘争を政治的に導くことを以て主要な任務として居た。而して此のことは廣汎なる經濟的聯關及び労働者の其の都度々々の政治的な運動の自由の状態を顧慮することに於てのみ徹底的に行ひ得るのであつて、政治的労働者運動（社会民主党）は、極めて密接に經濟的労働者運動（労働組合）と提携しなければならなかつたし、又せねばならぬことが明白であつた。かくて社会民主党は自由組合と終始提携しつつ、漸次議會政治に參與するに至り、一九〇二年には一一〇名の議席を占むる一大政黨となり、他の諸の労働黨の上に嶄然頭角を現はし、社会主義の旗幟の下に、普通選舉に依る參政權獲得と議院制に依る政治的自由と共和民主政體の樹立とは、同黨が特に重要視する指標である。

此の外佛蘭西に於ても北米合衆國に於ても、労働者の參政運動は各々之れを窺ふことが出来るが、佛國の社会黨は小黨分立の姿をとつて、殆んど大勢力を有するものなく、米國に於ても各種の小黨が存在するに拘らず、概ね地方的であつて範圍狭く、共和、民主の二大既成政黨の爲めに壓倒せられて萎微振はず、ここに敘述するの煩を避けようと思ふ。

固より現存資本主義的組織の更改は、穩健中正にして社會の歸趨を洞察し得る人士の組織する

政黨に依つても之れを爲し得るが、労働階級が暴力革命主義を排して、彼等自ら政黨を組織し、議會に於ける多數を得て、其の理想の實現を企圖するところに、労働黨出現の重要さを見出すのである。

- 1) Russell, B., Roads to Freedom, 1925, pp. 71—72.
- 2) Webb, S. & B., A Constitution for the Socialist Commonwealth of Great Britain, 1920, p. 85.
- 3) Brentano, L., Die gewerliche Arbeiterfrage (Handbuch der Politischen Oekonomie, herausgegeben von Dr. G. Schönberg, Bd. I, 1882, S. 933—934)
- 4) Klühs, F., Werden und Wachsen der Sozialistischen Bewegung, 1929, S. 76.

第四章 近代産業主義

第一節 近代産業主義概観

一七七六年と云へば、史乘に有名な年である。即ち、かの「獨立宣言」が發せられ、「富國論」が上梓せられた許りでなく、生産組織に於ても新しきものと舊きものとの間に一線が劃せられた年である。其の結果、所謂近代産業主義の黎明が始まつた。蓋し近代産業主義の黎明とは、人と機械と資本とが商品を製造する仕事に配置せられ、集中せられて居る社會の初期の階梯を指呼するものである。其の完全な形態に於けるかかる社會は、典型的に國家的であり、技術的に特殊化されて居り、發明上驚嘆すべきものがあり、又資源も強大なものがある。鐵道、船舶、銀行、商店及び信用制度は、此の産業社會に於て輸送と富の分配とを可能ならしめ、而してかくの如き結果に到達するに幾世紀かを要したのは勿論である。封建時代の遺物を拋棄し、其の勞働を解放し、機械を發明し、工場制度を組織し、其の自然的資源を開拓し、鐵道を敷設し、汽船を建造し、か

くて資本を蓄積したところの國民は、近代産業主義をよりよく組織せんと企圖して居る。従つて彼等の生産は、一村落の爲めではなくして、世界市場の爲めである。最早農業的社會の比較的簡單な問題ではなくして、新世界の諸の要素に依つて形成せらるる錯綜した問題である。完全な國家組織の維持と力と共に、此等の問題の解決は、懸つて生産に於ける種々の要因の相互的調整に存する。先づ法律と秩序とがよく設定された社會に於ては、工業も商業も共に高き程度の能率を示すに相違なく、又政治的組織も幾多の經驗を通じてよく建設せられ、かくて十分なる進化を爲すに相違ないのである。此の例として一八三二年の選舉法改正後の英吉利、普佛戦争後の獨逸、及び南北戦争後の北米合衆國を擧ぐる事が出来る。事實かかる事件以後、各國民は驚くべく迅速に其の産業組織を推進し、自然的資源を開發し、しかも世界市場の爲めに生産しながら、政治的組織の援助に依つて、擡頭するところの諸の産業問題に當面しようとして試みたのである。

英吉利はそれ自身に對する舊き執着の多くを以て十九世紀に入つたが、其の土地所有權、家内工業制度、水利法、穀物條例等舊時代の遺物を、英國民は、新土地所有權、工場制度、貿易の自由の爲めに勇敢に拋棄した。之れに反して、獨逸は舊きものに執着しつつ、其の基礎の上に近代産業主義の機構を建設した。此の國には、性質上、舊い農業、土地所有權及び分業が残存して居

る。併し小数の産業の中には、産業指導者達の間に近代的生産の精神が著しく支配して居るものもある。北米合衆國は殆んど制限のない近代生産國として其の經歷を始め、如何なる舊き習慣も其の國民を束縛しなかつた。人は本能と意志と理性とが命ずる儘のものを爲すに自由であつた。併し此の自由は一方經濟上並に政治上に過度な事情を招來して居るのである。

次に産業組織は鋼鐵の基礎の上に確立されると見るならば、此等のものを所有する國は、産業上優越なる地位に立つに相違ない。又現世紀は、巨額な金の發見に依つて顯著にされ、産業組織の上に非常なる影響を齎しつつあり、しかもかく金の資源を所有する國は、物質的に商業國として其の位置を鞏固にしつつあるは否むことが出来ぬ。

更に生産方法の組織化は、實に加速度を以て普及されていつた。工場に始まつたところの組織は産業に迄擴張し、或意味に於て國民貿易に迄擴張した。嘗ては一人の占有であつた機械は總ての人の利用に供せらるることとなつた。産業が内國市場に供給して居る間は、生産組織は十分に發展する様には思へなかつたが、生産品の剩餘が起り、それが外國市場に供給されるに及び、より進んだ組織が必要となつた。即ち日に月に増加してゆく資本は、國境を越えて生産を推し進めた。此の資本の堆積、機械に依る生産の増加、工場のよりよき組織としてのより大なる分業は、

世界市場に於て國と國との一層大なる競争を生んだのである。かくて、産業組織の最も顯著なる特色として、會社、組合、トラスト等が現はるるに至つた。就中、株式會社の普及は企業形態の著しき擴大を意味するものである。

註 (1) McVey, F. L., Modern Industrialism, 1923, pp. 3-6, 9, 15-16.

第二節 近代産業社會の考察

近代産業社會の基礎は、土地の私有、資本の私有、勞働の結果の私有及び契約の自由である。土地の私有は、如何なる意味に基いて居るにしても、兎に角、土地を使用することに始まる。此の土地に勞働を適用することが富の根源であり、それは、とりも直さず貯蓄され使用される資本になる。其の技能を働かす勞働者には、其の結果の利得を與へる。此等の外に契約の自由が加へられる。それは勞働の所有者をして、其の雇傭條件を拒絶したり或は受諾したりせしめるのである。此の孰れの場合にも場所から場所へ、又産業から産業へ移動する自由がある。而して土地の私有は古來因襲の制度であつて現代に及び、資本や勞働に付ても其の私有は前代より存在したが、眞の意味に於て契約の自由は近代の所産である。かくて、今や、大なる社會組織に依つて、生存の

手段の爲めに自然に對する開拓が續けられて居る。

思ふに、文化的社會は、地球上の高所に即ち社會の自然的狀態の高所に、支持されると言ひ得るかも知れぬ。其の社會は社會的努力の能率ある組織と資本とに依つてのみ維持される。若し社會が其の力を有たず、組織を弱め、資本を浪費するならば、社會は野蠻なる自然的階梯へ退却することになり、其の結果、社會は幾千の最も弱き人々を犠牲にしなければならぬ。此の故に人間社會は進歩と向上の不斷の緊張を必要とするのである。社會は進化的であり、自動的である。往々にして社會を形成するところの諸の大なる力が、社會の直接の福利に有害に作用し、非常な不平等が其の働きから來ることがある。之れは資本を有せざる人と増加する無産階級とを不當に産み出すことに依つて例證することが出来る。要するに、現在の如き産業組織にあつては、人々の収入や社會的地位や産業力の、より大なる不平等が益々助長せられることになるのである。

政治及び産業上、個人の任意的活動を重視すべきものであると云ふことが長い間考へられ來つた。個人の利益の爲めに最善であるところのものは、社會一般の利益に對しても同様であらねばならぬ。而して此の兩者の利益の一致に依つて、社會の進歩が促されると見るところに競争制度が胚胎したのである。其の下で、人々は階級の所有と利益とを同一視する様になり、階級感情が

彼等の所有物の使用を促進する様になり、蓄積本能は人々に彼等の生産の富を増加する様に命ずる。好景氣の期間は急激に廉價な勞働の雇傭を奨励するが、之れに反する期間は失業者の豫備軍を形成する。個人的利益は、市場に溢るる商品、工場の莫大な數、勞働者の豫備軍、資本の廣大な轉向、同盟罷業及び工場閉鎖等と相伴つて進み行くが如くに觀ぜらるる。英、米に於ける現在の過度な事情は競争制度を生むに至つたところの古への事情の結果に外ならない。當時優勢であつた立法の原理は、産業界に於て諸の組合の組織を奨励した。競争の結果は避け難きものであつた。私利は連續して其の過度な産業組織を齎した。それは現在極めて明白な事實であり、且つ著しく争闘を激烈ならしめて居る。そこには又、半ばは生産方法に、半ばは交換制度に起因して居る商品の生産過剰、即ち競争の浪費、竝に生産過剰に起因せる不景氣が現はれたのである。私利を制限するものとしてトラスト組織が現はれた。それは競争を除去する許りでなく、産業指揮者の集團を作り、生産的經濟を鞏固にせんことを企圖したのである。勞働者の中にあつても、職業なき人々、低廉な賃銀及び不規則な勞働に従事する者の存在は事態を險惡にしたのである。そこで勞働者の數を制限し、又機械産業から、最も弱小なるものと最も不熟練なるものとを、排斥する集團、更にそれは勞働集團内の競争を制限する許りでなく、少くとも雇傭條件の決定上有力な

る集團を組織するに至つた。とりも直さず、かかる組織は労働組合と云ふ形態となつて現はれた。其の重要さと力とは、産業の次第に發達するに伴ひ増加したのである。

總ての社會運動の基礎は平等に對する要求である。社會的地位或は物質的の所有の平等ではなくして、寧ろ機會均等である。最も低廉な生産形式を求めて居る近代産業組織は、思ふに、機會均等を破壊しつつある。かくて機會の不均等は、當然受くべきより大なる利益を獲得せんが爲めに、資本を過大に豫算すること、諸の特權、割引等を通して、獨占的企業の中に強調される。富が富を増し、機械が利益を作れば作るだけ、不平等は近代社會に於て激しくなつて來る。財貨私有制度の下に於て、常に資本許りではなく、利子及び利潤の自然増加は所有者の利益に歸する。此等の所有者が彼等の負ふべき機能を實行し、之れを彼等の負擔として受容する間は、社會も眞の不平の素因を有たない。併し不平は、個人的財貨の責任を、又十分な報酬なしに獲得された財貨の責任を、免かれんとするところに生ずるのである。

次に家族、宗教及び愛國心の諸の影響が、又、競争制度の傾向に反對して居る。家族の存在其のものは愛と犠牲とを意味するが、併し家族が社會的承認を要することは、競争制度の惡しき實行に人を驅る獎勵となる處がある。宗教は財貨獲得の方法を制限する點には餘り觸れないし、又

愛國心は富を制限する形を未だとつては居ない。如上の各影響は理想を作り得るかも知れないが、併しそれ等の理想は大集團の行動を實際に指導する程確實な形式を減多にとらない。此等の理想を通して、訓練の力は未だ過度を抑制する程偉大なものではないのである。

労働者は雇傭者と契約を爲し、労働に従事する。彼の資本は時である。従つて一日過ごせばそれだけ労働者の資本は減少するのである。雇傭の缺乏は資源と貯蓄との徐々に減ずることを意味する。雇傭者は事業の増加或は労働者の窮乏が調整される迄、困難を凌ぐに足るだけの資金を有つて居る。労働者はそれとは反對な位置にある。機械の擴張された使用は、多くの方面に於て、彼の生活を以前よりも一層不安なものにして居る。諸の新發明や新生産方法に彼自身を適應さす程、彼の能力は成長しない。實に此等の事情が無産階級の出現を促して居るのである。よりよき境遇への試みとしての無産階級の要望は、既に述べた如く、次の三つの運動に外ならない。即ち労働組合、消費組合、労働黨之れである。労働組合は政治的行動に依つて、現在の状態を變へようと望んで居ると共に、國家の權威に依る干渉なしに、彼等自身の貸銀契約を作らんとして居る。之れに反して、労働黨は政府の行動に影響するのではなく、支配することを目指して居る。労働組合は訓練し教育する。が併しそれは最も弱い最も貧しい貸銀取得者を含まない。労働黨は總

その人の希望を高め、總ての人に利益を約束する。

未來の表示は近代諸國の經驗の中に見られ得る。英吉利では、労働組合運動は産業及び政治界に於て有力な要因である。實に英吉利の労働組織は雇傭條件を指定する重要な位置を保つてゐる。此の事が眞實である限り、労働黨は獨立せる位置をとらないで、労働組合と聯契して存在する。獨逸では、昔の同業組合型の遺物が政府に依つて採り入れられたが、労働黨は小産業の廢止と機械の使用とに依り、益々社會主義的になつて居る。北米合衆國では、労働組合と労働黨とは時に提携し、時に著しく互に對抗して居る。

消費組合は資本と労働者の労働力との聯合からなるが、其の中には雇傭者がなく、労働者が總生産物を分配するところの協同に依つて組織せられる。或烈しい競争は外部の集團に對して起り得るけれども、恐るべき争闘が其の集團内からは除去せられる。協同的な諸要素を有つた此の組織は社會秩序に關する諸種の近代的計畫から際立つて分離されて居る。何となれば、それは財貨私有制度を非難せず、自己奮闘を主張しつつ、個人の自由に對する干渉を逃避せんと企圖して居るからである。

上述の如く、諸の産業問題は、其の解決に於て、近代産業社會の基礎其のものを動搖せしめん

として居る。産業統制に起因する出來事は、其の總計に於て無數であり、貨銀と財貨の分配の不平等は到る處に明白である。労働組合や消費組合は相互の利益になる様に聯合はするが、全體としての人々の福祉を考察することが少い。そして國家は諸の問題、或ものは明確な或ものは理解し難い一切の重大な問題に當面して居るかの觀を呈する。個人主義者は昔の放任主義と別れて、其の害惡を避けんが爲めに競争制度を變へようとして居る。併し社會主義者は其の主義の修正を拒否し、平等、生産手段の公有、労働或は社會の人々の必要に基く生産品の分配に基礎を置かんとするさうした社會に、最後の解決を期待するのである。前者は存在の自然的進化を意味し、後者は競争制度の完全な變革を意味する。若し我々が後者を一つの解決として受容することを拒むならば、我々は最後に近代産業を管理し統制するところの組織として、現存せる國家に向ふべきは理の當然と言はなければならぬ。

1) McVey, F. L., *Modern Industrialism*, 1923, pp. 236—251.

第三節 産業國有問題

放任は産業の無秩序を生ずる。統制は國有と云ふ究竟の目的地に到る中間の階梯に過ぎない。

何故ならば、それは産業的私利の大なる力を抑制することが出来ないからである。管理は所有に付て可能であり、統制は管理なくしては無用である。國家の官吏が、規則に依つて取締り又管理する一切の努力は、所有權なくしては効果が少い。管理する權利は、所有權の本質其のものと考へられる。故に此の大問題の唯一の解決は、現在の政治組織を基礎として、其の上に一大産業國家を建設することである。即ち私利を制限し、而して社會の福利を個人の福利の上に置かんことを提唱する。さうした一般の福利は、現在普通の方法に依つて得られるとは信じない。故に總ての人々の社會的福利を國家に託するのである。國家は其の人々を當然の事として保護する許りでなく、彼等の權利を保障し、自恃し得ざる人々を援助する。されば、非常に望まじきことは、現在の國家の完全な顛覆に依つて獲得されるのではなくして、現存の歴史的國家の諸の素因及び財貨私有の制度を保持することに依つて、それ等の上に、より廣き機能と社會的理想との聯契が必要となるのである。要するに根本目的は、國家を通して一切の事を爲すにある。即ち現在の社會組織を保持しながら、生産の大なる要因を國家の手に復歸せしめんとする。かくて、鑛山、森林、公益及び交通機關等は私有ではなくして、公有とすべきである。かかる社會に於て、國家は人々の生活上、より大なる素因となる。それは勤勞者の所得の割合を決定し、生活必需品の供給を確

保し、而して其の人々の失業及び老廢の爲めに準備する。此等の大規模な方法に依つて、生産組織に著しい進歩があるだらう。又より短い勞働時間、其の他勞働狀態の改善等に依つて、人々の與るところは益々多くなるであらう。かくの如きは國家及び地方團體の機能の擴張を示すものである。此の事は一に課税に依つて爲さるべきである。

現在に於て國家の經營に係る最も重要な産業は鐵道である。英吉利に於ては鐵道は一八二五年から一八三〇年の間に敷設された。當時英國人は豊富な資本とそれを使用する傾向とを有つて居た。併し大陸に於ては資本は決してそんなに豊富ではなかつたので、其の資本を自由に鐵道の建設に供ふることはなかつた。つまり有利な利潤に對する見込は立たなかつたが、軍事的及び政治的には必要が認められ、鐵道を敷設し始めた政府も少くはなかつた。適用された組織は、軍事的に重要な鐵道を設け、其の他は個人企業に委ねると云ふのであつた。此の計畫は獨逸と白耳義とで採用された。尤も兩國とも其の後各特別の理由から、國有鐵道は國家の監督の下に獨立會社の經營に移された。佛蘭西では政府が支持と援助とを與へたが、道路と通行權とを個人の會社に貸與したと云ふ點で異なつて居た。北米合衆國は佛蘭西のそれに幾らか似た組織を適用した。貸下地や補助金が國家、州及び都市に依つて鐵道敷設の爲めに個人の會社に與へられ、鐵道國有の實

例はなかつたが、輒近、一部に其の國有又は公有を見るに至つた。

國有の背後にある精神、殊に鐵道の發展と聯關して居る精神は、異なる國と比較した場合
みでなく、同じ國に於ても、屢々實質的に變化した。一八六一年の伊太利の統一、一八六六年の
北米合衆國の統一、一八七〇年の獨逸の國家的整齊等に見らるる國民的意識の成長と共に、愛國
的感情と國民的集中化とが増進され來つた。之れに伴うて、自由貿易から保護貿易制度への變移
と、政府に於て鐵道を管理しようとする欲求が起つた。此の運動の下に普魯西と白耳義とは特別
に私營鐵道を譲り受け、それ等の鐵道から國家の組織を發展せしめようとした。事實、普魯西は
一八三八年頃既に鐵道組織を開始し、一八七四年に至る迄に政府は補助金百七十五萬弗を支拂つ
たけれども、決して鐵道を管理することはしなかつた。然るに、一年後の普魯西は公私所有の鐵
道を包含して混合組織の状態を呈し、やがて政府管理の下に鐵道を所有するに至つた。

英吉利は鐵道の敷設に關し、本國に於ては私有を本體として居るが、植民地、特に印度や濠洲
や新西蘭に於ては、國有と私有とが並存し、所謂二重制度が實施されて居る。併し、最近に至
り、本國に於てさへも、鐵道國有運動が起りつゝ、あるのは注目すべき事實と言はなければならな
5。

更に國有の問題は、鑛業、林業及び電信事業等の如き他の諸の分野に於て實行されて居るけれ
ども、ここに縷説するの煩を避けよう。何はともあれ、諸の產業界に於ける國家活動の爲めの議
論は、弊害の矯正と低廉なる經營とに關するものである。併し國家活動に關しては、其の國民の
氣質、彼等の政治及び經濟狀態如何を看逃がしてはならぬ。故に政府は其の大産業を所有し、之
れを經營すべきであると云ふことも、一般演繹的に言ふのは不可能である。各國家は自ら何事を
最もよく爲すことが出来るかを決定しなければならぬ。兎に角、放任の時代は過ぎた。而して
統制と所有とが産業を管理する時代に向ふべきである¹⁾。

1) McVey, F. L., Modern Industrialism, 1923, pp. 295—298, 301—303, 305—306, 310—311.

Thompson, C. D., Public Ownership, 1923, p. 74.

第五章 産業組織の検討

第一節 英吉利に於ける産業組織

主要産業國に於ける近代の産業組織は社會問題の解決を企圖し、勞資の關係を處理する點に於て、實際運動的展開の一端と見られる。従つてここに産業組織に付て検討を試みようと思ふ。

英吉利には勞働者をして産業の管理に與らしむべき組織的計畫は比較的に缺如して居たとは云ふものの、ホイットリ評議會案 Whitley Councils の出づるに及んで世人をして深い關心を喚起せしめたのである。職工代表委員會運動 Shop-stewards' movement が、其の道を準備するに力があつたと云ふことは疑ふべくもない。由來職工代表委員會運動は非常に錯雜して居た。それは常に調停的なものではなく、屢々中央執行部の軟弱な態度に對する抗議を意味した。或は往々にして中央執行部を束縛せんとし、常にそれ自身の利害に對して深甚の注意を拂つた。其の間、利益分配と協同經營の制度に關する種々なる努力に依つて解決を見出さうとする試みもあつた。が此

の試みは勞働組合には好都合とは考へられなかつた。蓋し次の様な理由の爲めである様に思はれる。勞働組合主義は、近年目的への手段——それは様々の發展の可能性を其の中に有するところの手段——としてよりも寧ろ目的として、自身を考へることの爲めに苦しんだからである。それは結果が勞働者の忠實さを勞働組合から他に轉ぜしめる傾向となりはしないだらうかと云ふ疑惑を懷く様になり、現に職工代表委員會に於て其の實例を見たのである。

ボウイ Bowie は其の著書の中に、利益分配制度に關して次の様な意味を述べて居る。之れは著手された計畫の五〇％足らずの割合に於て成功して居る。併し織物、農業、建築、鑛業等に於ては成功の割合はより小である。歐洲大戰後、此の制度を實施する様になつた主なるものは非常に大規模の産業であつて、それ等の中基礎極めて鞏固なもののみ、利益分配を多少なりとも價值ありと考ふるに至つた。ボウイは此の事を總括して言ふ。「それは我々の産業紛議の何れを解決することにも成功しなかつたし、時としては諸の紛議をさへ醸した」と。

勞働組合主義は勞働者に共同的利益を與へ、協力の精神を勵まし、遠大なる理想を抱かしめる。利益分配制度は、よしや成功したりとするも、勞働者の地位に影響する様には思はれない。協同經營制度はもう一步、より進んで居る。それは勞働者から易動性^{モビリティ}を奪ふものである。併しな

がら、我々は次の様な事を記憶しなければならぬ。即ち労働者の易動性は、彼が得ることが出来る最上の条件を得んと企圖することに依つて生ずるのである。而して其の反面に於て、労働は需要供給の一切の影響に従ふ商品になると云ふことである。唯だ住宅等に關する種々の施設が易動性に對する態度を變化せしめたのは事實である。又生産品に於ての競争の場合に於て現在其の要因ではない様に、労働に對する競争の表現としても、易動性はさほど強烈な影響を與へなかつた。何はともあれ、利益分配並に協同經營の制度は、會員を代表する特別な委員會を備ふる爲めに努力し、其の委員會に適應する道を開くことに影響を與へたと云ふことに疑ひはない。同じ事が福利増進委員會に付ても言はれるであらう。

戦前屢々職工代表委員會運動は、或地方に於て一種の職工代表委員會 Works Committee を發展せしめた。併しホイットリー案の結果として起つたところのものは、此の種の委員會の設立ではなかつた。一體、此の案の提議せられる前に存在して居た委員會は、往々にして労働組合主義に敵對すると云ふのではないとしても、兎に角労働組合主義から離れて労働者を組織しようとする諸の試みであつたが、ホイットリー案に於ける産業組織は産業の任意的國家的組織を目指して居ると共に、此の國家的組織が労働組合の承認に基礎を置くべしとする企圖である。

今英吉利の工場に於ける各種委員會を見るに、其の内容は又甚しく相異なつて居る。或ものは企業家と合同會合を爲すところに基礎を置いて居り、或ものは必要に應じ企業家と會合する権能を有する労働者のみの會合である。又時には懲戒權が委員會に與へられることもある。

而して多くの場合に於て、委員會は職工代表委員會から起り、其の委員會それ自身は權利の單なる保護者に過ぎなかつたのが、漸次發展して自ら建設的な管理者となるに至つた。

英國鐵道に於ては、三つの團體——地方部委員會 Local Departmental Committee、鐵道線區評議會 Sectional Railway Council、及鐵道評議會 Railway Council——がある。地方部委員會は常被傭者の數が七五人以上の停車場或は中心地に於て設立される。委員會は労働者を代表する四人と、鐵道會社を代表する四人からなり、其の目堵するところは労働時間及び休憩、肉體的安全、保安設備及びそれに類する諸問題、休日の協定、規則の公開、労働と能率の改善に關する提議等である。兩者に一二人の代表者を有する鐵道線區評議會は、標準俸給、賃銀、勤務時間、及び其の組織に於ける被傭者階級の勤務條件、而して作業、労働及び之に類する諸問題に於ての提案、又事業の増加、より大なる能率及び經濟の爲めの協同、職員の福祉、勤務の補充と條件とに關する國家的協定を地方に適用することに於て權限を有して居る。次に兩者に一〇人の代表者を

有する鐵道評議會は鐵道線區評議會が取扱ふ事項の相互關係を處理するものである。

更にハンス・レノールド會社 Hans Renold Companies の場合に於ては、組織上、より以上に發達したもので、工場委員會 Workshop Committee は實に管理團體である。それは極秘の報告をさへ與へられ、重役から十分信任されて居る。其の委員會の決定は、工場に代表されて居る總ての労働組合に依つて公然受諾される程の權威を生じたのである。勿論其の事は管理の困難を増すに相違ない。けれどもチャールズ・レノールド Charles Renold が言つて居る様に、「管理は、どのみち、將來、より遙かに困難にならうとして居る」。而して彼は次の事を附け加へた。ハンス・レノールドの計畫に依つて、「軋轢の種々なる原因は、委員會の活動、及び諸の困難の知識と管理の技術とを労働者が收得することに依つて除去せられた」と。

右工場委員會は労働組合に依つて選ばれた職工代表委員に基いて居り、それ自身の會長と書記とを選ぶ。而して労働組合の地方委員會 District Committee と親しく接觸して居る。工場委員會は労働者の代表者と會社側の代表者とからなり、後者は半數の割合である。労働者の代表は最低三人、最高一二人で、一〇人の労働者毎に一人の割合である。此の委員會の機能は監督者の権限内にあり、そして彼が或行動に同意する場合、或は工場評議會 Works Council が工場委員會に

執行權を委任した場合に於て、活動を開始する。それは次の様なものを包含して居る。即ち衛生、清潔、時間嚴守、訓練、不平の諸素因、凡ゆる種類の浪費の防止、仕事と生産高に關する労働者の利害關係の増加、技術及び過程の研究に依る能率の増進、傷痍に對する警戒と其の調査、更新された過程の考究とその工場に與へる效果、教育、労働組合規則の遵守、賃銀額の調整に關する助言等である。労働者に影響ある諸般の決定は、關係者の多數の同意なしには實行されない。其の停滯の場合には工場評議會が決定することになつて居る。工場評議會は會社側及び労働者の代表者各々八人よりなる。權力は寧ろ工場委員會の方にあるけれども、全體としての工場に關して、廣大な範圍に及んで居る。しかもそれは労働組合の援助をも含めて、外部から特別の助力を得る様な權能を與へられて居る。之れは或北米合衆國の事例に類似せる二委員會制度として興味深きものである。此の制度に類するものとしては、ラウントリー會社 Messrs. Rowntree の組織を擧げることが出来る。又より小なる工場の極めて特殊なる工場委員會が、約百人の労働者を有するプリストルのホオルストマン・ディア・カンパニー Horstmann Gear Company に依つて設定されて居る。之れは賞罰に關する計畫を實際に處理する毎月會合を開く合同委員會である。此の他、ウェリントンのフォックス・ブラザース Fox Brothers に依つて採用された委員會も、個

人に影響する懲戒と賃銀の問題を取扱ふ點に於て新しいところを見せて居る。

畢竟するに、英國産業組織として工場委員會と工場評議會とは、顯著な形勢を示して居るが、地方評議會は未だ瞭然と實現されては居ない。尙一般國民評議會が起るべきか否かは未だ問題であらう。兎に角、一切の産業の爲めのかうした評議會は、非常に重大なる不安時代に政府が召集したところの産業會議 Industrial Conference に依つて、一九一九年に提案されたものである。此の會議は六〇人の會員よりなる合同委員會を設定した。而して總理大臣に提出したところの報告に於て、「四〇〇人の會員を有する永久的な國民産業顧問評議會 National Industrial Advisory Council の設置」を提議したのであるが、其の後、此の提議の成行に付て聞くところがない。之れは重大なる危急のときに、一緒に召集された資本家、企業家と労働組合代表者との合同委員會に依つて、眞面目に主張され、幾度か其の考は討究されたけれども、それ以上に進展を見ないのである。何はともあれ、英吉利の一般の産業組織は、教育された労働者の團體と資本家、企業家側の啓發された指導精神とを要求しつつ、より新しい事情に適應すべき諸の計畫の萌芽を有して居ると言ふも、決して過言ではないと思ふ。

註 1) Lee, J., Industrial Organization, 1923, pp. 55-56, 71-72.

第二節 佛蘭西、獨逸及び伊太利に於ける産業組織

一、佛蘭西に於ける産業組織

佛蘭西、獨逸及び伊太利に於ける産業組織の特性は、大體に於て國家的或は人種的傾向に其の根元を有して居る様に見える。恰も佛蘭西には佛蘭西革命に依つて自由にされた天賦人權の想念に歸し得られるところの放任主義レイセフエールの局面があつた様に、獨逸の組織的能率は、他の諸國民には得ることが出来ない様な訓練の要素を有つて居た。

佛蘭西に於ける産業組織の發展には、常に産業界の何處に於けるよりも遙かに明白な個人の權利の承認があつたと云ふことは有意義なことである。而して廉價な生産に付ての總ての努力の背後に、又婦人や子供の雇傭の背後には、天賦人權を省慮する爲めに、立法に依つてではなく道徳的責任感に依つて、競争の激しさを制限しようとする考があつた。かくて一八五〇年頃には善良な雇傭者と云ふ觀念が生じ、かくして産業に於ける温情主義が堅固に樹立された。實に宗教的雇傭者の二つの典型——新教派の雇傭者と社會舊教派の雇傭者の二つの典型が生じた。兩者とも住

宅問題、貯蓄の奨励及び子女の教育に付て考慮を拂つて居た。佛蘭西に於ける社會舊教派の經濟學者は、産業の權威は宗教上の事柄に於ける使徒の權威の如くなるべしと論じた。遂に此の温情主義に對する反動が來た。而して、若し勞働者に彼等自身の福利増進を圖ることを委任せられるならば、それはより以上健全であるだらうと云ふことが論ぜられた。

雇傭者の組織と勞働者の組織とが或程度迄續いて起つた。テード・グレイが言つて居る様に、此の事は、勞働時間の短縮が新たな必要を言ひ表はす爲めの道を開いたのである。諸の試みが、勞資間の問題に關し任意的努力と立法とに依つて爲されたが、一般に歡迎を受けたとは信ぜられない。併し勞資協調評議會 *Les Conseils des Prud'hommes* の歴史は顯著なものである。其の機能は司法的で、争議の場合には判決を爲し、適切な一種の團體判事の職をとるのである。一七九八年の革命前には一つの評議會がリオンにあつたが、それは生絲産業に於ける雇傭者と勞働者との間の問題を決定する權利を委託されて居た。一七九一年に革命的行爲が舊い組織を廢して後、産業の支配を警察の下に置いた。併しそこに諸の不平が起り、一八〇五年には元の評議會が再び設けられ、リオン以外の町に迄擴張された。それ等の評議會は、雇傭者を代表し、そして雇傭者に依つて選ばれた五人と、勞働者を代表し、そして職工長と重立つた勞働者の中から勞働者に依つ

て選ばれた四人からなるもので、其の會長と副會長とは政府が任命するのである。之れが一八四八年には改正せられて、二つの選舉手續を採るに至つた。即ち一つは雇傭者と勞働者とは指名候補者の名簿を作る爲めに投票し、かくして被選舉人名簿を作つた。も一つは雇傭者は勞働者の代表者に投票し、勞働者は雇傭者の代表者に投票した。蓋し、かくの如く爲すことに依つて、よも善い結果が得られると考へたからであらう。併し此の改正はさして成功ではなかつた。而して一八五九年には法律に依り、雇傭代表者は雇傭者に依つて、又勞働代表者は勞働者に依つて選ばれることになり、双方に等しい數を規定した。一九〇七年には法律が統一されて、評議會制度は總ての産業に擴張せらるるに至つた。

長い間、勞資協調評議會は雇傭者と勞働者との間の争議を取扱つて來た。ハアメル工場 *Harnie factory* に行はれて居る工場評議會の如きは、舊教的温情主義の名残ではあるが、佛蘭西に於ける發展には甚大の影響を有つて居り、會員の間に宗教的紐が無くしては、評議會も無益であること云ふことが論ぜられて居る。一體、佛蘭西に於ける個人産業の管理は、先見と同情との點に於て、他國の産業管理よりも遙かに進んで居る。個人的關係、禮讓、忠實が尙著しい程度に迄行はれて居る。温情主義的方法是、職業に依る代表に基礎を置く革命的議會制度に對して、又勞働者の管

理に基礎を置く革命的産業制度に對して、要求を有するサンディカリズムの熱情よりも永續した。而して改良主義的性質を有するものに對するサンディカリストの敵意は、他國に於て發展した組織に類似する佛蘭西産業組織の發展を妨げた要因とも見られる。

又佛蘭西には産業的結合の兆が見える。それは主として縦のトラストの形をとる。企業組合評議會 Syndicate Councils は、一八八四年三月の法律の下に形成され、佛蘭西發展の一特性となつて居るものである。

註 1) Lee, J., Industrial Organization, 1923, pp. 33-38.

二、獨逸に於ける産業組織

獨逸に於て、法律上施行されて居る組織の中心目的は、總ての産業を中心に支配し指導すること、しかもそれは政府の一省に依つてではなく、雇傭者、労働者及び消費者の十分な代表があるところの産業機構に依つて、支配し指導すると云ふことである。かくして組織的經濟制度は嘗て試みられた中で最も密接に結合され、又最も包括的な計畫である。ビスマークは少くとも其の事を思ひついて居り、確かに彼は政治議會と同等な力を有する經濟議會がなければならぬと決心

して居た。實に一八七八年彼は普魯西の爲めに七五人の議員を有する經濟議會を設立した。而して彼が、全獨逸に其の擴張を發議したときに、彼は労働者代表の参加を主張して居たが、惜しいことに此の考は實行されなかつた。一九一六年以後に於て、中央合同産業同盟 Central Joint Industrial League が設立された。それは雇傭者並に労働者の組織を包含するところの任意的組織である。此の同盟は既に強い勢力であつて、幾つかの問題、特に労働時間に影響して居る問題を解決した。それは工場委員會の考を主張し、又聯合經濟評議會 Federal Economic Council に非常に重要さを置いて居る。

一九二〇年一月に工場評議會法が通過した。それは農業を含めて、二〇人以上の労働者が雇はれて居る總ての事業には、工場評議會が設けられることを規定した。労働組合の権利は注意深く保護される。そして若し四分の一の會員がそれを要求するならば、労働組合代表者は其の會合に出席することを許される。獨逸に於ける工場評議會とホイットリ評議會との間の相違は根本的であり、それは雇傭者の費用に依つて設けられるが、規則に依れば、此の評議會は労働者のみからなり、雇傭者は唯だ招待されたときのみ出席し得るのである。今其の一般の機構を記述すれば、第一に工場評議會が其の機構の基礎となり、國家聯合經濟評議會 State and Federal Economic

Council 即ち經濟議會 Economic Parliament がある。之れは試験的に併し永續の見込を以て設立されたのである。此の下に地方經濟評議會 District Economic Council があり、之れに對して工場評議會からの訴へが向けられるが、地方評議會の形式と機能とは未だ決定されて居ない。又國民聯合經濟評議會 National Federal Economic Council は目立つた特色であつて、それが繼續するか否かは識者に依つて疑問視されては居るが、それは一九一九年英吉利に於て提案された合同顧問評議會よりも遙かに進んで居る。

獨逸の産業組織には注意を要するところの諸の特色がある。即ち主として軍事的習慣に基いて管理が行はれる。責任の分割は最上の注意を以て割せられ、管理の機能的性質は明白に認められて居る。そこには力強い訓練があり、細密な訓示が労働者に發せられ、而して諸種の反則に對して罰金が課せられる。職業の適否に關する研究が非常に進んで居り、格段なる重要さが工藝教育の上に置かれて居る。工場評議會は法律に依つて規定され、聯合評議會も亦同様である。工場評議會は管理に參與してはならないと云ふことが公にされて居るのに、一方評議會は懲戒を處理し、解雇の問題を再議さへすべきであると云ふことが規定されて居る。¹⁾

註 1) Lee, J., Industrial Organization, 1923, pp. 40-45.

三、伊太利に於ける産業組織

伊太利に於て戦前の獨逸財政への從屬狀況は、他國よりも以上に大なる改造を生ぜしめた。事實伊太利の經濟事情は、戦争のずっと以前から、有望なものではなかつた。されば學者の中には彼等が避け難い不幸と考へて居たところのものに對する豫防策とも見らるる或産業組織を喧しく要求して居た。併し破綻は俄かに來た。而して労働者は眞に諸の産業を占領した。そこには著しい訓練があつた。無能力者は解雇された。生産高を増加する爲めに諸の試みが爲されたが、労働者は遂に自己の職分を見出した。彼等は資本家の財産を奪ひ取つたけれども、彼等は管理に於ける資本家、企業家の熟練と經驗とを有たなかつたことを悟つた。此の故に、工場評議會 Factory Councils が設置され、工場が舊所有者に返されたところの、あの有名な法令が發布せられた。此の法令は労働者が管理に參與すべきであると云ふことを、暗示して居る様に見えるのは事實であるが、併し時の経過につれて「管理」の意味は異なつたものとなつて居ると云ふことを信すべき理由がある。それは、最初の即ち支配する權威と云ふ意味の管理よりも、寧ろ「監督」「抑制」或は「監査」といつた様な意味である様に思はれる。或種の計畫が試験的に實行されたが、それは

理論から實際になるにつれて、眞に實際的であり、有益である中庸を得た計畫を發展させることが出来る様になつた。従つて、雇傭者は英吉利に於けるホイットリー案と驚くべき類似點を有する計畫を提示し、又他の計畫は舊教労働者聯合 Catholic Workers' Federation に依つて主張された。而してそれは合同委員會と、法律に依つて設定さるべき利益分配制度とを包括して居た。評議會が労働者のみからなつて居るところの獨逸の型を多少恐れ、特に聯合經濟評議會の考を恐れて、政府案は大體に於て雇傭者の計畫に従つて居る。假令此の事は幾らか曖昧になつて居ようとも、伊太利の事情に適應するものと考へなければならぬであらう。政府は、凡ゆる種類の組織が、一般に歓迎される形式へ進化する迄、諸の産業に於て試みられることを許容して居る。事實、現在の傾向として、國民、地方及び工場評議會の完全な計畫が比較的短時間の間に實現するであらう様に見える。若し伊太利に於て、完全な機構の發展を見るならば、それはムッソリーニにとつて少からぬ成功と言へる。彼は産業を嫌忌すべき縫れから引出したのであり、労働者に眞の管理の價値を教へたのである。此等の要因から産業の機構が起り、其の機構は産業上最善であるところのものを保有するに至り、より多く進化への道を指示するであらう。

註 1) Lee, J., Industrial Organization, 1923, pp. 50-52.

第三節 北米合衆國に於ける産業組織

北米合衆國に於ける産業組織には諸の形態がある、先づ兩極端を代表する二つの典型に付て記さうと思ふ。即ちデイトロイトに於けるヘンリー・フォード Henry Ford の組織と、ボストンに於けるファイルネ商會 Messrs. Filene の組織とに付てである。フォードの組織は明かに専制主義的である。それは高き賃銀の支拂を包含して居る。言ひ換へれば、「利益が獲得される前の利益の分配」を行ふ科學的管理の最も簡単な組織を有つて居る。しかも其の組織は大量生産の點に於て寧ろ機械的方法であり、機械を極度に働かせるところのものである。フォードは彼の労働者達の信用を受け、其の結果彼の専制主義は默認せられて居る。かくて彼は「移動」労働なるものを最少ならしめた。一方ファイルネ商會に於ては、所謂 Industrial Democracy なるものを採用して居る。此の商會の労働者は規則を制定し之れを施行するところの代表集會を有して居り、それは一つの選舉に依る調停局を有ち、且つ重役會議には労働者も列席する。事實労働者の懲戒は全部労働者自身に依つて爲される。此等二つの極端なる典型の間に多くの中間物がある。管理上何等の嶄新さもない或る時計會社がある。そこでは出来るだけ最上の賃銀を支拂ひ、高い生活標準を奨勵し、

一八六四年以降最近に至る迄一回の同盟罷業もなく、勞資間の關係に於て些の困難もなかつた。勿論ここには管理を助ける爲めに、種々の部門から集る二〇人の顧問會が設けられ、資本家の出資に依る恩給資金の管理が勞働者に與へられて居るのである。又オハイオ州クリーヴランドのホワイト・モーター會社 White Motor Company に於ては、其の配當金を八%に制限して居る。而して其の中心政策は、事業の財政上の管理の一切の細目に關して、勞働者に對し全然隠して居る。而しないと云ふことである。そこには産業民主主義もなく、賞與金或は特別賞與金の制度もなく、時間や、運動に付ての研究もないけれども、勞働者の心に智的興味を興ふるを唯一の標的として居る。かくて特殊化された管理の下に入念に作られた雇傭制度があり、又大規模の福利増進事業及び教育事業がある。就中福利増進事業は最もよく成功して居る様に思はれる。又フィラデルフィアのリンク・ベルト會社 Link-Belt Company に於ては、特別に考案された個人的管理の組織がある。更に進んだ段階として會議制度が採用された。之は北米合衆國の政治組織を模倣したもので、一種の下院、上院及び内閣を有して居る。

更にエンディコット・ジョンソン會社 Endicott Johnson Company の如き産業がある。そこでは産業は專制的に管理されて居るが、併し自由にして明白な討議が行はれ、それに依つて、其の專制主義は不思議に啓發されて居るのである。

何はともあれ、合衆國は未だ若き國であると云ふこと、そこには未だ發達して居ない協同的産業生活の諸の局面があると云ふこと、個人の野心が如何なる團體的抑制にも打ち勝つて居ると云ふこと、而して多くの産業に於ける高き賃銀は産業の世界では常ならぬ機會を興へて居ると云ふこと等を記憶しなければならない。

會議制度の實行の不可能なことが一般に認められる様になつて以來、勞働管理者と云ふ觀念が受け容れられた。事實政治組織の模倣に依る組織に付ての實驗は、勞働代表者と卓子に向ひ合つて會見することが容易な仕事ではないと云ふことを一般に了解せしめたのである。事柄は説明されなければならなかつた。説明は常に容易なものではなかつた。政策は辯明されなければならなかつた。而してそれは常に注意深く案出されたものではなかつた。明かにそれは知識に於て専門家を要した。かくて勞働或は個人的管理者 labor or personnel manager に對する要求が速かに發達した。然れども、北米合衆國の様には勞働組合主義が強調されない所では、特殊化された勞働管理者が一種の組合指導者になり、重役會議に於て勞働の擁護者となり、同時に彼は恐らく工場委員會を通して、勞働指導者の思慮ある擁護者であるであらう。此の問題に於て北米合衆國の或著

述家は言つて居る。「慰撫と人の意を迎へることより以上の何物かが必要とされて居る。悦べる手と樂しき微笑より以上の實質的何物かが家庭の火を燃し續ける爲めに必要とされて居る。調停は經濟的基礎に迄及ばなければならぬ。労働管理者は契約権と經濟力とを測定することが出来なければならぬ。彼は聰明に市場の動きを豫想しなければならぬ。彼は單なる便宜主義に對し警戒しなければならぬ」と。之は決して容易な業ではない。そこには虚嚇や隔意があつてはならぬことを意味する。労働管理者は労働者と雇傭者との間の經濟的關係を支配するところの凡ゆる條件を説明し得なければならぬ。彼は兩方面に熟達して居なければならぬ。如何なる問題に對しても合理的に判斷する其の力の健全さを有たなければならぬ。彼は眞の意味に於て調和する人でなければならぬ。かうした發展は亞米利加産業界に於て最も有望なものであり、普通にはそれは工場評議會 Works Council の性質の一部的表現とも見られる。

實に、北米合衆國に於ける組織された労働の位置は、定義し難いものに屬する。と同時に、此の國に於ける労働は、よしや變化されようとして居る幾多の徵候が見え、しかもそれに於て労働の機能が必然に代表される獨逸の模範に幾分か倣つた經濟議會の方向への發展を好む思想家があるにしても、未だ如何なる目標をも有して居ない。

要するに、北米合衆國に於ける諸の産業組織は、一部は成功し一部は失敗して居るにしても、兎に角、孤立せる計畫は不利であることを示して居り、そこに此の國に於ける新しい産業の殿堂が建設されるであらう。

註 1) Lee, J., Industrial Organization, 1923, pp. 17-24, 26-28, 32.

第六章 社會問題の解決に關する諸主義概論

第一節 總 說

曩に第一章の各節に於て諸の時代に於ける社會思想を歴史的に觀察し、特に其の第六節に於て近代社會主義的思想に關し幾分敘述して置いたが、今や歩を進めて更に之れが諸相を檢覈しようと思ふ。

抑々社會問題解決の爲めに如何なる方法を探つたならば、社會理想と其の實際とを調和し、既往の弊態を除去し、社會的危機を招來せしめざるを得るであらうかと云ふことが、頻に識者の論議するところとなつた。之れを其の思想傾向より觀ずれば、畢竟、社會問題解決上其の手段の如何に依り、大體現存社會秩序を根柢より改造せんとするものと、現存社會組織の基礎を認容しながら、之れに對し必須なる制限的改善を行はんとするものとの二つに區別し得る。而して前者は社會主義、無政府主義、サンデイカリズム、ギルド・ソオシヤリズム、ポリシエウイズム等を包

含し、後者は謂ふところの社會政策各派を包含する。本章に於ては、主として前者に屬する諸傾向を究明せんとするものである。

第二節 社會主義

古代、中世及び十九世紀前半に於ける社會思想及び社會主義的傾向に付てはここに再説するを止め、ゾンバルト Sombart の所謂「近世社會運動の精神的沈澱物であり、そして無産階級即ち現代社會階級の一つの凡ゆる解放的努力の總計である」ところの社會主義——とりわけ、社會の本質に關する從來の合理主義的見解に立てる合理的社會主義は漸次歴史的、現實的精神へと進展し、ここに歴史的、現實的社會主義の生誕を見るに至つたが、以下其の思想的內容に付て概説せんとするものである。

此の新社會主義の創始者は實にカール・マルクスであつて、在來の社會主義に科學的根據を與へたるが故に、一般には科學的社會主義とも稱へられて居る。マルクスの社會理論の内容は複雑多岐であるけれども、其の核心をなすものは、「唯物史觀」であり、「餘剩價值論」であらう。

前者に於て、一切の社會現象は永久的のものでなく、唯だ「時の條件」に依つてのみ左右せら

れ、その變化につれて滅亡に歸すべき一時的現象に外ならぬ。従つて現存社會秩序竝に經濟組織も總て此の例に洩れず、一切は流轉し來る歴史上の一階梯なりと觀、必ずや現代資本主義の破綻の來るべきを高調して居る。後者に於ては、一切の價値は勞働の分量に依つて判斷せられ、其の價値は勞働時間に依つて計量せらるべきを主張し、且つ社會の各員は、勞働に依つて創造した價値に従ひ評價された生産の分配を要求し得べしと力説して居るのである。それはさうと、マルクス主義理論の本質的表現は、畢竟かの「共產黨宣言」の中に見出されるが、此の宣言に表はれたる根本的思想を要約すれば、次の如くに言ひ得ると思ふ。凡そ歴史は階級闘争の歴史である。階級形式は一定の經濟的生產及び分配關係の結果であり、經濟的改革は直に階級對立及び階級闘争となつて現はれる。現代に於ては、有産階級と無産階級との對立竝に闘争となつて現はれる。此の關係に於て、無産階級は共產主義的制度に依つてのみ其の目的を達成することが出來ると云ふ。蓋し共產黨の理論は、全然抽象的觀念に立脚せず、現存の階級闘争の事實其のものを強調する點に其の特色を有つと共に、彼等が指標としての社會主義、其の完成への過程としての階級闘争は、歴史的に必然性のあることを示して居るのである。

更に近世社會運動の特徴は、之れを無産階級の精神的、物質的解放の上に求めなければならぬ。精神的解放の要求は、同時に物質的獨立を必要とする。此の意味に於て、資本に對し經濟的に從屬する無産階級の精神的解放は、先づ此の資本に從屬することを廢止しなければならぬ。此の事はやがて無産階級の物質的獨立を齎す所以であるからである。此の故に、マルクス社會主義の目指す一つの重要な點は、資本主義經濟組織の廢止と云ふところに存する。

マルクス及びエンゲルスの「共產黨宣言」に示されたる社會革命に關する理論中、即時實現し得る綱領のみを認めんとする修正派社會主義は、マルクスの唯物論的傾向をカントの理想主義的思想に關聯せしめんとする。即ち其の理想主義的思想に依つて、マルクスの唯物論的傾向を緩和せんとするものである。之れに反し、政黨に組織された無産階級に依つて爲さるる國家の征服と、此の征服が成就せられた後、他の階級を一階級が支配する機關としての國家の廢止とを主張する社會民主主義は、修正派社會主義其の他に對して反動的傾向を示して居る。

固より社會主義に關する定義は枚擧に遑なき程あるけれども、今はここに其の一、二を引用しよう。オッペンハイマー Oppenheimer に從へば、「社會主義とは一切の剩餘價値から解放せられた經濟秩序、言ひ換へれば、一切の勞働が、其の全所得を保持し、地代及び資本の収益の消滅した秩序に對する信仰と努力とを意味するのである。」と言ひ、ラッセル B. Russell に從へば、「社

會主義は嚴密に定義し得る教義其のものと云はんよりは寧ろ一個の傾向である」と断じ、更に「土地及び資本の公有に關する主張なりと定義すれば、社會主義の本質に最も近寄るを得べしと思ふ」と附け加へて居る。之れを要するに、社會主義者の根本的に要望して居るところのものは物質的平等に外ならない。即ち、土地其他の生産財産は總て之れを個人の私有とせず社會の公有となすべきこと、竝に生産は國家に依り消費者の需要に應じて規畫せられ、生産の維持改善に必要なる費用を控除したる殘餘の収益は、之れを公平に生産者間に分配すべきこと、之れである。言ひ換へれば、それは個人資本主義を國家資本主義に依つて代らしめる問題ではなくして、個人資本主義と國家資本主義とを、労働者、即ち生産と交換の手段の支配者である労働者の協同關係に依つて代らしめる問題である。若し此の事が成就さるる曉には、資本主義國家との間には、最早共通な何物をも見出し得ないであらう。予は個人的にあれ國家的にあれ、資本主義其のものを全部的に許容し得ざると共に、根本的、本質的に現存社會秩序を變革せんとする社會主義に同感し得ざるものである。

註

- 1) Sombart, W., Sozialismus und Soziale Bewegung, 1919, S. 1.
- 2) Ibid., S. 63—62, 64—65.
- 3) Oppenheimer, F., Die Soziale Frage und der Sozialismus, 1919, S. 103.

4) Russell, B., Roads to freedom, 1915, p. 23.

5) Vandervele, E., Socialism versus The State (Edie, L. D., Current Social and Industrial Forces, 1920, pp. 289—290)

第三節 無政府主義

無政府主義は凡ゆる強制的政府に反對する理論であり、従つて社會統制の爲めに政府が用ふる強制力の權化と看做す國家なるものを否認する。此の主義を奉ずる者の見解に従へば、自由は彼等の信條に於ける絶對的善であるが故に、彼等は強制なき自由の社會の建設を夢想して居る。固より詳細に之れを分類すれば、幾多の分派を數ふることを得るが、便宜、個人的無政府主義（或は哲學的無政府主義）と、社會的無政府主義（或は科學的無政府主義）との二つに區別しよう。前者は主として個人的、哲學的觀念を基調として無政府主義を實現せんとするものであり、後者は社會秩序竝に經濟組織の變革を中心として強制なき自由社會を建設せんとするものであつて、バクーニン Bakunin、クロポトキン Kropotkin 等に依つて主張せらるるところである。併し個人的、哲學的無政府主義に付てはここに述ぶるの煩を避け、社會的科學的無政府主義に付て述べようと思ふ。

近代の無政府主義は概して土地及び資本の共有に關する觀念と結びついて居る。此の意味に於て之れと社會主義とは重要な關係を有する。社會主義は、國家が唯一の資本家となるときには、個人は自由になるであらうと信ずる。之れに反して無政府主義は、さういふ曉には國家は個人資本家の有して居た抑壓的傾向を其の儘繼承する様になりはしないかを恐れる。従つて無政府主義は土地及び資本の共有を主張し、國家の存立を否認するのである。バクレーンは、實にかかる共產主義的無政府主義の創設者であるけれども、近世社會主義に於けるマルクスの如く、系統的な主義を創造したとは言ひ難い。併しクロボトキンはバクレーンの理論に一步を進めて、共產主義又は自由共產主義を合理的なりとなし、財貸私有制度の消滅すべきを高調して居る。

今此の二人に依りて代表せらるる共產主義的無政府主義理論の如何なるものなるかを瞥見しよう。彼等は、今日若し不調和と不幸とが地上を支配するならば、其の原因は凡ゆる今迄の社會の缺陷ある秩序の中に存するとなし、しかも此の缺陷ある秩序は國家に依つて體現されて居るのであるとする。又國家は人と人との自然的關係の發展を阻害する一つの技巧的なものとなし、此の國家から解放された社會こそ自然状態であり、自然秩序であるとする。

バクレーンは其の變轉極りなき流竄の生活の後、一八六七年瑞西に移り、翌年此の地に於て社

會民主主義國際聯盟の組織に關係し、其の綱領を草案したが、此の綱領こそは彼が無政府主義理論の要約なりと看做されて居る。「聯盟は、階級の決定的にして全部的なる撤廢及び政治上の平等、男女を問はず個々人の社會的平等化を欲する。土地及び労働器具は他の一切の資本と同じく之れを全部社會の集合的財産となし、以後は決して労働者即ち工業的及び農業的聯盟を除いては使用し得ざることを希望する。現存の凡ゆる政治的權威者本位の國家は、單に各國に於ける行政的官職を行ふに過ぎぬものとなし、遂には其の形を没して農業的及び工業的自由聯盟一大萬國の團體とならんことを認める」と云ふのが即ち之れである。要するにバクレーンの考へ方は、其の生涯の暴風のなるが如く、只管反抗的精神に左右せられ、一般に系統的、組織的の所説少く、往々抽象的、形而上學的にして、經濟上の事實を取扱ふこと甚だ稀である。一方クロボトキンは其の著述の大部分を通して生産の問題に捧げ、若しも文明と進歩とが平等に兩立し得べきものであるならば、平等は僅に生活必需品だけの爲めに長時間の苦役を人に強ゆるが如きことをなくする必要がある、何故ならば餘暇なきところでは、藝術及び科學は死滅し、又凡ゆる進歩は不可能になるだらうと述べて居る。更に彼の豫想するが如き社會に於ては、實際何人も労働は過剰に陥らず、一日中幾時間かを快適に働き得べきことを彼は信じて居る。しかもさうした社會には強制もなけ

れば、法律もなく、又権力を行使する政府もない。そこには尙社會法則なるものは存するであらうが、それ等は廣く一般の承認を得て生れたもので、如何なる最少數者をも無理に屈從せしめて作ると云ふが如きものではないのである。要するに、クロボトキンの目堵して居る社會の實現は、今日に於ける生産手段が根本的に改革せらるると共に、不完全なる人間がより完全にならざる限りは到底企圖し得ないものである。又其の考察の一般的理論の中には本質的に「暴行」に出づる様な點は毫も認め難い。現に暴力を欲しない此の主義の代表者も澤山にあるのである。それにも拘らず、「暴行」が此の主義の組織中に入つて居る許りでなく、此の派の新聞及び出版物に現はれたる諸の色調は、社會的、科學的なるに拘らず、其の實現の可能性は極めて稀薄であり、空疎であり、砂上に樓閣を築くの架空事と言はなければならぬ。

終りに、我々は無政府主義の暗黒なる方面、即ち此の主義をして警察と争はしめ、或は世人をして之れを恐るべき語なりと思はしむる其の局面に付て少しく述ぶる必要があらう。無政府主義は其の思想實現の爲めの手段に付ては考慮足らず、唯だ驀然と理想の境地を追求せんとするが故に、往々にして暗殺、陰謀、暴動等を惹き起すことがある。かくして一面かなり過激であり、狂暴であるところが視はれる。之れは恐らく彼等の見解を宣傳する手段として許りではなく、之れ

に依り新社會を齎さんとして暴行を説く者も少くないが爲めであらう。併しながら、過激手段に訴ふると云ふことが無政府主義を決定する本質的條件ではない。畢竟ゾンバルトの言ふが如く、之れは理想主義的社會主義を遂行するに現實的精神を以てすると云ふ點から、一部は説明し得べく、又「暴虐の國から自由の國への推移を速める機能」としての「手段」と云ふ點から、他の一部は説明し得るかも知れぬ。

要するに、社會主義が主として現實的事實の認識から發足して居るに反し、無政府主義は理想的幻影の追求を之れ事とする。社會主義と無政府主義とは資本主義の弊害に對して同様の攻撃をなした。兩者は資本主義を顛覆しようとし、共に反抗を信條として居る。然し之れを顛覆し終つた後の新しき組織の建設的綱領に於て兩者の方法が別れる。即ち社會主義と異なつて、無政府主義は一切の政府は弊害であり、産業は組織なくしても進行することが出來ると主張する。所詮、兩者の異なるところは、政府に對する觀念の點に於てである。

1) Russell, B., *Roads to Freedom*, 1925, p. 52.

2) *Ibid.*, pp. 58—59.

3) *Ibid.*, p. 62.

4) *Ibid.*, p. 64—63.

- 5) Sombart, W., Sozialismus und Soziale Bewegung, 1919, S. 51—52.
 6) Pogardus, E. S., A History of Social Thought, 1928, p. 256.

又第四節 サンディカリズム

一、革命的サンディカリズム

所謂革命的サンディカリズムは、議會政治に對する反抗及び賃銀労働者解放の運動として佛蘭西に源を發し、其の他の歐羅巴諸國に於ける労働爭議の性質に著しい影響を與へたところの思想傾向である。一體、英吉利に於ける Trade Unions と同意義の語は、佛蘭西に於ける Syndicats ouvriers である。而して佛蘭西語の Syndicalisme は最近の使用に係り、特別な意義を有し、現今一般に労働總同盟 Confédération Générale du Travail の政策を指示するもの如く理解されて居る。佛蘭西の労働組合は二派に分たれる。其の一つは彼等の目的を革命的手段に依つて獲得しようとする赤色組合 Syndicats rouges であり、他の一つは彼等の目的を改善的手段に依つて獲得しようとする黄色組合 Syndicats jaunes である。併しながら、今我々がサンディカリズムなる語に依つて理解するところは、前者の目的と方法とに關してである。それはさうと、一八九五年に始まつた

C・G・Tは七百の「組合」Syndicats から組織された。之れと相並んで一八九三年に労働取引所聯合 Fédération des Bourses du Travail が起り、ペルウタイエ Pelloutier の指導よろしきを得てC・G・Tよりも繁榮したが、彼の死後内紛を生じ、一九〇二年には労働總同盟に加入し、兩者はここに合同するに至つた。C・G・Tは其の創立の當初から革命的色彩を帯びて居たが、合同後も其の根本に於て戰鬥的團體であるが故に、同盟罷業の場合には、之れに屬せざる労働者さへも馳せ參ずる中心的組織なのである。

サンディカリズムの本質は政治的方法と云はんよりは寧ろ産業的方法に依る階級闘争であり、之れが目的を貫徹する爲め的手段としての直接行動は種々あるけれども、大體に於て同盟罷業、怠業 Sabotage 等を數へ得る。此等は唯だ部分的改善を期せんが爲め的手段としてのみ重要であるが、彼等の理想實現の手段としての最も根本的なるものは、所謂「總同盟罷業」である。何となれば、彼等は現存社會秩序を悉く破壊し、労働者の完全なる解放を得んとするが爲めである。即ち現代資本主義の下にある労働を、賃銀労働者が完全に中止する營みであるが爲めである。一九一〇年十月十三日のタイムズ紙は、總同盟罷業に付、次の如く述べ、サンディカリズムの意義を明かにして居る。

「それが何を意味するかを理解せんが爲めには、我々は佛蘭西に有力な労働組合のあることを記憶しなければならぬ。革命は其の公然と聲明する目的であり、此の革命に依つて、舊に現存社會秩序許りでなく、國家其のものさへも掃去さるべきものなりとする。此の運動を指してサンディカリズムと呼ぶのである。それは社會主義ではなく、寧ろ反對に根本から社會主義に對抗するものである。サンディカリストは、國家は大敵であり、社會主義者及び集産主義者の國家觀念は、労働者の運命を今日個人的雇傭者の下にあるよりも、より惡しくするものなりと主張する。彼等が其の目的を達せんが爲めの手段は、總同盟罷業である。之れは、約二十年前佛蘭西の一職工の案出に係るもので、社會主義者と激しく争ひ、遂に彼等を破り、一八九四年の佛國労働會議に依つて採用され、其の後總同盟罷業はC・G・Tと云ふ組織を有するサンディカリストの明白なる政策となつた。」

之れに依つて見るも、サンディカリズムは社會主義や無政府主義とは異なつて居るが、併し實際上サンディカリズムと無政府主義とを劃する線は明瞭ではないのである。勿論、社會主義と謂ひ、無政府主義と謂ひ、サンディカリズムと謂ふも、總て目堵するところは齊しく現存社會秩序並に經濟組織を撤廢せんとするにある。併し社會主義が私有に代ふるに公有を以てし、無政府主

義が萬人の所有を呪咀するに對し、サンディカリズムは組織された労働に依る所有を目的とする。しかも政治的社會主義が依據する議會行動を極力排斥する點よりすれば、サンディカリズムは無政府主義と、より密接な關係を有つと言ひ得るであらう。

要するに、サンディカリズムの目的が、現今産業組織の全部的破壊の爲めに、「總同盟罷業」を手段として、一切の生産方法を其の現在の所有者から、賃銀労働者へ譲り渡すことである以上、革命的、無政府的傾向の人に對してサンディカリズムが有する引力は自ら分明であり、又何故に一般の賃銀取得者が此の考を受容し勝ちであるかと云ふことも理解するに難くはない。

總同盟罷業は實に地方的同盟罷業の自然に生長したるものと見られる。しかも此の事は二つの方面に大なる影響——一つは雇傭者に對し、も一つは公衆に對し、損失と不便——を與へる。若しも罷業の範圍が無限に擴大され、而して生活必需品の供給がそれに比例して制限されることになるならば、それは社會生活其のものを脅威することになる。此の意味に於て、予は先づ總同盟罷業なる手段を否認する。又生産に關しては無數の方法が相依ることは近代社會生活の要因であるのに、サンディカリズムは、消費者の見地とは全然反對である生産者の夫れのみを代表するが故に、社會存立の意義に反するものである。假令サンディカリズムの傾向は既に國境を越えて、

英吉利に獨逸に伊太利に北米合衆國に侵入しつつありしとしても、又近年此の傾向を増進する新たな原因——労働階級の國際的團結——が生れ、労働組合の組織と訓練とがより完全となるにつれ、無産階級の國際的關係が機械文明の發達と共により密接となるにつれ、産業争議の深刻さが不斷に増加するとしても、人間の生存の爲めに其の活動を要すべき機關を停止すると云ふ罷業は、如何に悲しむべき結果を齎すかはここに繰述するを要しない。假に鐵道罷業の一例を擧げて見るのに、大都市に生活する人々は、鐵道の存在の爲めに、生活必需品の供給を不斷に受け得るのであるが、若しも此の運輸が停止したとすれば、僅か數日間に都市の住民は飢餓に當面しなければならぬ。此の故に總同盟罷業なるものは最も嫌惡すべき手段であり、文明の進歩を阻止する方法であると言ふことが出来る。而して實際上歐洲に於ける最近の經驗は其の成功の見込ないことを立證して居るのである。

畢竟するに、サンディカリズムは、一方マルクス社會主義思想を藏すると共に、他方無政府主義思想の色彩を帯び、更に英吉利の労働組合主義 Trade Unionism に近似する傾向をも感ぜられる。何れにもせよ、此の社會理論は佛蘭西に於て出生し、そこに眞の意義と特色とを發揮し得べきものなることを我々は忘れてはならぬ。とりも直さず、かの感情的、衝動的な佛蘭西の國民性

が自ら此の思想傾向を生み育てたものであり、又佛蘭西の社會狀態及び經濟事情が此の運動を起さしめたものであると見なければならぬ。「サンディカリスト運動はユトピア的である。その目的と其の目的の實現を期する方法とは、近代の産業及び政治生活の實際に適合しないで、抽象的原理からの演繹である」とは、スバルゴ Spargo の言であるが、「サンディカリストの解決は予を満足せしめない。かうした不幸の存せざる社會秩序を布告することに依り、其の不幸を除去しようとしても駄目である。……之れこそ全くの空想主義である」と言ふゾンバルトの批評と之れとは一脈の相通するものがある様に思ふ。

註 1) Russell, B., *Roads to Freedom*, 1925, pp. 76—80.

2) *Ibid.*, pp. 82—83.

3) Spargo, J., *Syndicalism, Industrial Unionism and Socialism*, 1913, p. 189.

4) Sombart, W., *Sozialismus und Soziale Bewegung*, 1919, 129—130.

二、亞米利加サンディカリズム (I・W・W)

北米合衆國に於ては、歐洲諸國から移住し來り、未だ選舉權を獲得しない多くの無産階級の中に、サンディカリズムの傾向が生長した。而して革命的行動に關する彼等の想念は、原始的であり

空想的である。彼等は主として佛蘭西人、伊太利人、西班牙人或は瑞西人であつて、各自、彼等が有する國民性の見地からのみ一切の事物を觀ようとする。蓋し、北米合衆國の如き雜然たる國籍を有する人々の中に、一般にはI.W.W.として通用する世界産業労働者同盟 Industrial Workers of the World の發生したのは謂れなきことではない。I.W.W.の信條とする産業別組合主義は、唯だ單なる現存經濟秩序の改善を企圖すると云はんよりは、寧ろ根本的の革命を起さんとする階級闘争を目的とする點に於て、佛蘭西のC.G.T.に近似して居る。固より兩者には人種的事情の總ての相違に産業的組織の凡ゆる差異を認め得るけれども、其の精神に於て兩者の接近して居る事實は之れを否定するを得ない。I.W.W.を目して亞米利加サンディカリズムと謂ふは實に此の意味に外ならないのである。

I.W.W.は産業別組合主義の下に一つの結合はして居るが、未だ其の欲する理想組織には至らない。従つて其の會員の中には社會主義者も無政府主義者も亦サンディカリストも居る。併し、大體に於て階級闘争の精神を以て無産階級の解放を圖り、同盟罷業を以て之れが直接的效果を收めんとする戰闘的集團であることに争ひはない。スバルゴに從へば、「サンディカリスト運動が、同盟罷業の上に、又立法に依つて獲得される社會的利益に對抗するものとしての經濟的利益の上

に置く強調は、經濟的便宜主義と稱し得べきものに其の運動を運命づける。予の考にして誤なくんば、我國のI.W.W.も經濟的便宜主義へのかうした避け難い傾向に依つて既に弱められて居る」と言ふのである。それは兎に角として、革命的標語を押し立てて居るI.W.W.は幾多の同盟罷業を指揮し、他の歐洲諸國に於けるよりもより極端なる階級闘争の様式を頻出せしめた。元來北米合衆國の労働運動は、資本家と労働者双方に於て暴力を振ふのが一つの特色をなして居る。さればI.W.W.が暴行に依つて、彼等の計畫を果さんとする場合には、資本家は義勇兵を召集することが出来、又危機に際しては軍隊の派遣さへも求むることが出来る。そしてそこには兩者の對立的争闘の行はれた實例に乏しくないのである。

一體、北米合衆國には二箇の相異なる労働團體がある。一つは一八八六年に成立を見た亞米利加労働聯盟 The American Federation of Labour であり、明かに北米合衆國に於ける労働組合主義を代表して居るものである。併し此の團體は、新しい組合主義を奉ずる人々からは、性質上個人主義的であり、貴族主義的であり、労働階級の爲めの使命を有せざるものであると批評されて居る。も一つはより新しき運動の特徴として、「階級」と云ふ言葉に依つて指示され、職業或は身分の區別なく、時には人種の區別さへなしに、一切の労働階級を打つて一團とするの傾向が其

の表現の道を見出した。とりも直さず、I.W.W.と稱する團體の出現之れである。彼等は其の政策の宣言に於て、社會主義的活動の全政治的方針の拋棄を強調し、唯だ經濟的方針即ち組合主義のみに信頼するのである。I.W.W.の第四回會議は其の宣言の冒頭を改訂して次の如く記して居る。「労働階級と雇傭階級とは共通の何物をも有たない……遂に如何なる政治的黨派にも合併することなしに、總ての労働者が一緒に産業の分野に來り、而して労働階級の經濟的組織を通して、彼等が其の労働に依つて生産するところのものを取得する迄、此等二つの階級間には争闘が續くであらう」と。之れに依つて見るも、I.W.W.の要望するところは、唯だ單なる改善的、一時的手段としての争議ではなく、全く革命的、永續的手段としての争闘であることを知るのである。

要するに、サンディカリズムの故郷は佛蘭西であり、I.W.W.の出生地は北米合衆國であるとするれば、假令其の根本的精神に於て兩者相類似して居るとしても、兩國に於ける諸事情の相異は重要視するべきである。即ち北米合衆國は、人種の多様と、國土の老たと、大トラストの存在との諸點を通して、佛蘭西とは區別されなければならない。従つてI.W.W.は亞米利加サンディカリズムと稱せらるるに拘らず、所詮、米國特有の事情が生んだ思想傾向であるとするのが當然であらうと思ふ。予は社會問題解決上サンディカリズムを否定すると同じ意味に於て、I.W.W.の

見解に同感し得るものである。

- 註
- 1) Russell, B., *Roads to freedom*, 1925, pp. 85—86.
 - 2) Spargo, J., *Syndicalism, Industrial Unionism and Socialism*, 1913, p. 193.
 - 3) Russell, B., *op. cit.*, pp. 87—89.

第五節 ギルド・ソオシャリズム

中世紀に於ては、産業は今日同業組合制度 *Guilds System* と呼ばれる制度の下に組織されて居たと云ふこと、即ち數世紀の間之れは産業組織の一般的方法であつたと云ふこと、しかもそれは市場の擴大に依つて、生産の舊新形式の交換に依つて、財政的重要さの増加することに依つて、又國家的、經濟的及び社會的意識の成長に依つて壓倒せられ、次第に衰運に向ひつつあると觀られて居る。所詮、舊ギルド・システムは本質的には地方的制度であつたのである。

抑々、近代産業は、労働者の大多數に對する人間的屬性の否認の上に建てられて居る。今日の工場では、労働者は一個の人間として數へられるのではなくて、一人の被傭者として數へられる。即ち人間としてではなく、それだけの労働力の物質的具象として其の労働を労働市場に賣り、其の市場で雇傭者は利益獲得の具として其の労働力を買ふのである。畢竟、近代産業事情の下では

労働は「商品」として取扱はれ、利益を得る目的の爲めに購はれる。労働者を取扱ふ此の方法から諸の重大事が生じた。労働者の多くは半ば飢え、無力で、しかも組織的とならなかつた十八世紀末葉及び十九世紀初葉に於ては、理論と實際とは殆んど全く一致して居た。然るに漸次労働者が彼等の賃銀奴隷の状態に對して反抗の氣勢を示し、同盟罷業の頻出を見るに至つた。文明諸國では、労働者は次第に労働組合を組織し、其の組合が鞏固になるにつれて、理論と實際との間の深淵は廣められた。労働者の反抗は、より著しく、より屢々となり、雇傭者は労働者と團體的に契約し、彼等の人権許りではなく、産業管理に參與せんとする権利をさへ、労働者が所有することを認めなければならなくなつた。

所謂ギルド・ソシヤリストの理想とするところは、産業を民主主義的基礎の上に建て直さうと云ふところにある。而して其の基礎は、手で労働しよう、頭で労働しよう、總て産業に従事して居るところの人々の全團體に依つて爲される産業の管理である。勿論彼等の奉ずる民主主義は、中世ギルドの中に存在したところの民主主義とは、種々なる方面で非常に異なつて居る。中世ギルドは或特別な都市と其の附近に限られて地方的であるが、近世ギルドは國家的であり、國際的である。又中世ギルドは親方と職人から——當時の職人は一生を通じての職業ではなく、

ギルドに依つて定められた條件の下に別々の仕事場で獨立して働く親方になる迄の經過的課程であつた——存立して居たが、近世ギルドは大工場で組織せられ、其の工場内には民主主義的管理が設定せられ、中世の小さい仕事場で必要であつたよりも、遙かにもつと形式的な方法に依つて保護せられ、又もつと密接に社會に關係せしめられなければならないのである。近世ギルドは、労働組合主義の現出と力とに依つて促進せられるけれども、労働組合主義の力が漸次大を加ふるに従ひ、舊事情の下では産業の繼續は不可能となり、新しい産業制度の生誕が期待されるに至る。其の結果労働組合がナショナル・ギルド National Guilds に變へらるべきを主張する人達が現はれたのである。一體、現時に於ける労働組合の多くは、主として手工労働者よりなるが、併し労働者が其の手で働くにせよ、其の頭で働くにせよ、産業の有効な經營に缺くべからざる一切の労働者を包括すべきをナショナル・ギルドは要求する。此の故に労働組合主義は、給料生活者をも包含する様に擴張せられなければならない。事實上給料生活者は、英吉利に於ける各種工業に於て、既に團結しつつあり、且つ筋肉労働者と提携しようとする傾向を著しく示して居る。労働組合主義の力が尙増大するにつれて、此の傾向は一層明かになるに相違ない。要するに、ナショナル・ギルドの建設は、一部は労働組合運動の中に給料生活者を併合することであり、他の一部

は産業線の上に労働組合主義を改造することである。

ナショナル・ギルズメンは、産業はそれに従事して居る労働者に依つて管理されると共に、公衆に依り所有さるべきであることと云ふこと、並に経済組織が非民主主義的であり、労働者が人間として認めらるるに至らない間は、眞に民主主義的な政治組織を有つことが出来ないと云ふことを信じて居り、之れと共に、産業組織の民主主義化は、政治機關の民主主義化を可能ならしめると信じて居るのである。

近年英吉利に發生したギルド・ソシヤリズムの主張をここに要約すれば、経済と政治の兩方面から社會統制を爲さんとするものであり、其の提唱し目堵する社會秩序は、ナショナル・ギルズ同盟 The National Guilds League の規程に明かに示されて居る様に、「賃銀制度の廢止及び民主主義的國家と共同して働くナショナル・ギルズの民主主義的の制度を通して労働者に依つて爲される産業自治の設定」に外ならない。故にナショナル・ギルズ運動の主要なる思想は、産業界に於ける民主主義的組織と自治の思想とである。此の運動は未だ其の齡を重ねること少いけれども、それは單に手工労働者の間許りではなく、技術労働者の多くの階級の中に著しく發展した。マルクス派の産業組合主義者及び極左傾派の人達に依つて、之れは屢々反革命的傾向のブルジョア運

動として口を極めて非難された。一口にギルズメンと云ふも、全體としての社會及び經濟問題に關する彼等の見識に於ては、非常に異つたものがある。つまり、一方には穩健なる思想の下にギルズの漸次的發展を期待する人々が居り、他方にはマルクス派の思想傾向に一致する様な急進的な人々が居る。

今ナショナル・ギルズ運動の起源を討ねるならば、一九〇六年刊行の「ギルズ制度の復活」The Restoration of the Guilds System の著者ペンティ A. G. Penty に先づ指を屈せねばならぬ。又當時、「新時代」誌 The New Age の編輯者オレイヂ A. R. Orage が同じ問題に付て一論文を「隔週評論」The Fortnightly Review に寄稿した。一九〇八年にはホブスン S. G. Hobson が「新時代」でオレイヂと相結ぶに至り、其の後間もなく、「賃銀制度と其の廢止に付ての調査」An Enquiry into the Wage-System and the Way Out と題する論文集を公にした。彼とオレイヂとの共著になる此の論文集はナショナル・ギルズ運動に明確なる形を與へ、初めてそれを實際的な組織的な力とした。要するにペンティはローカル・ギルズ Local Guilds を主張し、近代資本主義の弊害は産業主義にありとなし、其の特色なる大規模生産と機械生産とを廢止せんが爲めには、中世ギルズの復活を要望したが、オレイヂとホブスンとはナショナル・ギルズを主張し、近代資

本主義の弊害は産業主義にあるよりは寧ろ其の賃銀制度にありとなし、機械其のものの中には害悪を認めずして、賃銀制度の廢止を要求するものである。今日ギルド・ソオシャリズムとして通用するところのものは、後者即ちオレイヂ、ホブスン等の主張するナショナル・ギルドの思想である。此の思想の本質的特徴は、産業自治の理想と英國労働組合運動の現存せる機構との明確な聯合であり、又労働組合をギルドに改變すること、即ち賃銀或は給料取得者の保護組織を管理統制組織に改變せんとする試みである。

偕て、ホブスンがナショナル・ギルドを主張し、國家とギルドとの共同經營を力説して居た時分、コール G. D. H. Cole は勿論「新時代」誌の熱心な愛讀者ではあつたが、未だギルドマンではなかつた。一九一四年の初に、彼はナショナル・ギルド同盟の最初の書記長メラア W. Mellor と共に、デイリイ・ヘラルド The Daily Herald 紙に、連續せる論説を發表するに至つてから、彼のギルド理想は著しき進展を爲し、ギルド・ソオシャリズムの宣傳に莫大なる貢獻を爲した。

畢竟するに、ギルド・ソオシャリズムは、産業の私有に反對し、強く公有を要求する。勿論ギルドマンは、産業が國家の諸省に依つて官僚政治的に管理されるのを欲しない。彼等は産業の總員を包括するナショナル・ギルドに依つて爲される産業の管理を目指して居る。併し彼等は其の

産業に雇傭されて居る労働者に依つて産業が所有されることを望まない。彼等の目的は、管理を労働者の手中に置くことに依つて産業民主主義を樹立すると共に、所有權を公衆の手中に置くことに依つて利益を除去することである。かくしてギルドの労働者達は利益の爲めに労働しないと共に、彼等の商品の値段、少くとも間接に彼等の報酬の標準は公衆の管理に従はんとする。従つてギルド制度は労働者と公衆との間の産業的共同制度とも觀られる。つまりギルドに依る産業の自治を認めると共に、消費者の利益を代表する民主的國家を認めんとするものである。之れギルド・ソオシャリズムがサンデイカリズムの影響を受けたるが如くにして、事實サンデイカリズムと明確に區別される一線である。又ギルド・ソオシャリズムは、國家社會主義と其の主張を同じうするが如くに見えて、産業の管理を國家の手に獨占せしめんとすることに反對する。ギルド・ソオシャリズムは、國家社會主義を國家資本主義に外ならずとなし、資本の公有と共に賃銀制度の廢止を高調し、有效に産業を經營し管理せんとするものである。

如上の主張を把持するギルド・ソオシャリズムの想念は、純粹に智的であり、ホブスン、コール等の精緻なる理論は相當の傾倒者を有するに拘らず、之れを社會問題解決に應用せんとするにあつては、實行上幾多の疑點がある。先づ、ギルド・ソオシャリズム實現の場合に於ては、新

規の發明や、組織經營の革新と云ふものが行はれ難いことである。蓋し、か様のことは、ギルツメ
ンにとつて必しも利益なことではないからである。而して之れは勿論一般消費者の見地から望ま
しきことではない。又ギルツの幹部は其の職能が強大で、労働者に對する關係に於て、現在の企
業家の専制に幾倍するものあるは想像し得るところである。殊に産業團體たるギルツと政治團體
たる國家との間、果して其の理想通り圓滑に調和し得るや疑問である。既にギルツは生産手段利
用の専權を有し、其の實行に對しても完全なる監督權を有つて居る。ギルツの權能はしかく強大
であるから、國家はギルツの要求を拒絶し得ないことになる。即ち強力なるギルツは國家の干渉
又は監督を排し得るが、之れに反して、國家はギルツの干渉又は監督に對し安固たり得ないので
ある。又ギルツは其の經濟上の力に比例して政治上に大勢力を有ち、進んで國家の政策を支配す
ることになる。遂にギルド・ソオシャリズムの考案の如きギルツと國家との分界は消失し、國家
が有名無實に終るべきは避け難きことなりと思はる。従つて予はギルド・ソオシャリズムの理論
に賛することを得ないのである。

註 1) Cole, G. D. H., *Chaos and Order in Industry*, 1930, pp. 41—47.

2) *Ibid.*, pp. 48—52.

3) *Ibid.*, pp. 58—59.

第六節 ポリシエヴィズム

ポリシエヴィズムとは、露西亞社會主義者の一團ポリシエヴィキの實現した統治主義を指呼す
るもので、彼等自らはマルクシズムの理論其のものから發生したと稱して居る。

一體、ポリシエヴィキの由來を討ぬるに、一九〇三年露國社會民主黨の第二回の大會を倫敦に開
いたとき、二派に分れて、意見の衝突が起つた。即ち一は中央集權制を主張し、他は地方分權制
を高唱するものであつた。然るに前者に屬するものは多數にして、後者に屬するものは少數であ
つた。此の多數派はレーニン Lenin の率ゐる「ポリシエヴィキ」Bolsheviki であり、少數派はプ
レチアノフ Plechanov の統ぶる「メンシエヴィキ」Mensheviki であつた。従つて、ポリシエヴ
ィキとは露國社會民主黨の多數派と云ふ意味であり、メンシエヴィキとは同黨の少數派と云ふ意
味に外ならない。其の後兩者の主張の相異は著しくなり、一九一七年第二回革命後社會民主黨よ
り分離せん希望を示し、遂に翌一九一八年ポリシエヴィキは黨名を改めて「共產黨」Communist
Party と呼ぶに至つた。之れがここに所謂ポリシエヴィキなのである。

ポリシエヴィズムはマルクシズムの理論から分化したとは言ふけれども、マルクスが抱いて居

た世界觀の全部的顯現ではなくして、唯だマルクシズム中の革命的、空想的方面をのみ取入れて之れを極度に展開せしめたものと見るを至當とする。

ポリシエヴィズムは、現存社會秩序並に經濟組織の一切に對し、根本的、徹底的に否定的態度を示す許りでなく、個人的態度に於ても同様であり、従つて一切の宗教、道德、法律の拘束を拒否し、破壊的觀念の下に革命を企圖し、舊き世界の種々相を根絶せんとする。さればポリシエヴィキは、社會改造の根本的國家政策として、無産階級の獨裁政治の確立を期して居る。畢竟、資本主義を絶滅せんが爲めには、經濟的にも亦政治的にも有産階級の支配から脱却しなければならぬ。此の事を成就すべきは無産階級であるとなし、ここに無産階級國家の建設を企圖しつつ、有産階級に對し、一切の自由を與へない許りでなく、彼等の所有を奪はんとし、種々なる方策をめぐらしては居るが、究極するところは殺戮さへも敢てして、彼等の獨裁政治の完成を期望して居る。次に彼等は内亂を以て不可避のものと考え、而して階級の闘争を旗幟とし、凡ゆる有産階級に對し、「社會主義者の祖國」*Sozialistische Vaterland* の爲めに赤衛軍を作るべきを高調する。ポリシエヴィズムの觀念に従へば、議會主義は有産階級の獨裁なるが故に、之れを認めざるは當然であつて、彼等は此の議會に代るべきソヴィエットを有する。而して此の語が露西亞に於て

労働者會議の意味に若しくは政府の一組織を表示する意味に用ひられたのは近年のことである。ソヴィエットは「労働民衆」*Working people* の代表機關であつて、重疊的に組織される委員政治である。即ち村、郡、縣、州の各ソヴィエット及び全露西亞ソヴィエット會議よりなる。彼等の經濟政策には又著しい諸の綱領を發見し得るが、就中國有化の問題は、彼等の最も重要視するところと言ひ得るであらう。

借て、國有主義を實施したところの最も重要な訓令を引用することに依つて、我々は露西亞に於ける經濟過程を辿らなければならぬ。最初の訓令は一九一七年十二月十八日附であり、一般的に重要な最後のものは一九一八年六月三十日附である。最初の訓令は刑罰法令の如く、工場「沒收」に付て語つて居る。總て此等の場合に於て、「沒收された」會社の財産は露西亞共和國の財産であると宣言され、其の管理は、商業及び工業の民衆委員 *People's Commissary of Commerce and Industry* に譲り渡される。多くの場合に、總ての被傭者は彼等の地位に留まり、彼等の仕事を繼續すべく勧誘されるが、故なく彼等の仕事を止め或は怠業行爲を行ふ人々は、革命裁判所へ連れ行かるべしと屢々脅威される。或場合に於ては、一九一七年十二月に設立された最高民衆經濟評議會 *Supreme Council of Popular Economy* が工場の管理を繼承し、彼等の法定代理者の凡

ゆる權利を以て事業を管理する爲めに、一時的委員として代表者を任命する。然れども往々にして最高民衆經濟評議會がそれ自身の權威で沒收を實行し、しかもそれ自身が工場を管理部を組織することがある。

一九一八年六月三十日民衆委員評議會 Council of People's Commissaries に依つて發せられた命令は又多數の露西亞産業を國有にした。されば、一九一七年十月から一九一八年七月迄に、五・一三の事業が國有化された。其の内大部即ち五・一・四％は地方經濟評議會に依り、其の他は地方團體、中央政府に依つてである。かくの如き産業國有化の一箇年の經驗に基き、ボリシエヴィキは其の立法に依り諸種の會社及び事業を國有とした。かくて彼等は分配の社會化を企圖し、分配の平等を原則として、なるべく根本的に之を解決せんとした様である。併し、ボリシエヴィキには確乎として其の主張を操守するところがない。ゾンバルトが言つて居るやうに、ボリシエヴィキの經濟政策は此の運動の指導者が其の行政實施上、必然的にとるべかりし判斷なり、方策なりに依つて見るも、綱領の通りには爲し能はざりしことを知るのである。而して此等の政策の徹底的轉換は一九一八年四月に始まり、同月二十九日の代表者ソヴィエット全露中央執行委員會の席上、レーニンは其の演説に於て、最早今迄通りにはやつてゆけないと云ふこと、従つて經濟生

活の基礎を全然新しい土臺の上に据え付け、しかも一種の資本主義的社會主義的妥協經濟の建設に努力しなくてはならぬことを述べて居り、現に一九二一年以來所謂新經濟政策が行はれて居ることに依つても、それが理解される。其の他、諸の方策施設に付て考察するに、昨非今是、絶えず動搖を續けて、極まるところを知らぬ感がある。蓋しボリシエヴィキズムは一箇の手段であつて、無産階級の爲めの幸福を増進せんことを標榜しながら、事實は、革命的空想的世界觀の下に殘忍且つ驕激なる信條に陶醉する少數者の專制獨裁が其の最後の目的なのである。之れは暴力を排し、社會の全體的發達を目標として形成せらるる我等の社會とは、殆んど何等共通の點の存在しないのは極めて當然なことである。畢竟、ボリシエヴィキズムは典型的に露西亞のものであり、露西亞人の性質上必然的に辿らねばならぬ一理想世界であると斷じても過言ではあるまいと思ふ。

註

- 1) Spargo, J., *Bolshevism*, 1919, pp. 59—60, 223—224.
- 2) Sombart, W., *Sozialismus und Soziale Bewegung*, 1919, S. 147—149.
- 3) *Ibid.*, S. 150—154.
- 4) Spargo, J., *op. cit.*, p. 156.
- 5) *International Labour Office, Labour Conditions in Soviet Russia*, pp. 194—195.
- 6) Sombart, W., *op. cit.*, S. 184—186.

第七章 社會政策の概念

第一節 社會政策の意義

謂ふところの社會政策なるものに對し、克明に之れが概念を要約し、其の意義を把握すると云ふことは、決して容易の業ではない。併しながら、此の Sozialpolitik なる語は、一八七二年獨逸に設立せられた社會政策學會 Der Verein für Sozialpolitik と云ふ名稱に用ひられたのを其の嚆矢としなくてはならぬ。此の學會はかのエンゲル Engel、ロッシェル Roscher、ホルデブランド Hildebrand、ワグナー Wagner、クナップ Knapp、レントナー Brentano、ミトホッフ Mithoff、コンラド Conrad、エックハルト Eckardt、シモラー Schmöller 等の諸家の努力に依つて始めて成立を見たのであるが、固より其の會同の當初、既に主義主張を同じうする人々の集りであることを必要とせず、單に、當時の社會をよりよき領域に伸展せしめんと企圖する人々の任意的な集りであつたが爲めに、そこに一貫せる學理の探究を目標するのではなく、従つて學會に横溢する指導精神を見

出し得ざるは、成立の根柢より觀て何等怪しむに足らぬのである。シモラーは、アイゼナハに於ける同學會開會の劈頭に於て Rede zur Eröffnung der Besprechung über die Sociale Frage in Eisenach, den 6 Oktober, 1872 「會議の性質上、ここでは主義を論ずるのではなくして、直に問題の中核に in median rem 入り、眼前に横たはる最も重要なる改良事項を把握しようと思ふ。例へば、同盟罷業、労働組合、工場法及び住宅問題に對して、實際的效果を齎さんとするものである。」と述べて居る様に、此の學會の目的は、孰れかと云へば、主義原理の論究検討を爲すと云はんよりは、寧ろ實際的、時事的問題の解決指導に力を致しつつあつたと見るのが至當であらう。然れども其の會員の顔振れから考ふるも、主義原則に於て異論を有しつつ、唯だ當面の社會的病患を剪除し、社會生活をして幾分でも理想的な状態に近づけんとする一點に於てのみ、大同小異の見解を有したりし彼等が、當該問題に對して、果して謂ふところの實際的效果を齎し得たかどうかは甚だ疑はしい。而して社會政策なる語の使用されし當初より現在に至る迄、其の内容は漸次複雑となり、其の意義も亦當初のそれとは背壤の差を見るに至つたことは言ふを俟たぬ。

其の後二十餘年遅れて成立を見た我國に於ける社會政策學會も、全く獨逸のそれに倣つたものであつて、明治三十三年に發表した同會の趣意書に「現在の私有的經濟組織を維持し、其の範圍

内に於て個人の活動と國家の權力とに依て、階級の軋轢を防ぎ、社會の調和を期するに在り」と宣言して居るけれども、社會政策の意義に關しては、諸家の言説は必ずしも相一致して居らぬ。今は唯だ便宜上二、三の學者の之れに對する概念を擧げて、之れを闡明したいと思ふ。

アドルフ・ワグナー Adolph Wagner は「一般に社會政策と謂ふのは、分配行程の範圍に於ける諸の弊害に對し、立法及び行政の手段を以て抗爭するを目的とする國家の政策を意味する」と定義して居る。又ウエルナー・ゾンバルト Werner Sombart は「社會政策とは、一定の經濟制度又は其の構成部分の保持、増進又は抑壓を目的とするか、或はかかる結果を發生するが如き經濟政策上の諸方法を謂ふのである」と述べて居る。更にレオポルド・フォン・ウキエ Leopold von Wiese は「我々が政策を廣義及び狹義に區別せねばならなかつたと同じく、社會政策を取扱ふにあつても社會的なる概念の二様の意義が基礎とされよう。狹義の政策は國家の活動と結合すると同じく、社會政策は社會的なるものの領域に於ける國家の行動である。かくて社會政策は社會に對する國家の政策である。即ち我々が稱して社會階級と呼ぶ、財産及教養に依つて區別される社會生活上自由な集團に對する國家の政策である。社會政策に於ては公生活の極めて重要な二つの組織が相接觸する。即ち國家と云ふ緊密な政治的組織と階級と云ふ放漫な任意的組織とであ

る。前者は(トライチケ Treitschke の言葉を藉りて言へば)獨立的な力として國家の中に結合せる國民、強制に基づく力の關係の組織であり、後者は自由な社會的生活から出でて、主として所有關係に基づく階級である。國家は外交、商業、農業、工業、宗教、教育の諸政策を行ふと共に又社會政策を行はねばならぬ。故に狹義の、純粹に外面的に規定されたる意義に於ける社會政策とは社會的諸階級に對する國家の行動を謂ふのである。我々の社會政策の內面的本質は倫理的意義を有する。之れは社會政策が一般政策の內面的性質をも亦其の基礎として居ると同様である。從つて此の場合には社會政策に於ける倫理と政策との獨自の結合が問題となるのである。」と絮説して居る。而して彼が謂ふところの倫理的意義に於ける社會的なる語は人間の同情的依存を意味するものである。如上の諸家の定義を検討するに、社會政策は立法若しくは行政の手段を以てする國家政策即ち國家的行動であり、有産階級と無産階級との經濟關係を處理すべき階級政策であると云ふ概括的意義を理解し得るのである。

之れを要するに、社會政策は、一方に於て個人主義の極端なる自由放任に反對すると共に、他方に於て現存社會秩序並に經濟組織の原則たる財貨の私有と自由競争とを根柢から破壊せんとする社會主義的思潮に反對し、現存社會秩序を是認しつつ、此の中に必然的に存在する諸種の弊害

を其の政策的施設に依つて制限し或は除去し、以て個人の完成と社會の發達とを遂行せんとするものである。

- 1) Schmoller, G., Zur Social-und Gewerbepolitik der Gegenwart, 1890, S. 1.
- 2) Ibid., S. 8.
- 3) 社會政策學會編纂 工場法と労働問題中社會政策學會題意書
- 4) Wagner, A., Über Soziale Finanz-und Steuerpolitik (Archiv für Soziale Gesetzgebung und Statistik, herausgegeben von Dr. H. Braun, Bd. IV, Hft. I, 1891, S. 4)
- 5) Sombart, W., Ideale der Sozialpolitik (Archiv für Soziale Gesetzgebung und Statistik, herausgegeben von Dr. H. Braun, Bd. X, 1897, S. 8)
- 6) Leopold von Wiese, Einführung in die Sozialpolitik, 1921, S. 15-16.

第二節 社會理想と社會政策

曩に第二章第三節に於て、社會問題は人々の有つ社會生活に關する理想と現實との不一致から生ずるものであるから、其の發生の原因は一方之れを社會理想を建設せんとする個々人の倫理的思想上に求むると共に、他方現存社會秩序及び社會生活の實狀に求むべきを説き、一つの問題を社會問題なりと決定する爲めには、現存社會を構成する個々人の倫理的標準に照らし、それが

社會存立の究竟の當爲に合致するや否やを考覈する必要があること、而してそれが若し此の究竟の當爲に合致せざるときに、そこに發生するところのものが即ち社會問題であることを述べた。又そこに使用した倫理的標準若しくは規範なる語の意味は、我々が有する正義の意識を社會生活の中に覺醒せしめ、我々の内面的要求なる善即ち理想を社會生活の中に樹立せしむることに外ならぬことを附け加へた。畢竟するに、我々の意志が目的としなければならぬ善、言ひ換へれば、我々の行爲の價値を定むべき規範は、之れを意識の直接經驗に求めなくてはならぬ。善とは唯だ意識の内面的要求より説明すべきものであつて、外より説明すべきものではない。従つて、善とは何ぞやの説明は意志其のものの性質に求めなければならない。意志は意識の根本的統一作用であつて、行爲の價値を定むるものは、此の意志の先天的要求に存する。故に善とは我々の内面的要求即ち理想の實現であり、意志の發展完成であると云ふことになる。アリストートルの言ふが如く人生の目的が幸福であると云ふのは、それが善であると云ふことであり、彼の謂ふ最高善は幸福に外ならない。而して我々の理想を實現すると云ふことは、常に幸福である。即ち善は幸福であると言ふことが出来る。

✓ 偕て、善とは理想の實現であり、内面的要求の満足であるとすれば、此の理想なり要求なりは

何から起つて来るか。意志は意識の統一作用であるから、意志の原因となる理想なり要求なりは、所詮、自己其のものの性質から起るのである。此の故に、意志の實現はやがて自己の發展完成であつて、善とは自己の實現であると言ひ得る。言ひ換へれば、善とは自己の内面的要求を満足せしむるものを謂ふので、自己の要求とは人格の要求であるから、之れを満足せしむること即ち人格の實現と云ふのが、個人にとつて絶対的善となるのである。

しかも我々の内面的要求なるものは、決して個人的に止まるものではなく、必ず他との關係上集團的に其の要求を増大して行くものである。従つて個人的に人格の實現を欲すると云ふことは、やがて社會的に萬人の人格を完成すると云ふことに外ならない。此の意味に於て、萬人の人格完成と云ふことが、社會にとつて絶対的善となるのである。とりも直さず、カントの考ふる如く幸福は即ち理性的存在者がそれに依つて幸福に値するところの道德との嚴密な比例をなし、それだけで一つの世界の最高善を構成するものである。予が所謂社會理想なるものは、かうした内容を有する社會の實現を謂ふのである。抑も人格なるものは絶対的價值を有するものであるから、如何なる要求も、人格の要求を離れては何等の價值がない。従つて社會理想なるものは常に絶対的のものであることを必要とする。凡ゆる社會政策は此の理想に依つて整齊され、統一されなければならぬ。

「社会政策的自由主義の綱領は、一面私有財産及び相続權を確保することに依つて、内包的文化進歩の條件を保護し、他面確實且つ獨立の所得を保障することに依り、並に倫理的、政治的向上に依つて、労働者をして此の文化進歩を出来るだけ多く享受させ、仍つて萬人最大の完成 *die grösste Vollendung* Aller 即ち各個人の凡ゆる才能を出来るだけ開展せしめると云ふ理想目的に到達させることを努める」と言ふは、蓋し予の翹望して居る善なる社會と一脈の相通するものあるを感ぜしめる。従つて社會政策は、人類社會をしてかかる社會理想に到達せしめんが爲めの意識的、實行的方法である。言ひ換へれば、社會生活の現狀に對する不正を除去し、社會生活をして漸次理想的狀態に近づかしめんことを指標とするものである。

- 1) *The Works of Aristotle, translated into English under the editorship of W. D. Ross, Vol. IX, Ethica Nicomachea, 1925, Bk. I, 1093^a 4.*
- 2) *Kant's Gesammelte Schriften, herausgegeben von der Königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften, 1911, Bd. III, S. 528.*
- 3) *Brentano, L., Die gewerbliche Arbeiterfrage (Handbuch der Politischen Oekonomie, herausgegeben von Dr. G. Schönberg, Bd. I, 1882, S. 944)*

第三節 社會政策の目的

前節に於て社會理想の如何なるものなるかを討ね、かかる社會理想に到達せしめんが爲めの意識的、實行的方法としての當爲を社會政策なりと觀た。一體政策なるものは、當爲の要素を含むものであり、一定の人爲的活動に依つて何等かの結果を豫想するものである。即ち活動と結果との關係に於ての法則の智識なくしては、成立せざるものである。此の意味に於て、政策は當爲と法則とを必要とするは固より論なきところであると共に、更に存在の智識即ち事象的智識を必要とする。言ひ換へれば、歴史と法則と當爲との三者相依據するところに政策が生れる。第一篇を通じて、此の意味に適する方法に於て社會思想を史的に觀察し、各時代の人爲的活動と其の結果とに於ての法則的關係を叙述し、更に進んで現存社會秩序並に經濟組織に關する種々相を考察し、其の複雑多端なる社會狀態に對し、所謂社會理想に照らして之れを檢覈しようとして試み來つたのである。就中、政策の核心は實に其の當爲の要素にある。従つて、社會政策の生命も亦、其の理想目的を指標し、之れに依つて現在の社會を批判し、所謂社會理想に反する社會の秩序體系を出來るだけ其の理想に合致せしめんとする政策的當爲の要素にある。要するに、社會政策の目的は法

則的及び事象的問題と云はんよりは、寧ろ意識的、實行的方法としての理想の問題である。

社會政策は財貨の私有と自由競争との二大原則、即ち現存社會秩序並に經濟組織を肯定しつつ、一方此の社會制度に依り不當に他人の利益を侵害するものを制限すると共に、他方かかる侵害を蒙りたるものを保護し、其の内面的並に外面的向上を企圖することに依つて、協働關係を有する多數人の結合、即ち社會の全體的發展を促進せんとするものである。言ひ換へれば、社會政策は有産階級と無産階級とが單なる闘争的對立關係に立つことなく、兩者は物質的生活に於ても文化的生活に於ても常に階級意識を撤去して、生活の公平を翹望し、兩者齊しく人格の發展完成を期し、物心二世界の恩澤に浴することの歡びを悟らしめ、社會過程をして無益なる闘争の連續ではなく、絶えず人間的、合理的協働關係を生ずる永遠の内的生成の連續たらしめ、そこに生ずる好意と協働の精神とを以て萬人を指導せんことを目的とするものである。かくして成立せる「意志せられたる關係」は、よしや絶對的平等の是認せらるる領土ではないにしても、少くとも予が謂ふ社會理想に近き善の行はるる所であり、漸次絶對的善の行はるる所となるべきを信ずるものである。之れやがて社會政策が目的とし理想とするところに外ならない。

然るに或は、資本主義的社會の諸弊害を排除せんが爲めには搾取を廢止するの必要があり、之

れを廢止するが爲めには有産階級と無産階級との對立を廢止するの必要があり、之れを廢止するが爲めには資本主義的經濟體系其のものを廢止するの必要ありとするものもあらう。つまり社會政策が如上の廢止を目的とする點に於て、それは社會主義的思潮の目的と一致する。勿論階級の對立を廢止すると云ふ一點に依つてのみ、社會政策と社會主義的思潮とを區別し得べきではないが、此の兩階級の對立を廢止することなしに、果して現今社會の諸弊害を矯正し得ないかどうか。又果して階級闘争を廢止する方法としては、階級對立を廢止するより外に途がないかどうか。予は此の點に關して首肯し得ないのである。と云ふのは、予は相互の好意と協働の精神とに依つて、對立關係は存在しながらも、何等徒勞なる闘争を敢てせずして、階級協調を招來し、兩者のより緊密なる提携が庶幾し得ることを信ずるからである。かくて、有産階級の利益が制限せられ、無産階級の利益が増進せられて、自ら所謂「搾取」なる不善が除去せらるるならば、兩者は永久に平和を維持し、全然闘争を要せざる協働關係を現出するに相違ないと思ふ。予の謂ふところの社會政策は、所詮、社會組織の好意的調和と社會現象の協働的整齊とを目的とするものである。

第四節 國家と社會政策

國家の觀念に付ては幾多の社會哲學者が種々なる解釋を下して居る。今此の觀念を闡明する順序として、予が本篇の冒頭より使用し來りし「社會」なるものの内容に付、少しくここに記述するの必要があらうと思ふ。

概ね、社會なる語は學者に依つて二つに分類される。即ち一つは共同の規律、共同の利益、共同の感情等を有する集團としての社會、之れを全體社會（一般的には單に社會と謂ふ）Community, Gemeinschaftと謂ひ、一つは此の全體社會中に於て一部の共同利益を増進する目的を以て作られたる集團としての社會、之れを部分社會（一般的には單に團體と謂ふ）Association, Gesellschaftと謂ふのである。前者は、家族、氏族、民族、又は村落、都市、國民、國家等の如きもの意味をし、後者は、政府、教會、學校、會社、労働組合、又は各種の團體等の如きものを意味する。依是觀之、國家は所謂全體社會の一つであると考え得るが、併しなら、其の他の全體社會と全然同種のものではなく、或特殊の色彩を有するものであると考へなければならぬ。果して然らば、國家とは如何なるものであるか。其の一つの見解は、國家は他の諸社會を統制すべき優位に立つて居るものなりとする。言ひ換へれば、國家の機構乃至制度は、他の一切の全體社會及び部分社會、即ち社會及び團體の機構乃至制度を支配し統制するものなりとする。例へばヘーゲ

ヘゲル⁶⁾、ボーサンケット⁷⁾、Bosnquet⁸⁾の國家觀念の如きは即ち之れに屬する。次には、國家の地位を他の諸の社會の上に置くことを否定する許りでなく、國家は一の部分社會に外ならぬとなすもの、例へばマキイヴァ⁹⁾ Maciver¹⁰⁾、ノール¹¹⁾ Cole¹²⁾の國家觀念の如きは即ち之れに屬する。も一つは、國家は一つの社會であると云はんよりは、寧ろ一つの階級が他の階級に對する段階政治機關 eine Hierarchie であるとなすもの、例へばオッペンハイマア¹³⁾の階級的國家觀念の如きは即ち之れに屬する。以上は單に國家觀念に付ての種々相を述べたに過ぎない。併しながら其の二と三とは、其の所説を仔細に吟味し之れを概括して言ふならば、二つながら現在の國家現象を矛盾なく十分に説明し得ないで、全體社會なる國家と部分社會なる政府とを概念的に混同して居ること明かなるが故に、予は此の孰れの見解にも賛成するを得ないのである。之れに反して、第一の見解の如きは國家なるものの特徴を比較的よく把握して居るが故に、予は大體之れを肯定し、更に進んで國家が有する特徴に付述べようと思ふ。

國家は國家其のものの中に家族、都市、階級、民族、團體等を包含して居る。つまり國家以外は一切の社會が國家の中に存在して居るのであるから、それ等の社會が有する習慣、法律、宗教、學術、藝術等凡ゆる機構乃至制度なるものは、とりも直さず、より大なる全體社會即ち國家の一

切の機構乃至制度に依つて統制せらるべしと考ふるのが當然である。従つて全體社會中の一部分の共同利益の増進を目標とする部分社會も、國家以外の全體社會と同じく、國家の中に存在する以上、矢張國家の一切の機構乃至制度に依つて、統制を受くべきは自明の理でなければならぬ。とりわけ國家が有する法律は、他の諸の社會のそれとは異なつた特殊なる強制的權力があるので、國家は之れに依つて國家以外の諸の社會をして其の存續を全うせしめ、其の存在の目的を達せしめる。之れ國家が有する特徴の一つである。次に國家は必ず政府を有たなくてはならぬ。固より國家以外の諸の社會、例へば都市、學校、勞働組合の如きものにも、或執行機關即ち政府がある。併し、中には政府を有せざる社會、例へば家族、氏族の如きものもある。而して國家は必然的に政府を有する、之れ又他の一つの特徴である。かくの如く、國家が法律と政府とを通して其の意志を表示すると云ふことは、國家が有する理想の下に、善なる政策を行はんが爲めに外ならない。國家は、恐らくフィヒテ¹⁴⁾ Fichte の所謂「一國民の純人性を永久に平等に發達せしめる高き目的に對する手段¹⁵⁾」である以上に、より至高な存在であるとも考へらるであらう。

此の意味に於て、國家は全體社會の最高形式としての實在であるが故に、常に社會理想に準據し、社會政策の目的を成就すべく、或は完全なる立法に依り、或は剴切なる施設に依り、社會問

題解決の主體とならなければならぬ。而して社會政策の實行の爲めには、社會全體の利益を代表する上からも、亦巨額の負擔を必要とする點からも、國家の有する權力に待たねばならぬことが少くない。假令それが立法に依り社會施設に依つて表はされるにしても、其の根本に於て社會理想に準據する限り、社會政策は、又個々人の善の實現に依つて、其の効果を表はし得べきは言ふを俟たない。所詮、社會政策は社會問題に關する政策であると共に、社會全體の利益の爲めに行ふ國家の政策であると云ふ所以である。

- 註
- 1) Maciver, R. M., *Community*, 1917, pp. 22—23.
 - 2) Giddings, F. H., *The Principles of Sociology*, 1921, p. 73.
 - 3) Maciver, R. M., *op. cit.*, p. 28.
 - 4) Hegel, D. G. W. F., *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, herausgegeben von G. Lasson, 1911, S. 195—202.
 - 5) Bosanquet, B., *The Philosophical Theory of the State*, 1899, p. 163.
 - 6) Maciver, R. M., *op. cit.*, p. 36.
 - 7) Cole, G. D. H., *Social Theory*, 1920, p. 102.
 - 8) Oppenheimer, F., *Der Staat*, 1919, S. 7.
 - 9) *Ibid.*, S. 8.

第八章 結 論

第一節 マルクシズムの檢覈

曩に社會問題の解決に關する諸主義を叙述するにあたり、大體、社會主義的思想傾向の種々相を觀察し、之れを概論したのである。従つてここに此等の各々に付て復び絮説するの要を認めないが、唯だ、現今の社會に最も顯著なる存在を示し、特に幾多の問題を提示しつつある歴史的、現實的社會主義即ち謂ふところのマルクシズムに付て少しく之れが檢覈を試みる。

我々は往々にして社會主義なる語を極めて常識的に使用し勝であるが、事實、社會主義なる語は多種多様の局面を有する複雑なる思想傾向の代表的稱呼となつて居る。されば其の中にはユトピア社會主義や共產主義的社會主義があり、又政治的熱望を有し行政的綱領を唱道する社會主義もあれば、或は國家社會主義もあり、階級闘争の避け難きことを提示するところのマルクス派社會主義もあれば、一切の現存せる政府の廢棄を強調する無政府主義もあると云ふ風に其の他幾多

の形相を有して居るのである。従つて所謂社會主義者の中には、其の資本主義に對する反對點を労働の搾取と云ふ點に置く者もあれば、不勞所得を少數者が獨占すると云ふ點に置く者もある。又中には彼等の目標を暴力に依る革命主義に置かんとする者もあるし、暴力に依らざる議會主義を採らんとする者もある。此の故に世人の所謂社會主義即ちマルクシズムなりと解するが如きは速断の甚しきものであつて妥當性を缺くものと言はざるを得ない。

之れよりマルクシズムの形態を考覈するに先だち、社會主義的思想が、社會一般に種々なる貢獻を爲したりと説いて居る社會學者の見解を一顧するも敢て徒爾ではあるまい。彼は言ふ。(一)社會主義は弱者階級の危急に對し文明人特に經濟的に富有な階級の注意を喚起し、教育あるも社會的思考力なき階級に博愛主義的概念を紹介した。(二)それは、彼等の王座から幾多の經濟的專制者を痛く動搖せしめ、傳統的有閑階級の誇大なる外貌に對して公然たる照明を投げた。(三)それは、他の方法で成就するよりも、より實行的な進路の爲めに、而して又、より直接な社會問題の解決を進展せしむる爲めの社會理論を把持した。(四)それは、個人主義に依つて爲された力に等しい力を發達せしめ、社會進化の二元性即ち人間生活には一つの極よりも二つの極があると云ふことを論證するに與つて力があつた。如上の抽象的批評は必ずしも予の肯綮に値するもの

のとは言ひ難いけれども、少くとも、社會主義的思想が社會思想に寄與せる一面の觀察なりとして受け容れることの出来るものであると思ふ。

さて、曩に第六章第二節に於て、マルクス主義理論の本質的表現は畢竟、かの「共產黨宣言」の中に見出されることを記し、其の宣言の要旨を述べて置いたのであるが、更に予はゾンバルトの言ふが如く、マルクス精神の著しく現はれて居るところのエルフト綱領 Programm der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands (Erfurt, 1891) を通觀して、彼の精神がいかに鮮明に繼承され、表現されて居るかを理解しようと思ふ。ここに其の内容を検討するのは、蓋しマルクス理論を辿る有力なる手懸りであると思ふが故である。

此の綱領の第一段には、生産手段の資本主義的私有を社會的所有に變化すること、及び商品生産を社會主義的社會の爲めに、且つ其の社會に依つて經營されるところの生産に變改することに依つてのみ、労働者階級の貧困と壓迫とは除去せられて、至上の幸福と完全なる調和とが齎されることと強調し、更に進んで「資本主義的搾取に對する労働者階級の闘争は政治的闘争であることが必定であり、労働者階級は政治的權利なしに自己の經濟的闘争を行ふことが出来ないし、又、自己の經濟的組織を進展せしめることが出来ぬ。……労働者階級のかうした闘争なるものを、一

つの意識的で統一的な闘争となし、且つ之れに其の必然的目標を示すと云ふのが社會民主黨の使命である」と力説し、轉じて「階級支配及び階級其のものの廢止の爲めに、又性と血統との差別なく、萬人の平等なる権利と平等なる義務の爲めに闘争する」と宣言して居る。依是觀之、マルクス理論の目標とするところは生産手段の社會化であり、其の手段とするところは階級闘争の徹底である」と云ふことは疑ふ餘地がない。

此の理論の目標と手段とを押し進めてゆくと、先づ、予はそこに革命的情熱の示唆を感ずると共に、マルクス自身の生涯を通じて、彼の反對者に對する憤怒と憎惡とから、彼の現實主義的世界觀も革命的精神を以て覆はるるに至つたことを知るのである。かくて暴力革命主義の胚胎となり、引いては資本主義社會を覆滅して、無産階級が政權を掌握し、新社會創設の爲めに立法し行政すると云ふ無産者獨裁主義の生誕となるのである。要するに、かうした革命的情熱や精神や暴力的手段は、マルクス理論とは相容れざる非現實的、空想的信仰の發露であり、否寧ろ、根本的に異つた種類の思想から流出した別箇の世界觀とさへ見られると思ふ。蓋し「かかる暴行が新社會秩序を建設し得ると考へることは、凡ゆる歴史的、現實主義的見解と相背反する。何故なれば新社會秩序は正に舊社會秩序の懷の中で徐々に成熟すべきものだからである」と評せられ、又事

實マルクス、エンゲルスが一八七一年巴里コムミュン Paris Commune の失敗後暴力革命主義と無産者獨裁主義とに關する信念を拋棄したに拘らず、此等をマルクシズムの要石たるかの如く考ふるの「マルクス理論の成熟せる本體を完全に逸して、彼の初期の思想を牽強附會的に翻譯した貧弱なる基礎の上に、マルクス教理の名聲と權威とを置かんとするものである」と評せらるる所以である。

次にマルクスは特殊なる進化理論を樹立したのである。それは資本主義經濟組織は自然的必然に没落し、社會主義社會が出現すると云ふ社會學說である。——つまり、資本主義經濟組織の中で矛盾が發展し、其の結果として經濟的過程の障害が展開する。それは一方に於ては生産過程の社會化の推進及び生産力の發展の増進と、他方に於ては個人經濟として残るところの生産の指導及び個人經濟的に行はれるところの生産收益の分配との兩者間に存する矛盾である。此の益々激烈になりつつある矛盾は週期的に又益々激烈に繰り返へす資本主義經濟特有の疾患であるところの商業恐慌となつて現はれる。又資本主義經濟内に於ける内部的矛盾は有産階級と無産階級との間に於て、益々尖鋭を加へつつある衝突の中に反映されて居る。如上の矛盾は總ての生産力を社會が公然と直接に獲得することに依つて解決され、之れと共に一つの新しき社會主義的經濟秩

序が可能となると云ふのが所謂マルクス進化理論の大要であつて、それには集中説、社會化説、集積説、困窮説、崩壊説等個々の理論が包括されて居る。併しながら、彼の説くが如く現存社會秩序は果して自然的必然性を以て崩壊し、社會主義社會の出現となるものなりや否やは疑問の存するところである。事實、マルクスは階級闘争と云ふ意識的努力を以て、社會主義社會の實現を企圖して居る以上、彼の進化理論が自然的必然性に現存社會は瓦壞すると説くのは正に論理的矛盾と見なければならぬ。

予は、既に、マルクス社會理論の核心をなすものとして「唯物史觀」と「餘剩價值論」とを擧げたが、所詮、此の思想大系の基礎的なものは、エンゲルスの説いて居るやうに、此の二つの命題であるが故に、重ねて此の事に觸れて見ようと思ふ。蓋し前者はマルクシズムの方法論を規定して居るものであり、後者は其の根本内容を形成して居るものだからである。

先づ唯物史觀に付ては、マルクスの著作中から特にまとまつた論述を指摘することは甚だ困難であるが、それ等の隨所に散見する斷章的所説に依つて理解されるものは、唯物史觀の世界觀は唯物論であると云ふ點である。即ち、世界の實在は物質であり、其の物質のみが眞に實在して居るもので、人間の意識や意志と云ふが如きものは、總て物質の變化若くは其の作用に外ならない

と觀るその意味に於ける唯物論である。故に唯物史觀は凡そ人間の歴史なるものを總て物質的方面から説明せんとする立場を有するものである。しかも、我等の生命の維持存続をなすにあたり其の特に必要なるものは物質的欲求を満足させると云ふことである。此の欲求を満足させることの物質を取扱ふ活動を經濟的活動と謂ふ意味に於いて、謂ふところの唯物史觀は凡そ人間の歴史なるものを總て經濟的活動の方面から之れを解釋せんとするものであると見ることが出来る。従つて、唯物史觀は法律道德宗教文藝と云つたやうな所謂精神的文化に屬するものを總て第一義的でなく第二義的に考へるか或は全然無用なるものと考へ勝ちである。予は此の點に關して論議の餘地が残されて居ると思ふ。「唯物史觀は文化なるものを眞に内容的に理解せず、科學は所詮階級科學であり、宗教は單なる僧侶の職業であり、道德及び法律は單なる階級利益の問題であり、藝術さへも、有産階級的並に無産階級的に區別さるべきことを教へる。かくして凡ゆる時代の大思想の永久的眞理を抹消することは野蠻である」と痛論するスパン Spann の言は正に妥當なる批評であつて、予は之れに同感を表するに躊躇せざるものである。

次に、彼の餘剩價值論に對して一瞥を與へなければならぬ。彼は「資本論」第一卷第三章に於て、かなり細微に此の問題を取扱つて居る。「生産要具、換言すれば、原料、助成材、勞働要具

等を包括する資本部分は、生産行程に於て其の價值量を變更するものではない。依つて予は之れを不變の資本部分 *Konstanten Kapitaltheil* 或はより簡單に不變資本 *Konstantes Kapital* と名づける。之れに反し、勞働力に轉化される資本部分は生産行程に於て、其の價值を變更する。即ちそれ自身の等價と其の上尙一つの過剩即ち餘剩價值を生産する。此の餘剩價值はそれ自身變化し得るものであつて、より大ともなり、より小ともなり得る。此の資本部分は絶えず不變量から可變量に變化するものである。依つて予は之れを可變の資本部分 *Variablen Kapitaltheil* 或は簡單に可變資本 *variables Kapital* と名づける¹²⁾とマルクスは言ふ。ここに謂ふところの不變資本と可變資本との總計であるところの價值と、其の生産に因つて生ずる生産物の價值との差を餘剩價值と呼ぶのである。カウツキイ *Kautsky* に從へば勞働者は一勞働日中に其の勞働力の價值即ち可變資本に等しい價值を生産しようとするれば、一定の時間勞働しなければならぬ。其の勞働時間は勞働者の生活維持に必要なものなるが故に、マルクスは之れを必要勞働時間 *die notwendige Arbeitszeit* と名づけた。勞働者が此の必要勞働時間以上に働き、而して其の勞働力恢復の爲めの價值ではなく、資本家の手に歸すべき餘剩價值を造り出すところの勞働時間を餘剩勞働時間 *die Mehrarbeitszeit* と呼び、此の時間中に支出される勞働量を餘剩勞働と名づけた。而して餘剩勞働の必

要勞働に對する比率は餘剩價值の可變資本に對する比率に等しいものである。故に餘剩價值率は¹³⁾ 餘剩價值
三層資本 又は 必要勞働
三層資本 を以て言ひ表はすことが出来るのである。要するにマルクスは餘剩價值論を通じて資本主義制度に於ける搾取關係を論じ、資本の由來及び性質を明かにし、現存社會の機構を解剖し之れが根本的改造を企圖したのである。固より、彼の餘剩價值論の前提となつたものは其の勞働價值論に外ならないが、彼は商品の價值は「商品の中に含まれて居る價值形成要素即ち勞働の分量に依つて計られる、而して勞働の分量は又勞働の時間を標準として量られる¹⁴⁾」と考へて居る。つまり、物の交換される割合は、其の物に投下されて居るところの勞働の分量に依つて決まると云ふのが勞働價值論の基調的主張なのである。故に、若し、餘剩價值論の當否を檢せんとするならば、其の前提となつて居る勞働價值論の當否を定めなければならぬ。即ち後者が若し否なりとせらるれば、前者も亦否なりとせらるるに於て何の異論もない筈である。一體、物の價值は單に勞働の數量に依つて決定せらるるや否やを考察すれば、此の問題は説明せらるるに違ひない。我々は物の價值を計量する場合、其の物が如何に我々の欲望を充足せしめ得るか云ふ點、即ち其の物が我々に與ふる効果を基調とし、之れに勞働時間の多少は勿論、その他、諸の生産要因を加味して之れを爲すのである。言ひ換へれば、價值の決定は、需要供給の關係に依據

するもので、之れを主觀的方面より觀れば、我々に與ふる效用に依り、之れを客觀的方面より觀れば、諸の生産要因に依るものである。所詮、此の兩方面より觀て、價値の分量が計算され、其の大小が決定されるものであると信ずる。而して凡ゆる生産には常に勞働許りではなく、土地も必要であり、資本も必要である、又企業も必要である。従つて勞働に依つて得たる結果は全部勞働した者のみが之れを收得すべしとする所謂勞働全收權なるものは正に片手落の論理なることが理解される。かく觀察し來るときは餘剩價値論も亦、彼の理論中基礎的なもの一つであるに拘らず、其の理論的立場に於いて動搖を來し、我等をして直ちに首肯し得ざらしめるものがある。

畢竟、マルクシズムを一貫して居るものは、其の唯物論的人世觀であり、世界觀である。而して之れを基礎づけるものは、一面、現實的科學的論理であるかの如く見えながら、他面、非現實的、非科學的精神を以て社會的實際運動への關心を有する點に於て一種の夢想を抱いて居るものと觀ることが出来る。事實マルクシストは特殊なる社會理想の形態を有するに拘らず、予のかかる思想傾向に同ずることを得ないのは、彼等の理想は人間が齊しく翹望し居るところの眞の理想——勞働者階級のみ幸福の實現を企圖するにあらずして、人間全體の善の實現を企圖するところの理想と相背反するが爲めである。併し、よしや、一部のにせよ其の階級の幸福の實現を考

慮して居るところに、彼等の倫理的態度は認め得るけれども、其の實現の手段なり、方法なりが我等の「意志せられたる關係」を危うするものであるならば、かかる倫理觀を有するに拘らず、予はマルクシズムを正しき世界觀の上に立つて居るものと言ひ難いのである。

- 註
- 1) Bogardus, E. S., *History of Social Thought*, 1923, p. 259.
 - 2) *Ibid.*, pp. 259—260.
 - 3) Sombart, W., *Sozialismus und Soziale Bewegung*, 1919, S. 235.
 - 4) Marx-Engels, *Kritiken der Sozialdemokratischen Programm-Entwürfe von 1875 und 1891*, 1930, S. 123—130.
 - 5) *Ibid.*, S. 130.
 - 6) Sombart, W., *op. cit.*, S. 78.
 - 7) Spargo, J., *Bolshevism*, 1919, p. 268.
 - 8) *Ibid.*, p. 269.
 - 9) Sombart, W., *op. cit.*, S. 79—98.
 - 10) Engels, F., *Landmarks of Scientific Socialism "Anti-Duehring"*, 1907, S. 49.
 - 11) Spann, O., *Die Haupttheorien der Volkswirtschaftslehre*, 1923, S. 140.
 - 12) Marx, K., *Das Kapital, Kritik der Politischen Ökonomie*, Bd. I, Buch I, *Der Produktionsprozess des Kapitals*, Aufl. X, 1922, S. 171.
 - 13) Kautsky, K., *Karl Marx' Ökonomische Lehren*, 1922, S. 81—82.
 - 14) *Ibid.*, S. 16.

第一節 社會政策の強調

人間が此の世に生を享けて其の生の存続する限り、人間存在の目的の何であるかを解決すると云ふことは極めて至難なる問題である。學者の之れに對する意見も亦甚だ區々であつて、歸一するところを知らないが、人間と云ふ生物の先天的に有つて來た性能を十分に發揮し實現することを得たならば、此の世に生を享けた人間は満足すべきであらう。而して人間が生れながらに有つて居る性能は千差萬別、先天的に既に差別があるのである。従つて人格の完全なる發露は、此の差別の上に築かれねばならぬことになる。即ち個人の立場から見れば、人間社會に於て差別の存在を是認する義務あると同時に、差別の存在を要求すべき權利ありと言はねばならぬ。しかも此の差別の現はれて來るところに、我々は人間社會に於ける總ての行動に付て謂ふところの自由競争を容認し、性能の力の差異に因つて生ずる財貨の私有を肯定しなければならぬことになる。實に自由競争と財貨の私有とは、人間の先天的性能の差別に基く必然的結果であつて、之れに依つて人間の性能が完全に發揮せられるのである。併しながら、此の性能の差別を極度に發揮するに於ては、弱者は强者の餌食となることが生じて來る。従つて弱者は常に文化の成果を十分に享受

することが出來ない許りでなく、其の存在をも危うするが如き場合の生じ得ることを考慮の中に入れてはならぬ。ここに人間社會の全局から見て、人間が自己の人格を尊嚴ならしむるには他人の人格を認識し之れを尊重すると云ふ觀念から、唯心的に人格の平等と云ふ立場をとらねばならぬ。之れは固より差別には反對して居る平等の觀念である。而して此の差別と平等との二つの全く矛盾し相尅する傾向を整齊するところに、人間社會を組織する各人の人格の完全なる發露を見出し得るのである。若し人が單に一個の存在を保持するに止まつて居るならば、差別の境遇だけで十分であるが、苟も人間社會は多數人の結合よりなる以上、差別と平等とを圓滑に調和して行かねばならないのは當然である。之れが、ホップハウス Hophouse の「各人に取つて善とは、各人に存するところを實現すること即ち其の人格の發展」であり、ブレンターノの「文化の内包的、外延的進歩は、不平等なる生存條件の基礎の上に、先づ少數特權者の間に、屢々一見過度と思はれる程に進歩が現はれ來り、然る後此の少數者に依つて達せられたる進歩が、漸次下層階級に迄波及して行く」と云ふ意味であらうと信ずる。

偕て、社會政策實現の主體たるべきものは、他の諸の社會に對して強制力ある全體社會、即ち統治組織を有する國家であると云ふことは、前章第四節に於て述べたところである。蓋し社會政

策は、一面差別上の發展を認むると共に、差別を制限して平等の道を開くのであつて、そこに一種の力の存在が必要である。言はば其の統制力に依つて、此の全く矛盾せる差別平等の二つの觀念を調和しなければならぬ。かくの如き威力を有するものは國家の外にはあり得ない。國家は此の重大なる任務を施行する機關であり、人間は國家の中に於てのみ完全なるものたることを得るのである。

國家が其の存立要件とも云ふべき重大なる任務を行ふ方法としては、法律に依つて必要な事項を規定し、其の實行を強制しなければならぬ。而して此の各個人に對する強制が實質的に効果を擧げ得るには、其の法律の内容が、實によく社會問題を解決する上に於て適切であり、且つ支配を受ける各個人に依り、眞に會得せらるべきものでなければならぬのは勿論であるが、之れと同時に、其の國家の有する立法機關は萬人の事情が反映する様に、人間社會の各個人、各階級の人々が十分に代表せられなければならぬのである。此の點は社會政策的施設を實現する上に於て最も重要な事柄であつて、國家の立法機關が或は有産階級に偏するとか、又或は之れに反して無産階級に偏するが如く社會の一部に偏し、従つて差別平等の調和が公平でないこと云ふことであつたならば、之れは由々しき大事でなければならぬ。而して此の一部の階級に偏するの弊を除か

んが爲めには、社會を組織する各人に社會に關する理解を深からしめ、此の理解ある各階級の思想が國家の立法機關に代表されねばならぬことになる。即ち所謂普通選舉制の完全且つ徹底的の施行と云ふことが必要となつて來る所以である。此の普通選舉制の完全且つ徹底的の施行とは、成年の男女を問はず、しかもなるべく無資格者を少からしめて、國民の總意が立法機關に代表せらるべきことを意味する。凡そ私事に付能力ある者は公事に付ても亦能力あるべきを以て、社會を組織する各人の社會に關する理解の程度に應じて、遞次、現行衆議院議員選舉權者及び被選舉權者の年齢を二十歳迄低下すると共に、住居其の他の制限に依つて權利の行使を間接に抑止するが如きことも、改廢せられ、之れと同時に、婦人に對してもより有意義に解放せられた時代が轉向し來るであらうと思はれる。

現代に於て、婦人は男子に比して各方面に於て甚だ劣れる取扱を受けて居るのであるが、之れに對して次第に不満を感じる傾向の現はれて來たことは、近世の一つの特色としなければならぬ。或は人間として全く男女の平等を主張する者もあるけれども、苟も男女の區別が自然的に存する以上は、全然同一程度のものとして取扱ふことは自然に反する。元來婦人の男子と異なるところは、慣行を離れて觀察すると、要するに結婚したる場合に於て出産及び子女の哺育である。婦人

の此の特殊なる使命は其の天職であつて、絶対に之れを廢することが出来ないと同時に、此の天職を實行する上に於て支障となる事項は之れを避けねばならぬ。勿論此の天職の實行に妨げない又は天職に關係ない場合に於ては、男女の間に區別を設くる必要はない。従つて、例へば婦人の參政權の如きは、之れが婦人の天職に牴觸するところはないのみならず、殊に政治の着眼點が國民の生活問題を中心とし、立法機關の目的が社會政策的施設の立法化に存する様な時代となつては、國民の實際生活に於ける擔當實務者、國家を組織する人の約半數の意見を徴することは、立法機關をして國家の各階級の意志を代表せしめる所以である。既に英吉利、獨逸、奧地利、伊太利、和蘭、丁抹、瑞典、諾威、露西亞、芬蘭、ラトヴィア、リヌアニア、波蘭、チエッコスロヴェアキア、北米合衆國、濠洲、新西蘭等の諸國に於ては、婦人の參政權を認めて居る。

尙立法機關の民衆化と相俟つて、社會政策の實施を圓滑ならしむるものは教育の機會均等である。人が先天的に有する身體上の強弱、智能上の賢愚は如何とも爲し難いものであつて、之れに因り生ずるところの競争上の差異は認めざるを得ない。併し此の競争上の差異に因つて生じた結果に付ては、社會政策的施設の運用に依つて、ブレンターノの所謂萬人最高の完成 *die höchste Vollendung Aller* の見地に於て、之れを緩和するのであるが、之れと同時に、後天的に教育に依

つて智能を啓發する方法が不公平であつて、或者は其の利益に浴し或者は其の利益に浴しないと云ふことから、競争上の能力に差等をつけることは、自由競争の主義を貫徹する上からも、之れを承認することが出来ないものである。即ち若し人が教育を受けて職業に就く能力を得んとする希望があるならば、其の希望を達せしめる様にしなければならぬ。之れは幼少年から活動の第一線に送り出す準備行動であり、其の人に資力のあるなしを問はず、社會を組織するところの各階級に對し均等に其の機會を興へなければならぬのである。其の意味からすれば、教育は社會政策的施設と相並んで、又はその前提條件として、國家の爲さねばならぬ本體的任務であると言はざるを得ない。従つて、教育に關する經費は漸時總て國庫の支辨に屬せしむべきものであつて、即ち國家としては下は初等教育から中等教育、専門又は大學程度の教育機關を十分に整備して、其の經營維持は國庫の負擔とし、ここに通學する學生の授業料の全廢、教科書學用品の給與を總て國費を以て支辨し、國家社會を組織する各個人は、自己の能力の許す程度の教育を自由に且つ平等に受け得る様になすべきである。殊に活動の第一線に最も必要とするところのものは勞働者、従業員、耕作者等であるから、此等に對して直接役立つところの職業教育を中心として、教育の機會均等を實現しなければならぬ。

次に社會政策的施設の實行にあつては、其の及ぶところ多岐に互り完全なる實現を見ること決して容易の業ではなく、又相當の時間を要すべきものと思はれるが、予はここに妥當と思惟する理想的目的を掲げ、不斷に此の標的に向つて撓まず其の歩を進めて、究極彼岸に達する順序に依つたならば、さしたる苦痛なしに國家の最高の目的が達成せらるべきものと信ずるのである。

要するに、社會政策は人間の現實生活上に善の實現を期せんとする努力である。即ち序を追うて擧ぐるところの施設の如きは、此の萬人完成の理想であり究極の目的である。しかも此の理想を實現する上に於ては、我國に於ける諸般の制度其の他一切の國情に深甚の考慮を拂ひ、緩急の度を按排し、堅實なる地歩の上に立つて慎重を期せねばならぬ。歐洲の政治家で、最初に社會問題に指を染めた、かの鐵血宰相ビスマルクも、社會問題の解決は相當の年月を要し、決して一氣に爲し得るものでないことを認めて居た。所詮、彼が社會改革の道は漸進ならざるべからずと考へて居たのは眞に卓見であると言つて差支がない。唯だ社會政策を進めて行くに際して、之れに關する實務を擔當する部局は更に大に擴張されなければならぬ。そして此の機關は常に社會問題の趨向を察知し、理想の達成の爲めに不斷の努力を拂ふところのものでなければならぬ。

註 1) Hobhouse, L. T., *Morals in Evolution*, 1923, p. 62.

- 2) Brentano, L., *Die gewerbliche Arbeiterfrage* (Handbuch der Politischen Oekonomie, herausgegeben von Dr. G. Schönberg, Bd. I, 1882, S. 942)
- 3) *Ibid.*, S. 905-906.
- 4) Dawson, W. H., *Bismarck and State Socialism*, 1890, p. ix.

第二篇 各論

第一章 財貨私有の制限

第一節 總 說

一、財貨の意義

人間の欲望を満足せしめるところのものを財貨と名づける。自然に存在する物で直に人間の欲望を満足せしめ得るものもあり、自然物に少しの手工を加へて役立つものもあれば、又大に人爲を施して始めて人間の欲望を満足せしめ得るものもある。財貨は其の效用の方面から觀れば、大體、二種類に分けることが出来る。一つは人間が其の生活を享樂するに直接役立つところの財貨である。享樂財貨と名づける。要するに、直に人間の欲望満足に用ひられるのである。他の一つは所謂生産財貨であつて、現在の欲望を節制して消費せず更に新たなる財貨を發生せしめるところのものであつて、之れが即ち資本である。

ここに享樂財貨と生産財貨即ち資本とを區別したけれども、同一の物でも生産の資料として見

れば資本となり、消費の目的物として快樂を提供する場合には、單純なる享樂財貨となるのであつて、資本なりや否やは個々の場合に付て見なければ決定の出来ないこともあるが、大體、資本には期待性 *Prospectiveness* と増殖性 *Productiveness* との二つの特性があつて、享樂財貨と判別することが出来る。即ち資本の期待性とは、現在の快樂の一部を抑制して將來を快樂し得る效用であつて、資本の増殖性とは即ち新たな財貨を生産するところのものである。資本は此の二つの特性に依つて生産の要素となり、人間に其の生活資源を提供することとなる。

自然物其の儘を除いて、財貨の發生する最初の最も簡單なる形式は、例へば山から自然物を採取して、之れに多少の勞力を加へた場合である。其の後次第に財貨發生の方法が複雑になつて來るに至り、勞力の程度も自己の家族或は一、二人の徒弟の類を使用することとなつた。更に人口の増加と生活の進歩に伴ふ欲望の擴大は時を経るに従ひ益々著しくなり、之れを充足すべき財貨の種類及び數量を増加せしめた。ここに機械の發明を促し、増大せる需要に應ずる大規模の生産となり、工場制の發達を見るに至つた。又商取引は複雑となり、市場の需要を豫測して生産に従事し、且つ之れが販賣には特殊の知識技能を要することとなつた。現在に於ては過去の消費を節

約して得た生産財貨及び勞力、並に此等を結合して生産過程を支配し事業全般の統制を爲すところの企業家の働きが結合して生産が行はれる。而して此の場合に於て生産の果實は、生産財貨の消費を節約した者、勞働力を提供した者並に事業の經營に當つた者、此の三者に分割せられることになつて居る。又生産の果實は其の所得者たる所謂資本家、企業家、勞働者に依り蓄積せられた場合に於て、生産資料たる資本となるのである。

1) Mill, J. S., *Principles of Political Economy*, p. 49.

2) Marshall, A., *Principles of Economics*, 1925, p. 81.

二、財貨私有の利弊

現在に於ては空氣、水の如き所謂自由財貨が單純なる自由財貨である場合を除いては、自由財貨と所謂經濟財貨とを問はず、苟も財貨は、公用財産、公共用財産又は國家が資本家として所有するものでない限り、私有せられて居り、此の財貨私有の制度が現存社會秩序の一基礎をなして居ることは曩に述べしが如くである。何故に財貨の私有を認めるか、所謂財貨私有制度存在の理由に付ては、其の説明に今日迄相當苦心して居た様である。元來財貨私有の制度は個人の利害から之れを説明することが出来るが、之れと同時に、其の制度の存在は社會的のもの、即ち社會全

般の利益に合致するものであると認められるのである。

思ふに原始時代に於ては、人口は極めて寡少で、自然物は隨時人間に生活資料を提供して居た。特に財貨と個人との關係を結びつける必要はなく、生活を享樂することが出来たのである。然るに人口が増加して各自が其の欲望を満足せしめる爲めには、其の天然の果實の奪合ひと云ふものが起つて來た。之れが最初の所有權、即ち財貨私有制度の起源をなして居るものであらう。次に天然に存在する儘では欲望の満足を得ないので、天然資源を採取した者が更に之れに相當の加工をして、人間の欲望に適應せしむることになつては、其の物は其の自然物を採取し工を加へた者に歸屬して居た。續いて生産の方法が複雑になつて來、生産の過程に於て生ずるところの果實が自己一人の消費又は使用の程度を超えた場合に於ても、其の生産に對する報酬なくんば努力する者が無いから、個人の消費範圍を超えた生産の部分に付ても生産者に所有權を認められたのである。

かく所有權を認めることに依つて始めて、人をして生産に利害を感ぜしめることが出来る。人間は自己を忘れて、自己に直接利害關係のないことに力を注ぐことは出来難い。嘗て人間から此の所有慾を取除かんと色々な工夫が試みられた。例へば印度に於ける解脱、支那に於ける虚無の

觀念の如きは其の顯著なるものであつて、人慾の煩悶を蟬脱せん爲めの考案であつた。併しながら、此の考案も稀なる歸依者を除き實際に於て殆んど何等の奏效もなく今日に及んで居る。蓋し、此の所有慾は人間の生存に必然的に伴ふ動物的衝動とも謂ふべきものであつて、到底之れを剝奪することを得ない。従つて人間を、此の地球上に存在してからの人間として眺めて見れば、其の利己心に訴へなければ、生産と云ふことは出来ないのである。

此の故に、生産に用ひられた資本、又其の資本を活用して生れた生産の結果——其の中には直接享樂に用ひられるものもあれば、次の生産の爲めに用ひられるものもあるが、孰れも其の私有を認める必要があり、財貨私有の制度は其の發生の起因を人間の自然的本質に置いて居ると見ることが出来る。之れと同時に、此の制度は社會全般の爲めにも必要且つ十分な存在の理由がある。

財貨私有の制度に依つて個人が其の欲望を満足せしむると共に、其の個人の屬する社會の財貨は、私有の刺戟に因つて増加し、生産の擴張に依つて所屬社會の經濟的發展を爲さしめることが出来る。又人間には體質上に強弱の差があり、智能上に賢愚の別があつて、人は生れながらにして平等であると云ふことは出来ない。又假に生來は平等であつた場合に於ても、生れた後の其の人の努力如何に依つて、大なる競争上の差異がそこに生れて來るのである。事實に存在する此の

差別を撤廃すると云ふことは、爲し得べからざることであると同時に、爲すべからざることであらう。而して此の各人の努力を刺戟する最も有效なものは何であるか。それは疑ひもなく財貨の私有であつて、之れに依つて各人の努力を緊張せしめ、此の緊張した努力の結果は社會の各方面に互つて、そこに進歩と云ふものが生れて来る。固より此の競争より落伍する者を如何に處理するかは別に考ふべきことであると思ふが、少くとも個人の競争に依り社會は發達して来る。即ち財貨私有制度の存在は、社會の文化的進歩を促す最も有效なる途であると言はねばならぬ。若し假に財貨の私有を否認した社會を想像して見れば、一切の生産手段は固より共有でなければならぬ。獨り資本が社會の共有になるのみならず、生産も社會の經營に移り、其の生産の果實も亦社會の共有であらねばならぬ。而して生産の果實を社會の各人に分け與へると云ふことになるのであるが、かくの如き場合に於ては、何人も働くことを希望しないのである。そこで勞働の強制と云ふことが必要となつて来る。自己が欲せざる仕事にでも強制を受けねばならぬことになり、生産の能率が擧がらざる許りでなく、非常に窮屈な壓制の社會となるであらう。かのソヴェエツト政府は其の成立の當初に於て文字通り共產主義を實行しようとして試みたが、其の所期は失敗に終り、矢張或程度迄財貨私有の刺戟に依り人を動かす必要があると云ふ結論となり、既に總論に於いて

述べし如く、所謂新經濟政策が行はれるに至つた。

以上の如く財貨私有制度は個人及び社會の兩方面から觀て、其の存在を是認し得る。併しながら、今日財貨私有に對しては反對論が相當に強く唱へられて居る。或は同じ社會を構成する人間として與へられる社會生活上の享樂の程度に、非常なる懸隔のあるのは適當でない。或は何の働きもなしに財産を得るとか、親の財産を子供が其の儘繼承する等と云ふが如きは、洵に不合理なことであると言ふのである。

確かに生産組織が發達して、所謂資本主義の盛に活動して居る場合に於ては、生産の數量は極めて夥しいものであつて、若し其の生産の果實に財貨私有の制度を文字通りに實行したならば、一方には非常に富める者を生ずると同時に、他方には其の日の生活にも困る様な人も出て来るのである。成程人間に強弱賢愚の別があり、努力の上に差があるから、其の結果受けるところの生産果實の分量に差異を生ずると云ふことは免かるべからざることであつて、其の差別を利用して生産の刺戟を與へんとするところに、財貨私有制度の第一の意義があり、又従つて收得上の果實の差を是認せざるを得ないことになるのである。併しながら、單にそれのみを考へて濟して置くことは適當でない。蓋し、財貨私有制度の第二次的意義は、此の財貨の私有を認めることに依り、社

會全般の利益となり、其の發達を期して居るのである。のみならず、財貨は各人の努力に俟つところが多いけれども、其の財貨を入手するには、其の各人が屬する社會が存在し、治安維持、其の一切の事情に於て、財貨の所得を可能ならしめてくれた結果であることは勿論である。従つて、財貨私有制度の社會的效果の方面から見ても、使用又は消費の認容せらるべき自己の生命及び家族扶養の爲め必要なる財貨の分量を最下限として、人に刺戟を與へることを必要とする限度以上の分配は、之れを社會一般の必要より適當に制限し、以て其の利用に充てると云ふことが生じて來る。かくの如くにして、所謂過剰所得を制限すると共に、例へば何等の働きもせず親の財産を偶々子供が取得すると云つた様な勞せずして取るところのものは、財貨私有を認容する第一次的意義、即ち個人の欲望を刺戟すると云ふ點より見て、制限せねばならぬと云ふ結論になる。

ここに財貨の分配は合理的平等であると言へよう。即ち貧富の差があつても、其の差は説明が出来る。貧者たるには貧者たるの理由が存在して居る。又弱者としては別に其の生活の安定を圖るの方法を講ずることになるから、此の點に關する社會の不安はない譯である。

三、財貨私有の制限

總ての財貨は之れが私有を許し、従つて全く私有者の自由利用に供せらるべきものであるが、所有權の作用として公の秩序より法律上の制限を受くる場合を除き、財貨私有を認むる個人的理由並に社會的效果の兩方面より觀て、財貨私有に制限を加ふるの方法は大體二様ある。一は財貨を取得する場合に於て、其の取得を制限するもの、二は財貨の效用方面より見て、私有又は使用を制限するものである。

第一の財貨取得の場合に於て制限する方法は、即ち財貨を新たに取得する場合に於て、其の財貨取得の原因、取得する財貨の數量等を見て制限せんとするものである。凡そ生産の結果生ずる果實は生産參加者の間に分配せられなければならぬ。生産參加者とは即ち生産の要素たる資本、企業並に勞力の提供者を謂ふ。而して、生産參加者の間に於ける分配が公平であらねばならぬことは勿論である。現在に於て資本に對する利子、企業に對する報酬及び勞力に對する賃銀を支拂ひたる外、残りの利潤は此の三者間に分配せらるる例が尠くない。併し其の分配にあつては、資本に對する部分は暫く之れを措き、企業に對するものが通常著しく優先的であり、勞力に對する利潤の分配はなきこともあれば又あつても少いことを常として居る。ここに分配の不公平、勞働者側から勞働條件改善と云ふことが叫ばれて居るのであつて、勞力に對する賃銀の状態を改善